

平成26年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成26年6月16日（月）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第 1号 平成25年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 4 報第 2号 平成25年度上牧町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 5 報第 3号 平成25年度上牧町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 6 議第 1号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 2号 上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 3号 上牧町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第 4号 平成26年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について
- 第10 議第 5号 上牧町庁舎耐震補強・改修工事及び太陽光パネル設置工事請負契約の締結について
- 第11 議第 6号 上牧小学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結について
- 第12 議第 7号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第13 議員提出議案第1号 上牧町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第14 意見書案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）
- 第15 意見書案第2号 子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業までに拡充し、窓口無料化を求める意見書（案）
- 第16 意見書案第3号 さらなる年金削減の中止を求める意見書（案）
- 第17 意見書案第4号 「海外で戦争する国」に変える集団的自衛権の行使容認に反対する意見書（案）
- 第18 意見書案第5号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）

本日の会議に付した事件

第1から第18まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	康村昌史	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	富木つや子
5番	石丸典子	6番	堀内英樹
7番	吉中隆昭	8番	木内利雄
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	東充洋	12番	服部公英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
教育長	浅井正溢	総務部長	池内利昭
都市環境部長	西山義憲	住民福祉部長	竹島正貴
水道部長	杵本和敏	教育部長	竹島正智
保健福祉センター館長	下間常嗣	都市環境部理事	高木雄一
総務課長	阪本正人	秘書課長	藤岡達也
まちづくり推進課長	大東四郎	上下水道課長	今西奉史

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 磯部敬一 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（服部公英） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、平成26年第2回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

どうか、議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（服部公英） これから本日の会議を開きます。



◎町長のあいさつ

○議長（服部公英） 初めに、招集者のあいさつをお願いします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成26年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には早朝よりご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして簡単に説明させていただきます。

報第1号につきましては、一般会計繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

報第2号につきましては、一般会計事故繰越し繰越計算書の報告でございます。

報第3号につきましては、下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

議第1号、上牧町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部改正によるものでございます。

議第2号、第3号につきましては、上牧町ささゆりルーム設置条例の一部改正、消防コミ

ユニティセンター設置条例の一部改正については、字の区域及び名称の変更による地方自治法第260条第1項の規定により改正するものでございます。

議第4号 平成26年度上牧町一般会計補正予算（第1回）につきましては、1,081万6,000円を追加し歳入歳出の総額をそれぞれ71億4,675万6,000円とさせていただいております。

主な内容につきましては、総務費といたしまして、巡回バス運転業務委託料、公用車購入費として533万6,000円。

次に、衛生費では、ごみ中継施設基本計画策定業務委託料として464万4,000円を計上させていただきます。

次に、教育費では、公民館等集会施設改修補助金、学校開放、夜間開放業務委託等の委託料といたしまして83万6,000円を計上しており、それらに係る歳入の財源として基金繰入金で調整をし1,081万6,000円の増額を計上しております。

議第5号、議第6号につきましては、庁舎耐震補強・改修工事及び太陽光パネル設置工事、上牧小学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

議第7号につきましては、上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任でございます。

以上のとおり案件を上程いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議いただき、承認、議決賜りますよう、お願い申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

◇

◎議会運営委員会の報告

○議長（服部公英） あいさつが終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

東議会運営委員長。

（議会運営委員長 東 充洋 登壇）

○議会運営委員長（東 充洋） おはようございます。

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会を、6月12日午前10時から全委員出席により、会期日程、一般質問につい

て慎重審議の結果、次のとおり決しました。

会期日程は、冒頭、今中町長より6月24日、全国広域圏総会が東京で開かれ出席するため、日程調整の依頼があったため十分考慮し、6月16日本会議、6月17日総務建設委員会、6月18日文教厚生委員会、6月19日一般質問、6月20日一般質問、6月21日、6月22日、6月23日、6月24日を休会、6月25日本会議とし、会期を6月16日から6月25日までの10日間で、すべて午前10時開会と決定いたしました。

議案審議につきましては、報第1号、報第2号、報第3号、議第7号、議員提出議案第1号を初日の本会議において議案審議し、議第1号から議第6号、意見書案第1号から意見書案第5号までをお手元の付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしました。

一般質問につきましては、議員8名が通告されており、通告者順に6月19日、堀内議員、東議員、石丸議員、辻議員、6月20日、富木議員、康村議員、長岡議員、木内議員と4名ずつ行い持ち時間は従来どおり、理事者側の答弁を含め一人1時間以内と決定いたしました。

意見書案第1号について、陳情者より最終本会議に手話通訳との要請があったため、奈良県聴覚障害者支援センターへ派遣依頼していると議会事務局から報告がありました。

委員から議会基本条例、住民参加及び町民との連携、第5条に基づき陳情者が傍聴や意見を述べる機会などを考慮して初日の本会議、文教厚生委員会、最終本会議に手話通訳の派遣依頼をしてはどうかとの意見が出されました。議会運営委員会は、陳情者の希望された状況で対応することとして全委員、確認されました。また、手話通訳の派遣の費用については、上牧町と奈良県視聴覚障がい者支援センターと契約をしているため、1時間あたり4,500円かかる費用を福祉費から支出されるとの説明があり全委員了承されました。

次に、委員から6月9日に開かれた財政問題特別委員会において、議題と関わりがない発言が行われ委員会が紛糾した。当該委員の発言は、会議規則等のルールにそっていないため不規則発言にあたり今後規則にそった発言を求めよう、議長、委員長に求めるとの意見が出された。今回の不規則発言とされている当該委員から町への質問は、財政問題特別委員会で行われたのではなく、議員として議会基本条例の議員と町長等執行機関の関係、第7条第3項に基づいて行われており、当初、町から回答がないとしていたが、町側から回答は行っていると説明があり、当該委員は回答に納得できない旨の発言がありました。

議会運営委員会は、今回のことについては、議会基本条例にそって当該委員が行っている以上、満足いくまで条例にそって会期中又は閉会中にかかわらず、議長を經由して町長に対し文書にて質問を行い、町長等に文書によっての回答を求めていただくことに全委員、異議

なく決しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

————— ◇ —————

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服部公英） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、富木議員、5番、石丸議員を指名いたします。

————— ◇ —————

◎会期の決定について

○議長（服部公英） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの10日間にいたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月25日までの10日間と決定いたしました。

————— ◇ —————

◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（服部公英） 日程第3、報第1号 平成25年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 報第1号 平成25年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり作成したので報告する。

平成26年6月16日報告 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 報第1号 平成25年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成25年度上牧町一般会計補正予算（第4回）で計上いたしました繰越明許費の計算書の報告でございます。

ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） おはようございます。5番、石丸典子です。

繰越明許費の繰越計算書ですけれども、3月の補正で上がった約7億6,000万円の事業ですけれども、年度末の補正ということで、実質、平成26年度事業になってきております。それで、それぞれの4つの事業、工事において、それぞれの事業の進捗状況と工事、事業完了の見込みについてご説明をお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） まず1点目でございます。庁舎耐震補強・改修工事及び太陽光パネル設置事業につきましての今の進捗状況でございます。進捗状況につきましては、今回議案のほうでも上げさせていただいております。そこで議決をいただくわけでございますが、この議決をいただいたあとに業者と工事の日程をさしていただきまして進めて参りたいと考えております。それと竣工につきましては、27年の3月31日までに完成を目指しております。

以上でございます。

○5番（石丸典子） 一通りお願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 子ども・子育て支援新制度対応システム構築委託業務でございますが、ただいま子ども・子育て会議で計画しております。システムについては、ただいま検討中でございます。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） システムの構築につきましては、平成27年3月31日までを予定しております。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 続きまして、小規模住宅地区道路改良工事でございますが、現在、完了しております。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 続きまして、上牧小学校整備事業でございますけれども、これは庁舎耐震と同じく本議会で契約の議案を提出させていただいております。議決後に契約をいたしまして、工期といたしましては、夏休みを中心でございますけれども、一応、27年3月31日まで工期の方はとっております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 一通りご説明いただきましたけれども、大きな事業ですね、庁舎の耐震補強・改修工事と太陽光パネル設置の事業と小学校の整備事業ですけれども、これは予定どおり繰越しをして今年度内に事業が完了するということによろしいですか。他の自治体では、公共事業が予定通りに進まないという事例も起こってきておりますけれども、この繰越しの事業については、平成26年度末で完了というふうな見込みでよろしいですか。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） はい、そのとおりでございます。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 上牧小学校整備事業につきましても、26年度中に完了する予定でございます。

○5番（石丸典子） はい、結構です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

(「ほかになし」と言う者あり)

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

よって、本案の報告は終了いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑

○議長（服部公英） 日程第4、報第2号 平成25年度上牧町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 報第2号 平成25年度上牧町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成25年度上牧町一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり作成したので報告する。

平成26年6月16日報告 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 報第2号 平成25年度上牧町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、平成26年3月26日開催の全員協議会で説明いたしました事故繰越しの計算書の報告でございます。

ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

堀内議員。

○6番（堀内英樹） 6番、堀内です。

今、説明いただきました。すでにこの事業は、事実上完了しているという報告があったかと思えます。そらそれで結構なんですけど、まあ事故繰越しに関しては、何年かぶりに出て参りました。それでお聞きしたいのは、事故繰越しについての、この要件というか、基準がきわめて限られております。例えば異常気象等の問題とか工事現場での大きな障害とかね、きわめてまれなケースに適用される例であります。今回の場合も含めてですね、この事故繰越

しについての扱いについての町の基本的な考え方をこの際、今一度確認させていただきたい。どういうケースについて、万やむなくこの事故繰越しという制度を使うのかと、そのところを今回の例も含めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今、堀内議員の方から事故繰越しにつきましての内容を説明をされましたけれども、基本的な内容につきましてはそのとおりでございます。急な事故とまあ気象変更による事故とまた予期せぬ部分の中での繰越明許費での中での事故繰越しということの中でそういうふうな意見が相対的な部分でございます。

ただ、これにつきましては、繰越明許費をいたしておりまして、契約等の段階でなかなかそういう部分において、まあ事象がなかなか進みませんでした。その部分の中で繰越明許費をいたしておりましたけれども、その工期を過ぎて次年度へいったという部分でございます。これにつきましても、それにつきましては、事故繰越しという形の部分で扱いをさせていただきまして、今回この明許費の計算も報告となったところでございます。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） それで今後ですね、町としてこの事故繰越しというものについての考え方、つまり基本的には事故繰越しはやらないんだと、つまりそういう例と言うのは極めてまれですから、そういう考え方で臨まれるのかどうか、そのところだけもう一度答弁お願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 先ほど申しましたように、基本的な部分につきましては、やむを得ないという部分の中での事故繰越しでございますので、基本的には本来あまり事故繰越しを、承認をしていただくという部分は、まずまれでございます。今おっしゃったように本当にまれな部分の中での事故繰越しという部分の考え方でございます。

○6番（堀内英樹） 結構です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

よって、本案の報告は終了いたしました。



◎報第3号の上程、説明、質疑

○議長（服部公英） 日程第5、報第3号 平成25年度上牧町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 報第3号 平成25年度上牧町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度上牧町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり作成したので報告する。

平成26年6月16日報告 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 報第3号 平成25年度上牧町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明いたします。

本年、第1回定例会の平成25年度下水道事業特別会計補正予算（第3回）で、計上いたしました繰越明許費の計算書の報告でございます。

ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

よって、本案の報告は終了いたしました。



◎議第1号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第6、議第1号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○**議会事務局長（磯部敬一）** 議第1号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について。

上牧町税条例等の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成26年6月16日提出 上牧町長 今中富夫。

○**議長（服部公英）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○**総務部長（池内利昭）** 議第1号 上牧町税条例等の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

今回の税条例の一部を改正する条例案につきましては、まず、第1条改正で第23条第2項及び3項については、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う規定の整備でございます。

次に、第33条第5項では、地方税法の改正により適用条文の号ずれによる条文の整備でございます。

次に、第34条の4では、地方法人税の創設に対応した法人町民税に係る法人税割の税率引き下げに伴う規定の整備でございます。

次に、第48条第2項及び5項では、法人税法において外国法人の外国税額控除制度新設に伴う規定の整備でございます。

次に、第52条第1項では、法人税法において外国法人の申告納付制度新設に伴う規定の整備でございます。

次に、第57条、続けて第59条では、地方税法の改正により適用条文の号ずれによる条文整備でございます。

次に、第82条でございます。これにつきましては、地方税法改正により軽自動車税の税率について、規定の整備でございます。

次に、附則第4条の2では、租税特別措置法の改正により適用条文の項ずれによる条文整備でございます。

次に、附則第7条の4では、地方税法の改正により適用条文の項ずれによる条文整備でございます。

次に、附則第16条では、地方税法の改正により車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車、経年車に対すす重加に係る規定の新設でございます。

次に、附則第19条第1項、続いて附則第19条の2第2項は、地方税法の改正により規定の明確化をするための条文整備でございます。

次に、附則第19条の3第2項は、地方税法の改正により非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例について、相続若しくは遺贈による取得に係る条文整備でございます。

次に、附則第22条、続いて附則第22条の2及び附則第23条については、東日本大震災に係る特例について、必ず条例によって定めなければならないとされている事項を除き、条例に規定しないことによる規定の削除でございます。

次に、第24条及び附則第25条については、附則第22条から第23条の削除による規定の繰上げでございます。

次に、第2条改正では、地方税法の改正による条ずれ及び項ずれによる規定の条文整備でございます。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

以上が、改正内容でございます。

議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次へ進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第7、議第2号 上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第2号 上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する条例について。

上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成26年6月16日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 議第2号 上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する条例案

について、説明いたします。

今回の改正につきましては、字の区域及びその名称が変更となりますので、それに伴い上牧町ささゆり台1丁目1番1号に改正をするものです。

附則、この条例は、平成26年6月30日から施行する。

以上です。

議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次へ進みます。



◎議第3号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第8、議第3号 上牧町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例について、これをこれを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第3号 上牧町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例について。

上牧町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成26年6月16日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 議第3号 上牧町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

今回の改正につきましては、字の区域及びその名称が変更となりますので、それに伴い上牧町ゆりが丘1丁目7番20号に改正をするものです。

附則、この条例は、平成26年6月30日から施行する。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次へ進みます。

◇

◎議第4号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第9、議第4号 平成26年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第4号 平成26年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について。

平成26年度上牧町一般会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

平成26年6月16日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 議第4号 平成26年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について、説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,081万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,675万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入におきましては繰入金、財政調整基金繰入金で4,897万円の増額、公共施設整備基金繰入金で3,815万4,000円の減額を行っております。

歳出では、総務管理費の財産管理費、備品購入費、公用車購入費で474万3,000円の増額、清掃費、塵芥処理費、委託料で、ごみ中継施設基本計画策定業務委託料で464万4,000円の増額の計上を行っております。

以上が補正の概要でございます。

議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次へ進みます。

◇

◎議第5号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第10、議第5号 上牧町庁舎耐震補強・改修工事及び太陽光パネル設置工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第5号 上牧町庁舎耐震補強・改修工事及び太陽光パネル設置工事請負契約の締結について。

上牧町庁舎耐震補強・改修工事及び太陽光パネル設置工事について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成26年6月16日提出 上牧町長 今中富夫。

記 1. 工事名 上牧町庁舎耐震補強・改修工事及び太陽光パネル設置工事。

2. 工事場所 北葛城郡上牧町大字上牧地内。

3. 工事期間 契約の日から平成27年3月31日まで。

4. 工事金額 5億2,164万円（内消費税及び地方消費税額 3,864万円）。

5. 契約の相手方 奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1

村本建設株式会社 奈良本店 取締役常務執行役員本店長 市岡 武。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 議第5号 上牧町庁舎耐震補強・改修工事及び太陽光パネル設置工事請負契約の締結について、説明をいたします。

工事期間につきましては、契約の日から平成27年3月31日までとなっております。契約金額は、5億2,164万円、内消費税額は3,864万円でございます。契約の相手方は、奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1、村本建設株式会社 奈良本店、取締役常務執行役員本店長市岡 武でございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次へ進みます。

◇

◎議第6号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第11、議第6号 上牧小学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第6号 上牧小学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結について。

上牧小学校耐震補強工事及び大規模改修工事について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成26年6月16日提出 上牧町長 今中富夫。

記 1. 工事名 上牧小学校耐震補強工事及び大規模改修工事。

2. 工事場所 北葛城郡上牧町上牧地内。

3. 工事期間 契約の日から平成27年3月31日まで。

4. 工事金額 1億7,388万円。（内消費税額及び地方消費税額 1,288万円）

5. 契約の相手方 奈良県奈良市高天町38番地の3

大日本土木株式会社 奈良営業所 所長 高田正晃。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（竹島正智） 議第6号 上牧小学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結について、説明させていただきます。

平成26年3月議会に提出をいたしました平成25年度上牧町一般会計（第4回）補正予算におきまして、上牧小学校耐震補強工事及び大規模改修工事の予算を議決いただきましたが、このたび入札が整いましたので契約の運びとなりました。

契約をするにあたりまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

契約内容について説明させていただきます。

まず、入札の方法でございますけれども、総合評価落札方式でございます。工事期間は、契約の日から平成27年3月31日までとなっております。契約金額につきましては、1億7,388万円でございます。内消費税及び地方消費税は1,288万円です。契約の相手方は、奈良県奈良市高天町38番地の3、大日本土木株式会社 奈良営業所、所長 高田正晃でございます。

以上でございます。

慎重審議のうえ、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

- 議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次へ進みます。



◎議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部公英） 日程第12、議第7号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（磯部敬一） 議第7号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

上牧町固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成26年6月16日提出 上牧町長 今中富夫。

記 北葛城郡上牧町大字上牧2476番地 山崎久由 昭和23年9月1日生。

- 議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

- 副町長（田中一夫） 議第7号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、説明いたします。

現固定資産評価審査委員の山崎久由氏が、今回任期満了となりますので、引き続きお願いいたしたく提案するものです。

山崎久由氏の経歴につきましては、配付の略歴のとおりです。

同意いただきますようお願いいたします。

- 議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

- 議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

- 議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。



◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第13、議員提出議案第1号 上牧町議会会議規則の一部を改正する規則について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(磯部敬一) 議員提出議案第1号 2014年6月16日。

上牧町議会議長 服部公英 殿。

提出者 上牧町議会議員 東 充洋。

賛成者 上牧町議会議員 辻 誠一。同、富木つや子。同、堀内英樹。同、木内利雄。同、芳倉利次。

上牧町議会会議規則の一部を改正する規則(案)

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び上牧町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

○議長(服部公英) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

11番、東議員。

○11番(東 充洋) それでは、上牧町議会会議規則の一部を改正する規則案について、ご説明をさせていただきます。

上牧町議会会議規則(昭和62年9月議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第102条中「通信機器類(携帯電話、ポケットベル等)、」及び「、写真機及び録音機」を削る。

第106条を次のように改める。(情報通信機器等の利用制限) 第106条 何人も、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会等の町議会に関する会議に、情報通信機器、新聞紙、書籍等を持ち込んで利用する場合は、当該会議の目的外で使用してはならぬ

い。

附則、この規則は、平成26年7月1日から施行する。いうものです。

これは、議会にタブレットを導入するということに基づいて、タブレットには携帯電話、まあ通話はないんですけども、通信機器として扱われます。せやから、写真機能も録音機能もあるということで、これを持ち込むわけですから、この規則の改正を行うというものでございます。

どうか、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎意見書案第1号の上程、弁明

○議長（服部公英） 日程第14 意見書案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 意見書案第1号 2014年6月16日。

上牧町議会議長 服部公英 殿。

提出者 上牧町議会議員 堀内英樹。

賛成者 上牧町議会議員 康村昌史。 上牧町議会議員 長岡照美。 上牧町議会議員 辻誠一。 上牧町議会議員 富木つや子。 上牧町議会議員 石丸典子。 上牧町議会議員 吉中隆昭。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

6番、堀内議員。

○6番（堀内英樹） 6番、堀内です。

それでは、意見書案第1号ですね、「手話言語法」制定を求める意見書案について、説明させていただきます。

まず、意見書案の朗読を申し上げます。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、上牧町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」（仮称）を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2014年6月16日 奈良県上牧町議会。

こういうことでもあります。少し補足説明さしてください。

聴覚障がい者の人たちが、人とか社会とコミュニケーションを図る手段として基本的に3つあります。1つは手話、2番目に口話、3番目は筆談であります。このうちの2の口話というのは、読話または読唇術。話し手の唇の動きや顔の表情から話の内容を読み取る方法であります。大変技術的には難しい方法と言われております。今日では、手話が、本議会でも何年か前に意見書があり、この場所でも手話が使われました。その手話は、一般的であると考えられているのでありますが、比較的最近のことでもあります。おそらくここ10年とか20年とか長くても30年以前からの程度の話であります。ということは、20世紀全盛期の時代は、口話というのは中心でありまして、ろう学校で長年にわたってこれが基本的に教えられてきたというのが実態であります。

町で皆さん、聴覚障がい者の方々同志が会話しておられるのをご覧になることがあると思いますが、手ぶりとか身ぶりで会話しておられます。それから相手の表情とかね、唇の動き、ここを見ながら会話しておられます。まわりで見ていると、何をやりとりしておられるのか、さっぱりわかりません。手話の方は多少はわかります。これが口話であったり、先ほど申し上げた読話、読唇術と言われるコミュニケーションの手段であります。大変難しい方法でありますので、当事者同士は、ある程度できるんですが、社会とか我々全く部外者とのコミュニケーションには、手段としては大変通用しにくい。これが実態であります。

そこで、開発されたのが繰り返しになりますが、手話であり共通言語として社会が認めそして更に普及させるということを求めるのが、この意見書の趣旨であり、方法としては、「手話言語法」(仮称)の制定を求める意見書ということで提出申し上げました。各議員におかれましては、慎重審議いただき、ぜひ採択いただきますようお願い申し上げます趣旨説明とさせていただきます。

以上です。

○議長(服部公英) 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次へ進みます。

◇

◎意見書案第2号の上程、弁明

○議長（服部公英） 日程第15 意見書案第2号 子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業までに拡充し、窓口無料化を求める意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 意見書案第2号 2014年6月16日。

上牧町議会議長 服部公英 殿。

提出者 上牧町議会議員 石丸典子。

賛成者 上牧町議会議員 東 充洋。

子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業までに拡充し、窓口無料化を求める意見書（案）

上記議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

5番、石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

ただいま提案の意見書案の説明をさせていただきます。

上牧町では、ことしから子育て支援策として子どもの医療費助成制度が、通院、入院ともに小学校卒業までに拡大され、中学生は入院費が助成されることになりました。しかし、多くの子育て世代から給料日前に子どもが熱を出し具合の悪い子を連れて銀行へ行ってからお医者さんへ連れて行くのは大変。他府県では、窓口の負担なしで病院に行けたのに、など子どもの病気は待たなしで、窓口無料化は切実な願いです。

よって、この意見書を提案するものです。

では、朗読に入らせていただきます。

子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業までに拡充し、窓口無料化を求める意見書(案)。

少子高齢化社会からの脱却が喫緊の課題となって久しいが、いまだに少子高齢化を食い止める状況には至っていない。こうした状況は、「非正規労働で先行きが見えない」「結婚したくても経済的にできる状況にない」など、若い世代の生活環境が一段と厳しさを増していることが大きな原因となっている。

子育て世代が、安心して暮らせる社会の構築が求められるが、特に医療にかかる費用負担の軽減が急がれている。

現在、奈良県では、医療費負担分をいったん窓口で支払い、一部負担金を除いて、後日、預金口座に振り込まれる「自動償還払い」の制度となっている。所得の低い子育て世代にとって、窓口でいったん立て替えて支払わなければならないことは大きな負担となっており、

受診をためらうことにもなっている。

全国では、すでに36都道府県で窓口負担なしで受診することができ、近畿では奈良県以外のすべての府県が窓口負担なしの医療費助成制度である。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を願う上でも、子育て世代を応援するためにも、現行の医療費助成制度の拡充を進めるとともに、窓口負担のない医療費助成制度を速やかに創設されることを強く要望する。

- 記
1. 奈良県として、通院にかかる医療費についても中学校卒業まで助成すること。
 2. 奈良県として、窓口負担のない助成制度とすること。
 3. 窓口負担のない子どもの医療費助成制度を、国の施策として制度化するよう国に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年（平成26年）6月16日 奈良県上牧町議会。

この意見書は、奈良県あてへの意見書でありますので、議員の皆さんご審議いただきまして、採択いただけますようによりしくお願いいたします。

以上です。

○議長（服部公英） 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次へ進みます。



◎意見書案第3号の上程、弁明

○議長（服部公英） 日程第16 意見書案第3号 さらなる年金削減の中止を求める意見書(案)、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 意見書案第3号 2014年6月16日。

上牧町議会議長 服部公英 殿。

提出者 上牧町議会議員 東 充洋。

賛成者 上牧町議会議員 石丸典子。 上牧町議会議員 辻 誠一。

さらなる年金削減の中止を求める意見書（案）

上記議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出する。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

11番、東議員。

○11番（東 充洋） さらなる年金削減中止を求める意見書（案）について、趣旨弁明をさせていただきます。

朗読をもって行わせていただきます。

さらなる年金削減の中止を求める意見書（案）

2012年11月16日には、衆議院解散に先立ちほとんど審議される事のないまま、3年間で年金2.5%も削減する法律が成立しました。

「特例水準の解消」を理由としていますが、これは2000年から2002年に消費者物価指数が下がった時に高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために年金を下げずに据え置いたために現在の年金水準が高いままになっているというものです。

しかし、灯油など生活必需品の値上げ、各種控除の縮小などによる増税、社会保険料のあいつぐ引き下げなどで高齢者の生活は厳しさを増しています。いま、10年以上も以前の理由で年金を引き下げる事は、高齢者の生活に甚大な影響を与えます。

昨年、12月に年金額の改定通知書が届いて以来、多数の受給者が行政不服審査請求を行い、その数は12万6千人を超えるに至りました。「物価が上がり、消費税が増税されるなかで、これ以上年金が削減されたら、生活が成り立たなくなる」という高齢者の怒りがうねりになって大きな数になりました。

年金の削減は消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響をあたえることが懸念されます。地域経済にも大きな影響を及ぼします。安倍首相は、「経済の好循環」を経済政策の柱にしていますが、年金のさらなる削減は、それに逆行するものです。

さらに、2.5%削減に続いてマクロ経済スライドの実施および改悪による連続的な年金削減が計画されています。また、年金制度の改悪によって、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念されます。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るため、以下の事項を要望します。

1. 年金のさらなる削減を中止すること。
1. 年金削減のしくみ「マクロ経済スライド」を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年6月16日 奈良県上牧町議会。

というものです。本当に年金が、どんどんと引き下げられるというようなくみになっているわけですから。いま本当に高齢化と言われている社会で年金を糧に生活されている方が、非常に多いなかでこのような事態になりますと、本当に生活が成り立たないというような状況になりますので、ぜひご採択いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（服部公英） 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次へ進みます。



◎意見書案第4号の上程、弁明

○議長（服部公英） 日程第17 意見書案第4号 「海外で戦争する国」に変える集団的自衛権の行使容認に反対する意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 意見書案第4号 2014年6月16日。

上牧町議会議長 服部公英 殿。

提出者 上牧町議会議員 東 充洋。

賛成者 上牧町議会議員 石丸典子。 上牧町議会議員 辻 誠一。 上牧町議会議員 堀内英樹。

「海外で戦争する国」に変える集団的自衛権の行使容認に反対する意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出する。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

11番、東議員。

○11番（東 充洋） 「海外で戦争する国」に変える集団的自衛権の行使容認に反対する意見書（案）について、趣旨弁明を行わせていただきます。

朗読をもって行わせていただきます。

「海外で戦争する国」に変える集団的自衛権の行使容認に反対する意見書（案）。

安倍内閣は、これまでの憲法解釈を変えて、集団的自衛権の行使を認めようとしています。

集団的自衛権の行使は、日本への武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使するもので

す。それは憲法9条で禁じている「交戦権」を認めるなど憲法上の歯止めをは外し、自衛隊がアメリカと共に世界のどこでも武力行使ができる日本を「海外で戦争する国」にしようとするものです。

この重大な転機を閣議決定で強行し、一内閣の判断で憲法解釈を勝手に変えるやり方は立憲主義の否定であり断じて許されません。

戦争のない平和なアジアと世界を願う私たちは、憲法を破壊する集団的自衛権の行使を絶対に許しません。

よって、下記の事項を強く求めます。

記 1. 憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認を行わないこと。

1. 日本国憲法第9条を守り、生かすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2014年6月16日 奈良県上牧町議会。

これ、連日マスコミで今、自民党、公明党で協議されているということで、大きく毎日報道されているわけではありますが、本当に一内閣が解釈を変えて、いろいろ戦争ができるというような国にするというようなことは、やはりこの憲法というのは、ほんまに立憲、憲法であり権力を抑制するという力があるにもかかわらず、それを外してしまうということは、自分たちで自分たちの都合のいいようなものにしてしまうという本当にこんな大変なことを許してはならないというふうに思うんです。これは、私は本当にこのまいますと、昔の赤紙1枚で、我々の肉親が戦争にとられたというあの暗い時代をまた再現するということになります。なぜならば、今、少子高齢化というて子どもの数が少ないと言われているんです。これで、自衛隊に入る若者たちが本当に戦争するような自衛隊を望んでいるのか、ということにもなろうかと思えます。すると自衛隊員が減ります。自衛隊が減れば戦争をできる国にはならないんです。そしたらおのずと話は赤紙というところに進むのではないかというふうに懸念がされているところでございます。

どうか皆さん、採択のほどよろしくお願いします。

○議長（服部公英） 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次へ進みます。



◎意見書案第5号の上程、弁明

○議長（服部公英） 日程第18 意見書案第5号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 意見書案第5号 2014年6月16日。

上牧町議会議長 服部公英 殿。

提出者 上牧町議会議員 長岡照美。

賛成者 上牧町議会議員 富木つや子。同、堀内英樹。同、吉中隆昭。同、康村昌史。

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

2番、長岡議員。

○2番（長岡照美） 今回の意見書につきましては、案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）でございます。

現在、本年度の診療報酬改定や国会での「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」の審議において、改めて地域包括ケアシステムの構築が議論されております。このような中、全国の自治体では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向け、いわゆる2025年の姿を見すえつつも、増高する保険料などに苦慮しています。

については、社会保障・税一体改革の円滑な進行のために、本年4月から引き上げられた消費税財源を的確に活用しながら、全国の自治体の実情に応じ、国の積極的な支援として下記の事項を実施するよう強く要望する。

記 1. 医療・介護福祉の良質な人材確保のため、国家戦略として抜本的な対策を講じること。特に介護は、2025年に向けてさらに100万人の人材が必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。また、外国人の人材活用については、影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。

2. 在宅訪問診療に係る今回の診療報酬改定により、集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切

に対応すること。

3. 地方自治法の改正により創設される連携協約制度を活用した広域行政上の取り組み事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。

4. 社会保障・税一体改革の趣旨に添い、平成26年度に引き続き、消費税を財源とする財政支援制度を拡充すること。

5. 特養入所者の重点化に伴い、自立した生活が困難な要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月16日 奈良県上牧町議会。

上牧町におきましても、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいただいているところがございます。各議員におかれましては、慎重に審議のうえ賛同いただき、ぜひご採択いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次へ進みます。

◇ _____ ◇ _____

◎議第1号から議第6号、意見書案第1号から意見書案第5号の委員会付託

○議長（服部公英） おはかりいたします。

ただいま、議題となっております議第1号から議第6号、意見書案第1号から意見書案第5号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、また一般質問については、理事者側の答弁を含め、一人1時間以内とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また一般質問については、一人1時間以内とすることに決定いたしました。

_____ ◇ _____

◎散会の宣言

○議長（服部公英） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも、皆様ご苦労さまでございました。

散会 午前11時15分

平成26年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成26年6月19日（木）午前10時開議

第1 一般質問について

6番 堀内英樹

11番 東充洋

5番 石丸典子

3番 辻誠一

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	康村昌史	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	富木つや子
5番	石丸典子	6番	堀内英樹
7番	吉中隆昭	8番	木内利雄
9番	芳倉利次	11番	東充洋
12番	服部公英		

欠席議員（1名）

10番 吉川米義

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
教育長	浅井正溢	総務部長	池内利昭
都市環境部長	西山義憲	都市環境部理事	高木雄一
住民福祉部長	竹島正貴	保健福祉センター館長	下間常嗣
水道部長	杵本和敏	教育部長	竹島正智
政策調整課長	藤岡達也	総務課長	阪本正人
まちづくり推進課長	大東四郎	住宅土地管理課長	松井真文
福祉課長	藤岡季永子	生き活き対策課長	高田健一
教育総務課長	為本佳伸	社会教育課長	吉川淳

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 磯部敬一 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。吉川議員より病気のため欠席の連絡を受けています。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議事日程の報告

○議長（服部公英） それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎一般質問

○議長（服部公英） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。



◇堀内英樹

○議長（服部公英） それでは、6番、堀内議員の発言を許します。

堀内議員。

（6番 堀内英樹 登壇）

○6番（堀内英樹） 皆さん、おはようございます。6番、堀内英樹です。

私の通告書でございますが、お気づきのことと思いますが、落ちつきのない印鑑で日付欄へひとり歩きしております。よく言って聞かせておきますので、よろしくお願ひします。

第86回通常国会は会期末を控えました。好循環実現国会とはおろか、実態は集团的自衛権

国会となりました。改めて日本国憲法を読み直しました。前文に「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とあります。どう考えても、安倍政権の閣議決定による憲法解釈変更は明らかに立憲主義のじゅうりんではありませんか。集団的自衛権の容認は、憲法第9条に定める専守防衛の放棄ではありませんか。世間全体の耳目がこの1点に引きつけられているそのどさくさ紛れに重要法案が相次いで成立しています。地方自治法、地方分権一括法、地方教育行政法、医療法と介護保険等を改正する、いずれも重要法案です。国民投票法案もございました。いずれもがこれからの社会の仕組みにかかわる法改正であると言って過言ではありません。私はこの中から、関心の高い教育委員会と介護保険制度の改正を取り上げ、町の見解をただしたいと考えています。

そこで私の質問は、大きな項目として、1、教育委員会制度と教育のあり方について。

その1、上牧町教育委員会は、地方自治法並びに地方教育行政法により設置されています。次の事項について概要説明をお願いします。教育委員の選任と委員会構成。教育委員会の主な職務と運営状況。教育長と事務局の役割と権限。町長と教育委員会との関係。

その2、地方教育行政法の改正により、戦後教育の象徴である教育委員会制度が大きく変えられようとしています。教育のあり方並びに教育の政治的中立について、どのような考え方を持っておられるのか、町長の見解をお伺いします。

大きな項目の2であります。地域包括ケアシステムの構築に向けて。

その1、地域包括支援センターは介護保険の見直しにより平成18年度から運営が始まりました。次の事項について概要説明をお願いします。地域包括支援センターの構成。介護保険制度に占める役割と機能。地域包括支援センターの運営協議会の運営。

その2、地域包括ケアシステムの構築は、現行の地域包括支援センターの運営にその原点があると思われます。地域包括支援センターの問題点と今後の課題。地域包括ケアシステムの構築への展開について町の見解をお聞きします。

以上が一般質問の項目です。再質問は質問者席から行わせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） それでは、最初のお尋ねから答弁よろしくをお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 最初のご質問、委員の選任と委員会構成というご質問でございます。

まず、教育委員は、地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し、識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て選任することとなっております。また、任命に当たりますには、保護者である者が含まれるようにしなければならないということとなっております。それから、構成でございますけれども、まず男女構成でいいますと、男性4人、女性1人でございます。政党では全員が無所属でございます。校区別で申し上げますと、上牧小学校区が1名、第二小学校区が3名、第三小学校区が1名でございます。年齢構成は40代1名、70代3名、80代1名となっております。

○6番（堀内英樹） 続いてお願いします。一通りやってください。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 次、2番目の項目で、教育委員会の主な職務と運営状況ということでございます。まず、教育委員の主な職務につきましては、月1回以上行っております教育委員会議への出席、各種学校行事への出席、その他各会議への出席など多岐にわたっております。具体的には、会議では教育行政にかかる進捗状況、各学校での諸問題等について報告を受け、協議や規則の改廃等について協議をおこなっているところでございます。

○6番（堀内英樹） 続いて、教育長と事務局の役割及び権限。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 教育長と事務局の役割ということでございますけれども、教育委員会の委員は非常勤でございます。合議制の教育委員会は、大所高所から広い視野を持って、教育行政の基本的方針や重要施策を決定することを本来の任務とするものであって、事務処理に専門的な知識と技能が要求される分野におきましては、教育委員会は大綱において教育長の行動を規律するにとどめ、個々の事務執行については教育長の判断を尊重するという運用がなされております。教育委員会の指揮監督の下に教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる常勤の教育長が置かれ、事務局の事務を統括し、所属の職員の指揮監督する事務局の長が教育長でございます。教育長は、事務局の事務を統括し、教育委員会の権限に属する全ての事務を執行する権限を持っている。これが教育長でございます。

○6番（堀内英樹） 町長と教育委員会との関係。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 町長と教育委員会の関係は、相互に対等かつ独立した事務を執行しておりますけれども、町全体として調和のとれた適正な事務の管理、執行に努める必要があることから、町長の所管の下に相互の連携を図り、相互の間でその権限について疑義が生じ

たときは町長がこれを調整することとなっております。教育委員会に対する町長の権限ということになりますと、教育委員会に関する契約を結ぶこと、それから予算を執行することが主な町長の権限かと思えます。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 教育部長から大変模範的な答弁をいただきました。文科省の役人か県教委あたりの偉いさんが説明したような感じで、内容的にはもう一つぴんとこないというところがあります。

教育長にお尋ねしたいんですが、教育長は今の説明にもありましたように、唯一常勤の教育委員ですね。そして、今説明のとおり、教育委員会の事務執行責任者でもあります。町長との関係もある意味では対等というか、必ずしも町長の下で働くということではないという説明がありました。一番教育委員会の問題点というのは、私、思いますに、今、地方分権を言っておりますね。国から機関委任事務は基本的に廃止になっております。ところが、教育分野に関しては、先ほどちょっと皮肉まじりに言いましたが、私から申し上げれば、文科省、県教育委員会、それから市町村教育委員会とこの縦の中央集権が色濃く残っている組織なんですよ。文科省は当然教科書の検定、指導要領、それから教員の人件費、これは3分の1、国負担ですね。それから、県教委への関与ということは教員の人事権全て、それから教員の人件費3分の2は県の負担です。そういう中で教育長の任命に関しては、もう既に県教委の承認というのは、まだほんのこの間まであったの、なくなりました。当然一括法で先ほど不要となったというふうに申し上げましたが、運用実態としてはなお色濃く、国、県、町という縦割り体制があって、ここが教育委員会の1つの体質であり、問題点であると。そこからいろんな問題が発生していると私は感じるんですが、教育長、どういう見解をお持ちですか。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（浅井正溢） お答えいたします。

堀内議員のおっしゃるとおり、縦割りというか、確かにそういう面が存在しておることは事実だと思うんです。そういう流れの中で、今回の教育委員会制度の改正が行われようとしているわけで、そこに首長を中心とした総合教育会議等、設けられて、大綱が示されて、その動きの中で教育委員会ともども相談をしながらやっていくという体制で、少しは今までの地方分権制度に流れがちょっと寄ってきているんじゃないかというふうに考えております。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 今、教育長から答弁いただいたんですが、今回の地方教育行政法を大変好意的に受け取っておられるという印象を受けました。

じゃ、そこで、その2に行かせてください。地方教育行政法の改正により、戦後教育の象徴である教育委員会制度が大きく変えられようとしています。教育のあり方、教育の政治的中立について、町長はどのように考えておられるのか。このところ、町長、煩わせませんが、答弁よろしくをお願いします。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 先ほど、教育部長の方からお答えさせていただきましたが、本来、我々自治体の長というのは、これ、24条で決められておるわけでございますが、教育財産の取得、処分、教育予算に関する事務を管理、執行するというのが自治体の長の今までの役割であると。今回改正されて、細かい話はいろいろあるんですが、首長は教育行政の大綱の策定、総合教育会議を主催すること、教育行政に主体的に取り組むということが今回の大きな改正のポイントであるということでございます。これが今、なぜ大きく取り上げられているのかというのは、例の大津市のいじめの問題から、教育委員会、それと学校の対応が鈍いということから、改正に至ってきているということだろうというふうに思います。

ただ、首長が変わるたびに教育の基本方針、町の基本方針が変わるとするのはよろしくないだろうというふうに私は考えております。当然、義務教育、隣の町と上牧町が、町長が違うからやり方が違うんだとこういふことはあり得ない話だろうと。基本的な部分についてはあり得ない話だろうというふうに考えております。各町特徴のある教育をやると、これは別の話でございますが、基本的な部分、これに政治力を、圧力をかけていく、町長の考え方をその中で示していく、やらしていくというのは、これは大きな間違いではないかというふうに私は考えております。

それで先般、16日の午後1時半から市町村長サミットがございました。今回は教育問題についてということで、各テーブル、8テーブルございましたが、その中に関係市町村がそれぞればらばらに協議をして、そこで意見を発表するという場がございました。私のテーブルは田原本、河合町、上牧町、それと宇陀市、それと県からは前田副知事、それとあと県の担当者ということで議論をさせていただきました。そこで私は意見発表をさせていただいたわけですが、私の意見としては、確かに学力、体力、それから規範意識、奈良県は平均よりは上であるが、全国的にはレベル的に高くはない。そこへつけ加えますと、上牧町も同じくで

ございまして、そういう中で大綱、それから総合教育会議を首長が主催して、いろんな意見を述べて考え方をまとめていったとしても、先生は県の採用でございますし、人事権も県でございます。人件費、これも県から支給されているということであれば、幾らいい大綱を策定しても、先生がそのそれぞれの自治体の考え方に賛同して協力するという体制がない限り、学力、体力、規範意識のレベルアップにはつながらないのではないかと、それを県に対して要望したいと。そして、これからこのような会議を持っていくとしたら、現場の先生にこの会議の場へ来ていただいて、それぞれ自治体の首長の考えを聞くべきではないかというふうに、私は県に対して要望、考え方を示させていただいたということでございます。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 16日に奈良県が主催する市町村長サミットで、教育問題、議論されたということで、今、町長からその一端をご披露いただいたんですが、ここまで町長、各首長に勉強されますと、議会も大変やりにくい。これはとても負けてられないなという印象です。

今回、改正の中には新教育長を、これは教育委員長とかつての教育長、これを一体化するというので、当然これの任命権が直接町長に来るという面もあります。そういうことで町長の権限強化の方向で、つまり権限強化というか、要は地方の自主性を尊重するという方向も含めてなんです、例の大阪市の橋下市長が、この地方教育行政法が成立したときにコメントで「国は大阪に追いついた」と胸を張ったわけですが、ただ、これは使い方がいいかんによっては、町長、毒にも薬にもなる代物だと私は思っています。

特に、町長は触れられなかったのですが、私は昭和12年生まれ、戦中生まれです。戦中の偏った軍事教育、そして、先ほど憲法の前文で申し上げましたが、第二次世界大戦の経験、教訓、そういうことからやっぱり、町長も言われたように教育の中立性であったり、継続性であったり、つまり安定性。つまり、首長が変わるたびに教育方針がころころ変わると、あるいは教育環境が変わるというのでは、やはりこれはぐあい悪い。そこは町長、この毒にも薬にもなる代物をうまく活用してほしいというのが、私の思いですが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） おっしゃるとおりでございまして、首長が変わるたびに教育の考え方、やり方が変わるということでは何にもならないわけでございますので、そういうことのないように、来年4月から執行されるわけでございますので、この総合教育会議、この中でしっかりとした方針を立てていくということが大事だろうというふうに思います。そこで、当然いろんな方々に総合教育会議には参画していただくわけですが、幅広い意見の中で子どもた

ちに、やっぱり、先ほど言いました体力、学力、規範意識、こういうものがしっかりとレベルアップできるようなそういう考え方で取り組む必要があると。大阪の橋下さんがこの前コメントされたような内容も新聞に出ておりました。しっかりやろうという子どもたちに障害がないように、暴力であるとか授業を邪魔するであるとか、そういう生徒については別のクラスで考えていこうというようなことも出ておりましたが、幸い上牧町では、今そういう子どもたちはおらないわけですが、考え方としてはどういうふうにしていくかということもしっかりと考えていく必要があるなど。保護者の方々はやっぱり、自分の子どもの学力、体力、規範意識がレベルアップするということをお望みでございますので、我々としては、公的な機関としてそういう部分もしっかりと考えて、実行できるように取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 近年、上牧町も学校教育施設については、随分思い切った耐震あるいは大規模改修、やってこられました。今回も、この議会にも上小の請負契約が出ております。こういうふうに環境整備は随分やってこられたんですが、もう1つ、地域として教育の大事さというものを、町だけではなくて、町長だけではなくて、議会はもちろん上牧町地域社会が、やはり、もう一度認識し直すいい機会ではないかなと私は思っています。

そういう点で、この点は町長、もう答弁結構です、上牧町まちづくり基本条例、制定されましたね。去年9月議会で実は写真撮影したんですね。それは何かといいますと、社会科の副読本『私たちのまち』というのをまた改編するのに使うということで写真撮影がありました。この上牧町まちづくり基本条例は、当然26年4月施行でございます。これは、子どもたちも含めて参画と協働ということを、これは町長の公約の基本でもあるし、町の基本的な理念として位置づけました。副読本の一部として取り上げる考え方は、町として、あるいは教育委員会としてあるのかないのか。あるいは、検討してみる価値はあると考えているのかどうか、その点はどうでしょう。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今のご質問でございますが、当然、大変それはいいことだというふうに思います。子どもたちにも自分の町がどういう考え方で進められているのか、大人たちはどういう行動をとっているのかということを、子どもたちがしっかりと認識するというのは当然のことでございますので、また子ども議会等も実施、考えておられるようでございますので、そういうことも含めまして、取り組む必要性は十分にあるというふうに思います。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） よろしくお願ひしたいと思ひます。特にまちづくり基本条例というのは、これは先ほども言ひましたように、子どもたちも含めて将来上牧町をどうするかということにつながる一番規範でございますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、大きな項目の2、行かせてください。地域包括ケアシステムの構築に向けてと。先ほど、高田生き活き対策課長のデビューだという声が議席から上がっておりましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最初は、地域包括支援センターは介護保険の見直しにより、平成18年度から運営が始まりました。次の事項について説明してくださいということで、一連の3項目ほどお願ひしております。もうまとめて、まず説明をお願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） この3項目まとめて説明いたしましたら、ちょっと時間が長くなりますけど、よろしいですか。

○6番（堀内英樹） できるだけ簡潔をお願いします。

○住民福祉部長（竹島正貴） それでは、地域包括支援センターの構成について説明させていただきます。地域包括支援センターは、町が設置主体となっております。それで、構成員は保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、3種目のチームアプローチにより、住民の健康の保持、及び生活の安全のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置しております。

続きまして、介護保険制度に占める役割と機能についてでございますが、地域包括支援センターの役割といたしましては、地域包括支援センターの業務を円滑に実施するためには要介護認定、保険給付管理、地域支援事業といった保険者の基幹業務を担う介護保険関連業務との連携が重要となります。支援が必要な被保険者等への対応を円滑に行うには、その実践を通して、必要な事務の見直しや政策の見直しが求められます。これを実現するためには、保険者と包括センターの相互の理解が不可欠です。予防給付を例に挙げれば、介護保険担当所管は、要支援認定結果の情報を包括センターに情報提供する必要があります。一方、包括センターは、予防給付における要支援認定者の改善や悪化の状況等を介護保険担当所管に情報提供し、円滑なサービスの提供に協力することが求められています。住民の心身の健康の保持及び生活の安全のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としております。

続きまして、機能といたしましては、地域包括支援センターには次の機能を果たすことが期待されております。1といたしましては、地域のネットワーク構築の機能、2といたしましては、ワンストップサービスの窓口の機能、それと3といたしまして、権利擁護機能、4といたしまして、地域支援専門員支援の機能でございます。

続きまして、地域包括支援センター運営協議会の運営でございますが、地域包括支援センターの運営を地域の関係者全体で協議して、適正、公正かつ中立的な運営を確保しているかどうかの評価をしていく場として地域包括支援センターの運営協議会が置かれています。また、運営協議会は地域包括ケアの基盤整備や、地域の関係者のネットワークの構築を行うなど、運営や活動を支援していく役割でございます。

以上でございます。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 先ほどの教育委員会の制度の説明と同様に大変優等生の答弁をいただきました。そのとおりだと思います。お聞きしたいのは、今この3職種によるチームアプローチとして位置づけられて、それが中心になって運営協議会等が設けられて行われているということなんですが、制度はそのとおりです。ところが現実はやっぱり、当初の地域包括支援センターの担うべき役割の中で、どちらかという行政側の介護予防、あるいは地域支援事業というそういう制度の運営にとどまっているのではないかなというふうに私は感じるんです。

なぜそう申し上げますかという、本当に支援している住民側からは、この地域包括支援センターの活動実態というのはいま一つ見えてこない。二、三日もたしか生き生き対策課から高齢者のアンケート調査がございましたね。私宛にもいただきました。該当者ですから、いただきました。ところが、そういう形ではわかるんですが、実際にこの地域包括支援センター、何やっているのかというのは、住民さん、ほとんど知らない。また、直接かかわりもない。だから、この地域包括支援センターの問題点としては、私、やっぱり支援を必要とする住民ニーズを。やっぱり、これは個別多様なんです。障害と一緒に。もうそれぞれみんな違うんですね。だから、個人に対する支援を、集団じゃなくて個に対する支援をどういうふうに行ってきたのか。あるいは、できているのかというあたりをもう一度きちっと総括する必要があるのではないかなと。だから、支援の対象を集団から個別へ、先ほど言いましたとおり視点を変えていかないと、今、部長から説明あった法律にあるような目的にはなかなか近づかないのが現実ではないかなと思いますが、どうでしょう。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今おっしゃるとおり、今、本に書いてあるようなことを申し上げましたけども、上牧町の現実といたしましてはおっしゃるとおり、そういう個々のケアについてはまだまだ問題点がいろいろあると思います。とりあえず、今考えておりますのは、地域をなるべく小さくして行って、大字の公民館などでそういうサロンのものをふやしていくとか、今、運動の教室とかやっておりますけども、それもそこだけで終わるんじゃなくて、そこをきっかけに、例えば米山で教室が終わりましたら、それに続けていただけるような支援を今ちょっといろいろと考えていっているところでございます。またそれに、そういうグループができましたら、今言う、きのう介護保険法、改正になりましたけども、それに対して、要支援1・2の方に対してもいろんなサービスを、そういう団体からボランティアを養成していくとかいう糸口をつかみまして、いろんなサービスにつなげていきたいと思っているのが今現状でございますが、今おっしゃるとおり、問題点というのは多く抱えているところでございます。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 確かに、もう18年から始まっているんですけども、今までの介護保険にない発想でもあります。もう何年かたっているんですが、介護保険の事業経過から言えば、ことしでどうでしょう、5年目ですかね、6年目になりますね、くらいやってきているんですが、なかなか地についた本来のあるべき姿というものにはなかなか近づいていかないと。ここに地域包括支援センターの業務という、これ、スタンダードに、標準のあれに使われたフローチャートがあるんですが、何か起こったときにはそれは対応できる。けれども、本当に日常の活動として、やっぱり住民から見えてこない。どうもやっぱり、正直言って、2000年会館のあの周りでいろんなことをおやりになっているというのが現状だろうと思います。大変ご苦労なさりながら、していただきながら、一生懸命やっていたているのは、私も高く評価しています。しかし、今のままとどまっていたのでは、今度の地域ケアシステムの構築という話にはなかなかつながらない。だから、今おっしゃったように、もう少し細分化して、出かけて行って、小さいところで、小さいグループとのつながりで、この地域包括支援センターの活動ともパイプをつくっていこうという行き方は私、大変大事だと思います。ぜひそれはもう進めてほしい、それも徹底的に進めてほしい。そこがポイントだろうと思いますが、部長、どうでしょう。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今おっしゃるとおり、今考えておりますボランティア育成にしましても、地域を小さく区切りまして、各大字でそういう事業を今展開しようと思って、今いろいろと考えて試行錯誤している段階でございます。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 議論させていただいて、もう既にその2の地域ケアシステムの構築は、現行の地域包括支援センターの運営にその原点があると思われま。地域包括支援センターの問題点と今後の課題、地域包括ケアシステムの構築の展開についてと申し上げておりますが、当然ここはつながっている話です。用語もよくつながっていますけれどもね。地域包括という言葉というのはもう本当に、今度はケアシステムというふうになんかちょっと変わっているだけで、基本的には、考え方は発展型ですからね。そこのところは、次の地域ケアシステムの構築に備えて、今お話のあった以外に今から、まだ法律がきのうやんと成立したところで、細かいところは国からまだ何も来とらんよということだろうと思いますが、我々、素人目にも何をやるかということは見えていますから、それを頭に入れていただいて、ぜひ進めてほしいと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 第5期の計画から地域包括ケアシステムというのはやかましく言われておりますけれども、まだまだ全国的に進んでいないのが現状でございます。それで、国もモデル地区を指定しまして、奈良県では生駒市をモデル地区にいたしまして、今いろんな事業を展開されているところでございます。上牧町といたしましても、いろいろどのようにやっていくかということは今、県もことしから市町村にスーパーバイザーを派遣してくれる事業が始まりましたので、その辺の事業にもうちは乗っかっております。それで、来週早々にも生駒市の方へ、課長はじめ担当者でちょっと見学にさせていただいて、そういう勉強にも今取り組んでいるところでございます。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 介護保険始まって、もう何年になりますか、15年近くなるんですが、この介護保険も当初はいろんなところで実験をやりました。例えば、私、この席から何度か申し上げましたが、愛知県の高浜市であったり、それ以外にもたくさんあります。そういうところでいろんな実験をやりながら、それを制度としてつくり上げて、そして広めていくというやり方ですね。これは、私、いいやり方だと思うんです。ただ単に役人が頭の中だけで構想を練って法律にするのではだめなので、そういう点では生駒の例というのは大変参考にな

ると思います。それ以外にも全国にモデルとされているものはたくさんあります。そういうものを十分参考にしながら取り組んでほしいと思いますが、私どももできるだけそういうところへも勉強にも出かけたと思っております。ぜひ進めてほしいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 構築に向けて、ことしはいろんな勉強をさせていただいて、来年度にはもっと前向いて進むような包括ケアシステムをつくっていきたいと思います。ほんでまた、県もいろんな支援してくれますので、県単位とか7町単位とかでいろんな勉強会も今始めておりますので、それに乗かって、上牧町も上牧町に合った地域包括システムを構築していきたいと思っております。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） いろんなことを申し上げましたので、かなりぼやけておりますが、やっぱり要は、今の制度を単なるグループ、集団とか運営の制度の取り組みから、個人、あるいは小さな地域を対象にした支援、サポート体制だと思います。それともう1つは、キーワードとして大事なのは、やっぱり医療、介護のこのトータルな連携による支援ということだろうと思いますが、そういう考え方でよろしいですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今おっしゃるとおり、そういう考え方でいいと思います。医療との連携については、上牧町の在宅医とか医師会とかの関係を、介護と医師会の側の顔が見える関係づくりを行って行って、すぐに連携のとれる体制などいろいろと考えていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） お医者さん、結構、今おっていただきます、上牧町もね。病院もたくさんあるんですが、ただ往診、かつては往診と言いましたね。今は訪問診療とこう言っているんですが、なかなか現実は大変厳しいんですよ。やっぱり、今のお医者さんも経営がかなり厳しいですから、なかなか外へ出たがらない。やっぱり診療所の中で、あるいは病院の中でできるだけ患者を集めて、そして効率よく、効率よくということは経営上も含めてですよ、労を少なくして収益が多くなるように考えて、やっぱり経営なさっていますから、それが現実なので、なかなか口で言うほど訪問診療というのは簡単でない。そこは医師会等との話はどこまで、あるいはどういう状況ですか。どうでしょう。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今、医師会との段階につきましては、今、奈良県が医師会との調整役を図っていただいているところございまして、まだ市町村がそういう会議の場には出ておりません。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 最後に、私の介護体験から少し、私ごとになって恐縮なんですけど、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。3月中旬から約1カ月間、介護度4の認定を受けて、妻の在宅介護をやらせていただきました。訪問診療、訪問介護、訪問リハビリ、それから訪問看護、それから介護器具の貸与、住宅改修、それから配食サービスもお願いしました。だから、家でやることについてはほとんどフルメニューなんです。ただ、介護保険の居宅サービスのうちデイサービスとかショートステイ、これは、病気がもとでございましたからなかなか受け入れていただけるような状況ではなかった。これを除いて、私が考える範囲ではフルメニューかなと思います。

きょうも社協の局長、見えておりますが、ケアマネさんは当然社協のケアマネさん。大変よくやっていただきました。それ以外のスタッフの方々も非常によくやっていただいて感謝しております。ただ、現実には動かしてみると、やっぱり本人が求めているもの、本人が必要としているものを把握するというのはなかなか難しい。それが1点と、それと医療と介護の組み合わせ、ここがなかなか難しいんです。先ほど訪問診療、医師会と県が協議中だというお話があったんですが、そのところは、やっぱり皆さんそれぞれ、先ほど申し上げたのは専門職ばかりですから、その自分の範囲では皆さん非常にたけておられますし、手なれておられるんです。ところが、そのつなぎとか役割分担というのがなかなかうまくいかない。このところが実際やってみて難しいなという感じがしておるんです。そういうところをこれから、今度は地域ケアシステムの構築というシステムづくりでもって実際に動かしていくというのがこのテーマだろうと思うんですが、部長、どうでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今おっしゃるとおりでございまして、その役割を担うのは地域包括支援センターでございますけども、今、地域包括支援センターとしましては、ケアマネジャーに年何回かはケアマネの研修会とか、いろんな指導とか教育を行って、今言われるその人、一人一人に合ったケアマネができるような体制を目指して研修を行っております。それとまた、医師会の問題に対しましては、これからの大変な課題だと思いますので、今回

の改正にありましたように、医療の面で、地域医療とかいうことで、お医者さんの不足とかいうことで、奈良県が県単位でそういう展開をできるような今、法律改正になりましたので、国から直接指導されるんじゃないで、その地域に合った医療体制をつくっていかねばならないと思っていますけれども、今、現実、いずれにしましても、聞くところによりますと、医師不足というのが叫ばれておりますので、その辺がなかなか難しい面もあると思っております。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） なかなかお医者さんの場合、先ほども申し上げたように、経営の問題とか、あるいは人手の問題とか、お医者さん自身の数の問題とかいう点で大変だと思います。町長、市町村長サミットでもこれはぜひ、参加されますから、やっぱりこの地域のケアシステムの話、特にお医者さん含めた介護とのドッキングの話、あるいは一体化の話、ここはぜひ町長からも提案いただいて、市町村長サミット、あるいはまた県でも非常に大きなテーマとしてぜひ取り組んでいただきたいと思います。町長、いかがでしょう。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今おっしゃっていただいている件でございますが、私も竹島部長にも先般、この説明を聞きながら、私の意見として申し上げたんですが、大変心配しております。スムーズに行くのかどうか。私も医師の往診についてどうなんだと。それはうまくいくのかなというのが大変心配でございまして、実際まだやっていないわけでございますので、心配ばかりしておてもしょうがないんですが、そういうことについて、また市町村長サミット、もしくは知事あたりに、こういうことについては大変心配事であるので、スムーズに行くように、県として医師会との調整をよろしくお願ひしたいというような意見を申し上げておきます。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 町長まで引っ張り出してすみません。答弁ありがとうございました。やっぱり、この重要性、地域ケアシステムの重要性は、これはもうみんな認識して、そして、その構築に当たっては、やっぱり、みんな知恵を出し合って、先ほど町長も答弁いただいたとおり、ぜひまた汗かいていただきたいと思います。我々もまたいろんな提案も申し上げて、住民の皆さんの声もできるだけ聞きながら、みんなで寄ってたかってやっていくという方向でぜひ進めたいと思いますが、部長、いかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 私たちも思っておりますけども、上牧町の住民の皆さんが住みなれた地域で安心して暮らせるように、そういうケアシステム、構築していかなければならないなと思っております。

○議長（服部公英） 堀内議員。

○6番（堀内英樹） 言うはやすし、行うはかたしであります。これはもう実際にやることしかなないので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まだ時間ございますが、長い時間にわたりまして丁寧に答弁いただき、ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（服部公英） 以上で、6番、堀内議員の一般質問を終わります。

ここで5分間休憩し、55分より再開したいと思います。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時55分

○議長（服部公英） それでは、再開いたします。



◇東 充 洋

○議長（服部公英） 次に、11番、東議員の発言を許します。

東議員。

（11番 東 充洋 登壇）

○11番（東 充洋） 11番、日本共産党の東充洋でございます。

私の今回の一般質問は、町営住宅及び町営駐車場使用料の徴収状況について、平成26年度主要事業について、防災について、安全・安心のまちづくりについての4点にわたって質問をさせていただきます。

初めに、町営住宅及び町営駐車場使用料の徴収状況についてであります。改良住宅を含む町営住宅の使用料、現年度分、滞納繰越分と町営住宅駐車場の使用料、現年度分、滞納分

の徴収状況について質問いたします。平成24年度決算審議で徴収率が異常という指摘がなされました。町は法的手段等検討、調査を行うとともに、担当課だけでなく、町全体で取り組むとの説明が行われました。以降、どのような取り組みと成果、問題点などについて質問いたします。

平成26年度主要事業についてであります。これは通告書では非常にわかりにくくなっていると思うんですが、町の方に通告しておりますのは、滝川における清らかな水辺の創造計画策定事業、土地改良施設維持管理適正化事業、道路整備工事、橋梁補強設計業務、役場下交差点渋滞対策工事、服部台明星線事業、小規模住宅地区道路改良事業、以上の7点にわたって質問するというのを通告させていただいております。

防災についてであります。2013年3月あるいは5月に、被害想定を出したのですがということで、河田関西大学教授、日本災害情報学会長の言葉であります。「直接大きな津波が来る、あるいは強い揺れが来る地域の人たちはとても心配されていますが、そうでない地域の人にはよそごとに思っている。特に奈良県がそうです。津波が来ない。和歌山県に行くと8万人の命が亡くなるそうです。三重県なんて大変な数になります。それに比べると奈良県は1,700人です。それも1,700人も亡くなるんです。多くの人が、四国とか静岡は大変だねと思っても、奈良はどうってことないと思っておられると思うんです。実は、地震が起こったら最初に物、水とか食料がなくなるのは奈良県です。もちろん皆さんが持っている米はありますが、スーパーとかコンビニにある食料品、水は、奈良県が最初になくなるんです。なぜか。ここには物流基地という大きなものがない。だから入ってこないんです。そして、それを準備し、被災地に持っていかなければならないということなのです。ですから、直接被害がなくても間接被害があるわけで、それについて奈良県民が文句を言うと、被災地の対応が遅れるんです。奈良県には支援が来ないということで、自衛隊や消防は奈良県には1人も来ない。みんなを助けに行っていただかないといけないからです。陸上自衛隊の出動部隊はたった11万人しかいないんです。東日本大震災では10万6,300人出動したのです。これ以上は出せないんです。南海トラフ大地震が起こると、全く自衛隊どころか警察も消防も足りないんです。ですから、奈良県民は「なぜ来ないんだ。俺たちも被害があるぞ」なんて文句を言うところでもないことになるわけです。助けを待っている人が全国におられる段階で、自分たちのことを自分たちでできるというところはやっていただかないと困るわけです。そういう意味では連携という言葉が実質理解されないと、この南海トラフ巨大地震は乗り越えられないんです」というのが、河田教授の中から報告をされているわけです。

この全文を読ませていただいたんですけども、質問は、東日本大震災及び昨年末の内閣防災会議の東南海・南海地震の想定震源域の見直しを受けて、地域防災計画の見直しをされていますかという設問がございます。これは、奈良自治体問題研究所が行った調査の中で39の奈良県の市町村が答えている中で、上牧町の回答されたことだけを質問しようとしております。

その設問に対し、1、既に検討中、策定予定時期はいつですか。2、必要性は感じている、3、予定なしという設問に対し、上牧町の回答は2の必要性は感じていると回答しております。現在の地域防災計画と見直しを必要と感じておられるところの違いは何なのか。見直す必要は感じているということは、直ちに見直す必要がないということなのかをあわせてご回答願いたいと思います。

2に、地域防災会議の構成について。構成、学識経験者何名、国・県職員何名、当該自治体職員何名、議員何名、団体、施設代表何名、その他何名との設問に、当該自治体職員8名、その他12名と回答されております。この構成について、どのようにお考えになっておられるのか。今後の計画についてお伺いいたします。

3つ目には、大規模災害が発生した場合の住民の対応について。情報提供の主な方法について。1、広報車による巡回広報、2、防災行政無線、3、自治会会長、自主防災会長、民生児童委員への電話連絡、4、登録住民へのメール配信、5、その他という設問に対し、1、広報による巡回、2、防災行政無線、3、自治会会長、自主防災会長、民生児童委員への電話連絡による広報と回答しています。情報提供体制について見直すべき課題はないのかをお尋ねいたします。

4、公共施設の耐震化の設問については、上牧町は約51%と回答していますが、約51%の根拠は何なのか。各地域の公民館等の耐震化の計画について、いかがお考えになっているのかをお伺いいたします。

5、避難所についての35カ所、この当時でしょうか、人口2万3,897名、収容可能人数4,700名と回答されていますが、この根拠についてご説明をお願いしたいと思います。

6つ目ですが、備品倉庫、5カ所あると回答されております。どのようなものが備蓄されているのか、全ての住民に対して十分な支援を施すのは不可能に近いと思われます。しかし、自助が7割、公助が1割と言われていますが、最大の支援を求められています。今後の計画についてのお伺いをいたします。

この問題につきましては、さきに開かれた西大和6自治協の中でも、町に対して、これ

ら備蓄に対しての質問が非常に興味深く質問されておられました。この点についての回答をお願いしたいと思います。

最後に、安全・安心のまちづくりについてです。県道桜井田原本王寺線について、上牧第二小学校から旧寺川石油間と、それからやまびこ保育所からUR団地方面のちょうど三差路に明るい街路灯をとの強い要望があり、県への要望とあわせて、上牧町に設置の要望をしたいと思います。それについてのご回答をお願いしたいと思います。

以上です。再質問は質問席で行わせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（服部公英） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（高木雄一） 改良住宅を含みます町営住宅の使用料と町営住宅の駐車場、これの使用料の徴収につきましてご質問いただいております。昨年の決算特別委員会で、その滞納の状況から異常な管理運営状況にあるのではないかと、いわゆる全庁挙げてこの問題に取り組むべきであるというふうにご指摘を受けておりました。このご指摘を受けまして、検討を重ねてまいりました。当初は、このご指摘を受けまして、町顧問弁護士と相談をいたしまして、裁判所に支払い督促命令を出していただくなどの法的な手段も検討しておりましたが、まずは担当職員が滞納されている方と直接面談を行いまして、納付のお願いをしてはどうかということになりまして、滞納の繰越分につきましては、面談をいたしまして、債務の承認書と分納誓約書というものをいただくというふうにしております。これをいただいている方もいますが、まだ全ての滞納されている方とお会いしているというわけではございませんので、全ての滞納者とお会いするという事務を進めてまいりたいと今考えておるところでございます。

次に、これも検討事項の1つでございますが、平成26年度から、直接納付いただいている方等につきましては、このとき委員会の中でも話が出たかなと思いますが、各月別に使用料の納入通知書、これを送付させていただいております。また、使用料の口座引き落としをご利用の方もたくさんおいでになりますので、こういう引き落としの方が、万が一引き落としをできなかった場合につきましても、口座引き落としができませんでしたよというお知らせとともに、引き落としの不納のお知らせということで書いておるんですが、不納月の使用料の納入通知書を同封して送付させていただいて、納付のお願いをしているというところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） いろいろと知恵を絞りながら業務を行なわれているということだとい

うふうには理解するわけなんです。やはりいろんな、行政でも同じような状況のところがあると思うんですけども、上牧町も非常にひどくて、平成24年度の町営住宅の家賃収納状況が66.6%という状況だというふうに報告を町の方から受けているんですね。やはり、現年度分で66.6%というの、これはほんまに非常に最も低いと言わざるを得ない状況だというふうに思っております。そして、ましてや今中町長になってから、やはり上牧町は生まれ変わって、本当に全住民の方々が公平な状況のもとで行政運営が行われているというのが最大の今中町長の特色ではなかろうかというふうに思うんです。これは、非常に住民間の不平等な、最も一例として言われることだというふうに私は理解しているんです。

私は昨年、12月の年末だったんですけども、国民融合をめざす部落問題全国会議という組織がありまして、京都で行われたんですけども、ここで上牧町の実情を報告せよという依頼がありまして、そこの全国大会の中で上牧町の実情をお話しさせていただいたんです。そういう中で、いろんな地域の方々のアイディアだとかいろんな取り組みだとかというのをお聞かせいただきたいという思いで行ったんですけども、これはやはり、ここは誓約などを行っていただいといるところも非常に大事なことだというふうに思うんですね。やはり、住民の方々のこういう公共施設を使用するということの意義をちゃんと自覚していただくという、そういう啓蒙についても非常に大事なことではないかなと。それが将来にわたって大きな力になるのではないかなというふうに思っておりますので、その点はぜひ力を注いでやっていただきたいなというふうに思います。それはそれでよろしゅうございますか。

○議長（服部公英） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（高木雄一） まさしく今ご指摘のところの部分につきましては、私どもが面談しながらお話をさせていただいて、昨日もちよっと滞納の方がおられたんですが、納付書を送りましたことによりましてお電話をいただきまして、職員が2名、そちらの方に、自宅の方に寄せていただいご説明をして滞納分を完納していただいたというふうな形で、こういう形で、私どもからこういうお知らせという形で送らせていただいたことにより、面談もでき、説明もできということがこれからふえていけば、今、東議員がおっしゃっておるような形で住民の方々にご理解をいただけるのではないかとこのように考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） その点、努力をお願いしたいというのと、それから、少し数字にこだわりたいんですけども、町営住宅の家賃の滞納繰越分が1億56万464円というのが、これが平成24年度決算の実績です。その中で徴収されたのが1.1%です。1億の1.1%です。次に町

営駐車場の現年度分が65.1%。そして、町営住宅の滞納繰越分が495万8,500円というのが実数です。そして、これの徴収率が0.8%です。そして、改良住宅なんですけども、改良住宅も現年度分で91.7%。そして、滞納繰越分が1,285万5,000円という実績で、徴収率が6.4%という状況なんです。これは本当に松井課長も当時おっしゃっていましたが、本当に大変な状況なんだということをご示していると思うんですね。

今みたいに理事から答弁いただいたように、こまめに面談を繰り返し行われているということについては評価をするんですけども、しかし、この徴収率をいかに。意識は持っていただくというのが第一なんでしょうけども、それに引き続いてこの分を、徴収率を上げなければならないという任務も当然上牧町にはあるわけなんです。ここの部分は、面接だとか誓約だとかというふうにはされているんですけども、やはり、その誓約もまだされていないという方がまだあるかというふうにお聞きしましたので、そこらあたりをしないとこの実数は上がってこない。上がってこないということは、まだまだ不公平が上牧町にははびこっているということが言えると思うんです。ここを何としてでも、ないものを取れというのではないですよ、これは絶対に。しかし、その意識、生活保護がもし受けられていたとしても、生活保護を受けられても家賃というのは当然出されているわけですから、それはやはり支払っていただくものなんですよということをきちっとしていただかないとここはふえないんです。だから、その部分をどうするのかというその施策はついて回ることです。

そして、それを強い言葉で言えば、不公正な状況であると言わざるを得ませんので、その部分についてどう考えているのかという点と、それからもう1点は、例えば、その改良住宅なんですけれども、今、空き家もちらほら見受けられるんですね。空き家になっているのかどうかかわからんですけども、草が生えたまま生活実態がないというような感じのところは何軒か見受けられるんです。そういうところの家賃はどうなっているのか。そして、そこにお住まいになっておられた方が、もしお亡くなりになったり、そこを明け渡して誰かに引き継ごうというような状況になった場合、そこに入居されるまで何カ月かの時間のタイムラグがあるというような場合、その家賃はどうなるんですかというところが1つ、疑問として残っているんですけども、その辺、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（高木雄一） 前段のご質問でございます。66.6%、この部分でございます。

奈良県内でも下位の方に、底の方になるわけでございますが、この分につきましては、今、

先ほど申し上げました方法、取り組み等もしておりますが、それ以外に、職員も県のやっております研修等にも出させていただいております。昨日、昨々日も2名ずつ、そういう徴収のための研修にも行かせました。他の市町村、いろんな取り組みをされているところがございます。そういうところも今後十分に検討し、取り組みだけではなく、公的なものであれば、どういう本を参考にされておられるのか。ネットだけではなかなかわからん部分がございますので、直接私どもの方から出向きまして、現場の苦労している人間の話というのが一番重要でございますので、こういうところも聞きながら、今後とも使用料の徴収に進めていくとともに、条例の整備、これも進めていきたいなど。最終的には、どういうところまで町は考えているんだというふうなところに結局は行き渡るわけですが、将来的には、民間の賃貸住宅、こういうところと同じような形で町営住宅についてもお貸しできるようなところまで持っていきたいというふうに考えておりますが、これにつきましては、これからの継続をして、努力していくしかないというふうに考えております。

○議長（服部公英） 住宅土地管理課長。

○住宅土地管理課長（松井真文） ご指摘のございました改良住宅、あいているんやないかということでございますが、1軒につきましては、病院に入院されているので使わないという申し出があります。それと、昨年亡くなられてまして、この方は単身の方なんです、空き家になっております。息子さんから「しばらく置いておいてくれ」と。「娘に住ませたいねん」という申し出がありましたので、その分につきましては家賃をかけております。それと、よくご存じのことなんです、貴船台、あいている部分が1軒ございます。この分については家賃はかけておりません。本人さんから、近々返還したいということで、この分は議員もよくご存じのことなんです、違う方が住んでおられて、あけてもらったということです。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 町長、今の課長からの答弁をいただいたのですが、それについてどうお考えですか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 改良住宅と申しますのは、もうご存じのように、地区改良事業に協力した方のための住宅でございます。当然その協力していただいた方たちにお住まいをさせていただいているというのが、まずこれは基本原則でございますので、その住宅をお使いになっている、もしくはあいているけれども、その協力した関係者の方がまたお入りになられるということであれば、当然これは家賃は継続するべきものでございますし、一番最後のお話にあ

りましたように、空き家になっていて本人から返還するというのであれば、それは継続性のないものでございますので、その段階で、我々としては新たな空き家の住宅として管理していくと。当然改良住宅という原則の趣旨からいきますと、町営住宅のような運用はどうかということになってくるわけでございますが、これから、そういうことであいていくとしたら、将来的には町営住宅的な扱いをしていくということも視野に入れて検討する必要があるのではないかなというふうに考えます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） そうですね。やはり、継続性のあるものというのにおいては家賃は徴収されるべきものというふうに、これはやっぱり、町長おっしゃったように原則だというふうに思いますので、その辺はやっぱり厳格にやっていただかないと、結局ここできちっとしておかないと、またまた元の木阿弥というんですか。私、もう40年近く議員をさせていただいているわけなんですけども、ことの始まり、この町営住宅のところから行きますと、私どもは条例で、入るときに3カ月分を取ることができるとなっているんです。できるものだというのでずっと論議してきたはずなんです。ところが、それは「いやいや、取ってませんでしたよ」なんていう発言は、歴代の理事者の方、どなたも言わなかった。ですから議員は、それはもう取られているものだと思って、ずっとそのもとで話をしてきたにもかかわらず、最近ですよ、「いや、全然取ってませんよ」というて話を聞いたのは。

こういう事態になっているということは、結局この町営住宅、改良住宅は新しいですけども含めて、結局、正確な情報を我々議員のもとに理事者側は何も提示してこなかったと言っても過言ではないと思うんです。ですから、まちづくり基本条例ができたわけですから、今後は全てを開示していただいて、そして、町民みんなのもとでこの大事な財産をどう運営されていっているのかということ、やはり、みんなが知るべきことだろう、そして、それによって行政としての公平さが保たれるものであろうというふうに確信しておりますので、その点、ぜひ踏まえて今後の運営に当たっていただきたい、強く要望するわけですが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（高木雄一） 今おっしゃいましたように、住宅の状況につきましては、逐次報告できるものから、いついつ定期的というような形ではございませんが、そういう方向に進めさせていただきたいとこのように考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ぜひお願いいたします。この点につきましては以上です。

引き続き、次、お願いします。

○議長（服部公英） 政策調整課長。

○政策調整課長（藤岡達也） それでは、主要事業の滝川における清らかな水辺の創造計画策定事業について説明させていただきます。この事業の進捗状況ということでございます。4月23日にNPO法人楽しいまちづくりの会との間で委託契約を結んでおります。現在は平成25年度に実施したアンケート調査の結果の解析と検証、それに並行して県、町が保有する資料の調査で進行しております。今後、整備イメージを取りまとめ、本年度内に構想をまとめることとしております。次年度以降は、完成したこの計画をもとに、県に対しての働きかけを行いながら、この事業を実現を目指したいと考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） この計画は、非常に我々住民においても夢ある計画だというふうに理解しております。ですから、こういう非常に大きい、今後、県だとかそういうところの事業になってくるのかもわかりませんが、町の持ち出しもあるのかもわかりませんが、しかしながら、今のところは129万というような中で計画がとり行われている。これは非常に喜ばしいことで、こういうふうにお金がかからない中で、みんなの総意がここに凝縮されて、されていくということは、今度は非常に大きな成果になるのではないかなというふうに、私は期待しております。

しかしながら、今、当然そのNPOとの契約という状況の中で、これら一つ一つの情報がなかなか、議員とかそういうところに行き届かないというところがありますので、ここはやはり、そういうことがあるごとにきちっと報告をしていただいて、こういう夢のあるものですから、ぜひみんなが、議会の中も、また町民の方々も1つの情報を共有して、いいアイデアがますます出るようなそのような状況にしていきたいなというふうに強く要望するんですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 先ほど課長の方から説明をさせていただきましたけども、今おっしゃるように、これ今、調査等々の部分の中で、委託の部分の中で進めていただいております。それをもとに、本年度内におきまして、NPOの方からシンポジウムというふうな計画も聞いております。そんな中で、今やっけていただいている部分の中で、住民説明会的な部分のシンポジウムを含めての開催の予定もされておりますので、そこで今おっしゃるような部分に

についても、またいろいろ説明をされていくというふうな内容でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） もうぜひお願いしたいと思います。本当にホタル飛ばしてください。次、お願いします。

○議長（服部公英） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大東四郎） 平成26年度の主要事業の土地改良施設維持管理適正化事業でございますが、友が丘1丁目横の中山谷池の護岸の整備でございます。大字下牧の農業用ため池でございまして、農繁期が終了いたしましたら早期に事業を着手いたします。現在の状況は県と協議中で、補助申請を行いながら農繁期に着手していきたいと考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） なるほど。農繁期が済まない、今から水が要る時期ですもんね。その辺をちょっと考慮できませんでした。

補助申請を行いつつということだったんですけど、これはまだ補助がついていないという理解でよろしいんですか。

○議長（服部公英） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大東四郎） 今年度やらせていただくということで、もう内諾はいただいて進めております。7月、8月中に補助金の交付申請をして着手していきたいと考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 総事業費が1,080万。国の負担が480万、県の負担が240万、町の持ち出しが360万というような財源内訳を資料としていただいております。わかりました。

どうしてこういうふうにいるいろいろ主要事業を今回質問させていただいたかと。本当は9月にするのが一番よかったのかと思ったんですけども、6月にどうしてしたのかと。ここ最近、繰越明許というのが非常に目立つんですね。大きな事業、庁舎の耐震だとかいうのも当然あったわけなんですけども、この渋滞を解消する事業だって、やはり2年間かけてやるだとかいうようなことが見受けられましたので、今どういような状況に公共事業はなっているのかということも含めて、この7点を質問するというのが前提でありますので、その辺を考慮してご説明いただければというふうに思います。土地改良施設維持管理適正化事業については了解いたしました。

次、お願いいたします。

○議長（服部公英） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大東四郎） 続きまして、道路整備事業の方でございますが、現在片岡台並びに北上牧地区の2路線の道路整備工事の実施に向けて発注の準備中でございます。

それと、委託のCBR調査委託につきましては、現在設計積算中でございます。舗装構成の調査結果をもとに設計積算いたしまして、引き続いてほかの固定路線の早期着手を進めていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 部長、この道路整備工事というの、この予算に対する町からの説明資料、みんなそうなんですけども、初めに概要のところあるじゃないですか。概要分、いただいたとき。そこで見ますと、予算が8,000万円という説明書があつて、そして非常に細かく、今度は町から提出していただいた資料があるじゃないですか。ここではその9カ所をCBR調査、4路線で9カ所、道路舗装工事が8路線、延長が2,500メートルという説明をいただきました。次に、非常に細部にわたっての資料をいただいているんですけども、ここでは下牧高田線、それから葛下川線、友が丘1号線、桜ヶ丘5号線、桜ヶ丘42号線、桜ヶ丘49号線、桜ヶ丘60号線、そして蛇ヶ谷線ということで舗装工事、区画線工ということで説明を受けているわけなんですけども、これはこれでよろしいわけですよ。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 今申されましたように、当初予算時、この箇所を整備すべく計上しております。ただ、現状でございますが、国の方からの補助内示と申しますか、内示ですね、その分については若干低いものを示されております。その中でどの部分をやっていくのかということも今精査しているところでございますが、先ほど課長が申されましたように、昨年片岡台の21号線、これを実施しておったわけですが、工事、一部内容変更がございまして、残りの分をまずやるということで、今設計書を作成が終わりまして、入札手続きを行っておると。

もう1つにつきましては、次に、路面状況が非常に悪いという形で、葛下川の堤防ですね。この2路線をとりあえずと申しますか、その部分をまずやるんだという決定をいたしまして、今、入札手続き等々の方に進んでおるというところでございます。その計画、当初していただきました全部の部分、これが実施できるかというのは、国の方にも追加の要望という形では行っておりますが、まだ全部がやれるかというのはちょっと今のところ、予定が立たないというところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） まず最近なんですけれども、私の知り得たところでは、福井フラワーから奥田先生の方に向いての工事が1件ありました。その次は、あれはまさご電機のところの交差点から次の辻、菊月さんところの通りがありますよね。あのところまでの間を舗装工事されたんですけど、それはこの中に入っているんですが。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） いや、それは昨年の部分でございます。本年度につきましては、先ほど申しましたように花屋さんのところ、片岡台21号線ですか。それを町界付近までという形で工事を行う予定でありましたが、その部分が工事を実施したところ、変更を余儀なくされましたので、工事延長が短くなっております。その残りの部分を今回、今年度予算でその分を行うという形でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ということは、ここに示されている計画はこのとおりに進めないおそれがありますと。それは補助金関係も関連してきますという理解で1つはよろしいですか。

もう1つは、片岡台21号線は今のところ、次の辻のところまで工事されたけども、そこから河合町の方を向いて進んでいくところは今年度やりますということで、その今年度やる部分の予算というのはどこで示されたんでしたっけ。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 予算を策定した段階におきましては、当然平成25年度事業については25年度と、それに引き続きまして26年度という形の予定で示させていただいております。ただ、地元の方々にもお知らせしておりますが、その工事区間がどういう理由で途中までしかできていないんだと。その途中まででとまったところはどうするんだという形から、その部分については、当然25年度の積み残しと申しますか、できておりませんので、その部分をまず26年度予算で消化するという形で進めているというところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ということは、この全部ができないので、これの中の部分を26年度の分として21号線に計画を入れていくというふうな理解でいいんですか。では、だったら、その21号線の予算というのはどこで計上されたんですか。土木費、道路橋梁費の中のどこにそれを示されたのか、計上されたのかを部長。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 今申されましたように、この予算の中で執行するということがございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。この当初に掲げられた計画を少し変更しますよと。そして、その片岡台21号線の方を完成させますという理解でよろしいんですね。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） そのとおりでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） だったら、きちっと示してくださいね。予算が資料では、次はこういうふうになっているわけですからね。次はこういう変更しましたということは報告を願うということをお願いしたいと思います。結構です。この件については了解いたしました。

次に、橋梁補強設計業務についてお願いいたします。

○議長（服部公英） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大東四郎） 橋梁の補強設計業務でございます。これにつきましては、現在橋梁の委託設計発注ということで、積算業務で、今現在積算中でございます。それをもとに仕様書を作成いたしまして、早急に発注を行っていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 次、お願いします。

○議長（服部公英） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大東四郎） 上牧役場下の交差点渋滞対策工事でございます。この部分につきましては、工事図面は完了しておりますので、今、数量積算中でございますので、工事発注に向けまして設計書の積算をしているというところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 大体工事発注はどれぐらいを予定してありますか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） できましたら、8月末もしくは9月ごろには発注したいとこのように考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 了解しました。次、お願いします。

○議長（服部公英） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大東四郎） 服部台明星線測量設計委託道路改良工事、これにつきまして説明させていただきます。服部台明星線の部分につきましては、事業の休止によりまして、事業認可が途絶えました。それに伴います事業認可の延伸手続き中でございます。この事業認可の延伸許可が得られましたら、すぐさま実施設計の着手にしていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） それはどれぐらいかかるものなんですか。私は、どうしてここはこだわりのかというか、その延伸を打たなければならないという過去の状況があるわけじゃないですか。そして、財政が非常に厳しかったということもございまして、その前には、やはり買収をうまくいけなかったという事情もあったでしょうし、いろんな諸条件がこの道路にはついているわけですね。ですから、やはり住民としては、計画があるものはスムーズに完成させていただきたいというのが非常に強い要望としてあるんです。ですから、それに沿って行政の方は取り組まないと、期待に沿わないとだめだというふうに思っていますので、特にここはこだわります。この部分は、服部台明星線はこだわります。私は非常にこだわりますので、この点、スムーズに完成ができるというふうに努力していただきたいと。今度は完成した後が大変です。複雑な都市計画道路とこの都市計画道路の交差する三差路になってしまいます。アピタに行くところで一旦またおかしな三差路になっているわけですので、そこをスムーズに行くというのが、非常に大きな懸案のこの事業内容に含まれる大きな課題ではないかなというふうに私は理解しているんですけども、その点はいかがですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 今申されましたように、ちょっと変則的な道路になっているというふうな形にはなろうかと思えます。そこで、別の予算ではございますが、奈良県が実施されております各町の基礎調査という形で、本年度都市計画の基礎調査を行っているところでございます。それを踏まえまして、県の方で取りまとめをされるわけではございますが、町といたしましても、今申されましたように上牧町の土地利用と申しますか、形態がすごく変わっております。そのことを踏まえまして、来年度に上牧町全体の、都市計画道路が基幹になるわけではございますが、全ての道路の形態を見直しまして、その部分の交通量調査を行うという形も県の方にもご相談させていただきまして、もう来年度、要望としてその部分を行うという形で今考えているところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番(東 充洋) わかりました。これは繰越明許はやめてくださいね。必ずこの部分、この予算内の事業は執行するというので取り組んでいただきたいと強く要望しておきたいというふうに。

次に、小規模住宅地区道路改良事業についてお伺いします。ここは繰越明許があったところですので、今年度のこの事業についての見通し、どれぐらいを発注するのかということも含めてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長(服部公英) まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(大東四郎) 平成25年度からの繰越事業も先ほど完了いたしまして、引き続きまして26年度の道路工事、これにつきまして現在、設計積算中でございます。今後は、地元並びに自治会、関係機関と調整を図って説明しながら、早期に発注を進めていきたいと考えております。

○議長(服部公英) 東議員。

○11番(東 充洋) どうかよろしくお願ひしたいと思います。この件については以上で終わらせていただき、次に、防災についてをお願いしたいと思います。

○議長(服部公英) 総務部長。

○総務部長(池内利昭) 一般質問の1点目の地域防災計画の見直しというところでございますけれども、これにつきましては、災害対策基本法の一部改正が平成25年6月にございました。これを受けて県の地域防災計画が見直され、それが平成26年2月ということで策定されました。これを受けて、町といたしましても5点程度の見直しをかけていきたいとは考えております。まず1点目につきましては、地域防災計画。これはもともとの地域防災計画を全体の見直し。2つ目が指定緊急避難場所の指定。3つ目が指定避難場所の指定と。4つ目が住民等に対する周知のための措置。5つ目が災害時避難行動要支援者等の見直しをかけていきたい。これにつきましては、先ほど言いましたように、県の見直しを受けて参考にしつつ、町としても見直しをしていきたいと考えております。

○議長(服部公英) 東議員。

○11番(東 充洋) 引き続きお願いします。

○議長(服部公英) 総務部長。

○総務部長(池内利昭) 2点目の地域防災会議の件でございますけれども、これにつきましては、平成26年3月議会におきまして、防災会議の条例の一部改正をさせていただいたところでございます。一応この部分の構成につきましては、先ほどおっしゃいました奈良自治体間

題研究所の中で、学識経験者という部分、それとそれに関する経験豊かな人の構成が町としても入っていないというところではございましたけども、先ほど申しましたように、3月議会の改正の中で、この学識経験者につきましてもメンバー構成の中の人員という形の中で盛り込んでおります。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 引き続き、全部お願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 3点目の大規模災害が発生した場合の住民対応でございますけれども、先ほど申されました中の部分についての、今は地域防災計画の中での住民に対しての対応ということでの部分でございますけども、それによります、まず、それ以上のことでございますけども、一応昨年、各携帯会社等々の協定をいたしまして、緊急速報メール、これにつきましては、今協定をいたしまして、昨年に試験放送をしたところでございます。

それと、もう1点、今、県の方も先ほど申しましたように防災計画の見直しをされまして、その中で県も市町村と1つの構築、仕組みをつくっていくということで、今後協議をしていただくとは思っておりますけども、その中で公共情報コモンズという部分がございます。これにつきましては、一応ライフライン等々、大規模災害の場合におきましてはダウンするということでございますけども、この部分の役割が確立されますと、町がそのコモンズの部分を通して各メディア、それからいろんな媒体に一齐に送信ができて、それから各住民さんにいろんな部分の中での情報発信ができるという部分もございますので、これも県と一応協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 引き続き、手短にお願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 公共施設の耐震化でございますけども、これにつきましては、一応51%、それと、その下の5番にも当てはまる部分でございますけども、一応箇所は35カ所で、一応耐震化が済んでおる、または昭和56年6月以降に建築された部分を除く部分の率でございます、今のところ、耐震化率は60%、要は箇所で割っている部分でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。どうもありがとうございます。もう時間がなくなってきましたので、またおいおい、今ご回答いただいた分には十分考慮して、今後の防災につい

て考えてみたいというふうに思いました。ありがとうございました。

最後に、安全・安心まちづくりについてお願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 最後の部分でございますが、この一般質問の通知を受けまして、現地の方、確認させていただきました。県道部分、町道部分もある程度ございますが、県道部分についても若干飛び飛びとなっているところで、今申されているところについてはついていないという状況でありますので、県の方に強く要望したいと思っております。町の部分につきましては、場所を確認後、電柱がありましたので、電柱につけられると費用も安く上がりますので、その辺も十分検討して設置の方向で考えたいとこのように思っています。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ありがとうございます。この点については、片岡台1丁目の自治会の会長、それから3丁目の自治会の会長、ともにご理解されていまして、また町の方にご要望をするということですので、議会でもこういうふうに発言させていただきましたので、ぜひ実現できるようにお願いしたいというふうに思います。それから県道の方は、二中の女子生徒が通われるというような状況もございますので、この間みたいに車に連れ込まれようとするような事件もあったみたいですので、そんなことがないまちづくりにしていただきたいというふうに思いますので、ぜひ実現していただきますようお願いを申し上げておきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、11番、東議員の一般質問を終わります。

暫時休憩して、1時より再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） 再開いたします。



◇石丸典子

○議長（服部公英） 次に、5番、石丸議員の発言を許します。

石丸議員。

（5番 石丸典子 登壇）

○5番（石丸典子） 5番、日本共産党の石丸典子です。

それでは、一般質問通告書の内容で質問させていただきます。教育問題と福祉の分野で取り上げさせていただきます。

まず1つ目は、全国学力テストの公表についてです。4月22日、小学6年生と中学3年生の全員を対象に7回目になります全国学力テストが行われました。教科は国語と算数、中学生については数学です。文部科学省は、8月下旬をめどに都道府県別の平均点を公表するとしています。これまでは、学校の序列化や過度な競争が起こるとして、市町村や学校別の結果の公表を禁じていました。ところが、今回から自治体の判断で学校別の結果の公表が可能となります。全国学力テストは通常学校で行われるテストとは違います。通常のテストは授業でやったことを子どもたちがきちんと理解しているか、指導に役立てられています。ところが、学力テストはそうはなっていません。結果が出るのは数カ月後で、どんなテストだったか忘れたころです。そして、返ってくるのは答案用紙ではなく、できたかできなかったかを示す表だけです。子どもたちは自分がどこでどう間違えたのかわからず、また、教師も具体的な指導ができない状況です。これでは、平均点を1点でも上げて競争することにつながりかねません。また、テスト以外の課題がおろそかになり、本当に豊かな学力を育てることはできなくなるのではと心配されます。このような理由から、上牧町においては全国学力テストの公表はすべきではないと考えるところですが、上牧町の見解をお伺いいたします。

2つ目は、学童保育の充実についてです。2015年4月、来年度から実施されます子ども・子育て支援新制度では、学童保育の整備計画を含む子育て支援事業計画の策定が義務づけられます。3月議会の一般質問では、この子ども・子育て支援新制度の分野で保育所問題を取り上げましたけれども、今回は学童保育を取り上げます。学童保育の基準を条例にうたうことが必要となります。

そこで、まず1点目は、子ども・子育て支援新制度実施までのスケジュールについてお伺いいたします。2つ目は、学童保育実施条例についてです。これまでと変わるのは、児童福祉法の改定により対象が小学6年生までに拡大されます。そして、指導員の有資格者の配置、

人数は国の基準に従う。また、保育室の面積など、その他の項目については国の基準を参考にして定める。このような規定で上牧町の条例が必要となります。この条例の考え方についてお伺いいたします。3つ目は学童保育の予算についてです。これまでの学童保育に対する予算は運営費と施設整備費。運営費といわれるのは、主に指導員の人件費に充てられており、非常勤が前提となっております。来年度の新予算においては、常勤配置の場合は引き上げも考えられるというふうな国の案もありましたけれども、どちらにしても学童保育を整備、充実させていくという方針で、町がまず予算化することが大切であります。それに対して国、県、町がそれぞれ3分の1ずつ費用を負担する、このような案が出されているかと思えますけれども、学童保育に対する町の予算化について見通しをお聞きしたいと思います。

以上の点であります。

再質問につきましては質問者席から行わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 1つ目から回答をお願いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まず、全国学力テストの公表についてでございますけれども、先ほど石丸議員からもおっしゃいましたとおり、全力学力テストはあくまでも学力の特定の一部を測るもので、学校における教育活動の一側面に過ぎない。にもかかわらず、平均正答率を公表することによりまして、市町村や学校に序列ができてしまうということや、正答率や順位を上げることばかりに意識がとらわれてしまうのではないかという懸念もございます。

本町におきましても、学力テストの結果を分析、調査し、今後の指導や効果的な教育施策を検討するための有効な手段になり得ると考えております。現在、学力テストの公表につきましては慎重に検討しているところでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 現在において、ほかの自治体の教育委員会におきましても慎重に対応されるというふうな旨が発表されておりましたけれども、上牧町の学校の学力はどの辺かというのは確かに関心も高いところだと思いますけれども、本当の意味の学力につながるというところでは、ただ競争があられるという点で心配される点もありますので、十分慎重に対応されるようお願いしておきたいと思ひます。

それで、6月13日に成立しました法律で、教育委員会の制度が変わりましたけれども、こ

れは前回も質問で取り上げましたけれども、国や首長による教育内容への政治介入を可能とする内容となる場所ですけれども、この中で教育大綱ですね。教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の制定ということで、これは、大綱の決定権限は首長である町長ということにされております。この教育大綱は国の計画を参考としてつくるということで、決定権は町長ですけれども、本来なら、こういう教育に関する計画は教育委員会がつくるべき場所ですけれども、今後、この教育大綱にも学力テストの公表の件についても盛り込まれる可能性もありますけれども、その辺も含めて十分慎重な対応をしていただきますようお願いしたいと思いますが、部長なり町長なりよろしく願いいたします。仮に町長が大綱を決定いたしましても、教育委員会として意見が言えるような状況は残していただくようお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） この大綱の作成、今、法律できたばかりでございますけれども、総合教育会議というのが、上牧町でいいますと町長が招集すると。そのメンバーは町長及び教育委員会がメンバーになるという。もちろん、オブザーバーとして専門家を呼ぶことはできるということらしいでございますけれども、町長と教育委員会が開きます総合教育委員会議で決定するというところでございますので、議長は町長になるんですけれども、町長が1人で決めるものではないという、教育委員会が関与して決めるというふうに認識しております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） はい、わかりました。結構です。

次、お願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 2番目の学童保育の充実についてでございますが、まず①の子ども・子育て支援制度実施のスケジュールについてでございます。子ども・子育て支援制度実施のスケジュールについては、ニーズ調査を終えたことから、その結果を踏まえての方向性の検討を行っています。教育、保育の利用状況及び利用規模を分析、評価し、国の参酌基準を参考として計画を策定します。また、放課後児童健全育成事業等の地域子ども・子育て事業においてもニーズ調査の結果を活用して、量の見込みを算出する作業を現在実施しているところでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） アンケート調査を行われて、集計に伴ういろいろ分析が行われていると

いうふうな説明でありますけれども、計画案は大体いつごろ出されますか。計画案とともに、議会では条例の提案も必要になると思いますけれども、国の方ではできるだけ早く市町村へ条例を提案するように、遅くとも9月議会にはというふうな報告もちょっと読ませていただいたんですけれども、計画案のお示しされるのはいつごろ、また条例の案はいつごろとなりますか。

○議長（服部公英） 福祉課長。

○福祉課長（藤岡季永子） 計画案につきましては、ただいま上牧町の子ども・子育て会議を開催しておりますところでございますが、あと3回開催する予定でございます。その中で、10月ぐらいに計画の素案の審議、最終は3月に確定するものと予定しております。条例につきましては、その子ども会議の中で基準等でございますが、審議を行っていただいて、その中で確定したものを議会に上程したいと考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 年度末ぎりぎりまでかかるというふうなことですな。3月。

○議長（服部公英） 福祉課長。

○福祉課長（藤岡季永子） 計画につきましては、3月をめどに行っております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 上牧町では幼稚園、保育所にしても数、私立も含めて何園かありますので、待機児童がいらっしゃるわけでもなし、そう大した問題はないのかなと思うんですけど、ただ、現在の幼稚園を認定保育園にするかどうかということと、あと、私が一番上牧町で作業が要るのは学童保育のところかなと思って、勝手に思っているんですけども、町の認識はいかがですか。特に大きな問題はないというふうな認識でよろしいですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今おっしゃいましたように、町としては、今のところ大きな問題はないと考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） それでは、学童保育を実施する、現在は実施の規則ということで定められているのを条例ということで定めることとなりますけれども、一番心配されますのは、対象年齢を6年生まで引き上げることが国で示されておりますので、実際に希望される保護者の方がおりますけれども、実際にどの程度利用されるかというところは大変難しいと思いますので、その辺も含めて条例の取り組み方ですね。それと、現在の第一、第二、第三

小学校それぞれに、学校ごとに学童保育設置されておりますけれども、定員と利用者の関係でいきますと、定員に余裕があるのは第二小学校の学童で、あとはまあまあ定員そこそこであったり、いっぱいありますので、定員の枠と6年生まで拡大されるというところがどうかというのを思います。それとあと、保育室ですね。保育室の確保、広げることが必要なかどうかということが課題かなと思いますけれども、その辺の見解をお願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 6年生までということで、一応は来ておりますけれども、必ず6年生まで広げなければならないということではないということで、今、国の方から通知いただいております。ほんで、上牧町も今ニーズ調査しておりますので、果たして6年生までニーズがあるのかないのかを、結論が出た結果でまた判断していきたいと現在思っております。そして、学童保育の定員ですねんけど、今のところは今おっしゃいましたように、待機児童、出ていないような状況ですので、今は、ニーズ調査出てきていますので、その結果でいろいろと考えていきたいと思っている段階でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 上牧町で学童保育の条例化するに当たりまして、現在の基準は最低限学べるような形でつくっていただきたいのと、あと、単なる子どもを預かる場所ではなくて、生活の場としてふさわしい広さ、設備という点は、特に少し考慮が要るのではないかと思うんですけれども、例えば、第三小学校の学童ですと部屋が一部屋で、40人定員いっぱいいっぱいの子どもたちがいますと、例えば、熱を出した子どもが出たとすると、ほかの部屋、全くありませんから、机でちょっと区切って部屋の隅に子どもを寝かせているという状況も以前にもお聞きしましたし、大変1年生から3年生までぎっちりでありますので、生活の場としてふさわしい広さかという、なかなかそうではありませんので、その辺はもう少し拡充が必要ではないかと思うんですが、その辺はいかがですか。別棟ですので、部屋のにはどうしようもない状況ですけれども、その辺はどのような見込みでしょうか。職員さんの方も大変そうな様子で、先日ちょっと見せていただいたんですけれども、一部屋しかなくてというふうな状況でしたので。その辺はいかがですか。

○議長（服部公英） 福祉課長。

○福祉課長（藤岡季永子） 第三学童保育所につきましては、1人当たり1.65の基準を面積的には満たしております。40名ですが。それから、子どもが調子が悪くなったときの静養スペ

ースのことをおっしゃっているかと思うんですけども、折り畳みのベッド、ふとん等は用意しております。カーテンによって囲むようにスペースはとっておりますので、調子が悪くなったら病院に搬送しますので、一時的な休養にしては問題ないかと思っております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） あと、条例化に伴って、次の3番の予算のところにも当然関連してくるかと思っておりますけれども、この予算については、町の計画によって予算が変わってくるというふうな制度になるかと思っておりますけれども、その辺の見込みはいかがでしょうか。子ども・子育て支援法の附則では指導員の処遇の改善を図ることが盛り込まれておまして、例えば、現在は放課後6時までの保育でありますけれども、延長する場合は常勤の指導員が必要となるということも起こってきますけれども、その辺も含めて学童保育に対する予算、どのように変わるとお考えですか。上牧町でどのように整備、充実させていくかという方針がまず前提で補助がおりるということになるんですけども、条例を伴う計画ですから、必要以上に大きな計画にすると逆に運営ができなくなるということもありますので、この辺は広ければ広いほどいい、部屋が多ければ多いほどがいいということでもなく、大変難しいかと思っておりますけれども、あと、国の方で言われているとおり予算がつくのかどうかというところも大きな判断の材料になるかと思っておりますけれども、学童保育に対する予算ですね。どのように見ておられますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今、何回もなりませんけど、アンケート調査させていただいた中にそういう要望、延長時間、何時までしてほしいとか、スペースがどれぐらいとかいうことで、いろいろアンケートとらせていただいておりますので、それを見た結果で、余り予算がかけ離れないような、ニーズに合うような予算で、まずは上げてみていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） そのいろんな要望の中には指導員さんの要望も当然含んできますね。運営されるに当たってとか、また、働きやすい職場にするためにも改善も必要ですので、その辺も十分、指導員さんのご要望とか意見もぜひ反映されるようお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 国の方からも予算も示されていませぬので、その辺もいろいろ

と総合的に考えてやっていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 最後にちょっと確認しておきたいと思います。上牧町では、学童については民間に委託とかいうふうなことはなく、直営で3校それぞれ行われているので、また大変手厚く人員配置も行われているというふうに認識しているところですが、国の方では、放課後の対策を学童だけではなくて、放課後子どもプランによる放課後子ども教室と学童保育などを一体で拡充をというふうな案も出されておりますけれども、そもそも放課後子ども教室と学童保育というのは全く目的が違いますので、今後、定員がいっぱいになったりとか、4年生から6年生で要望が多いからということで、放課後の子ども教室と一体化などすることのないようお願いしたいと思います。

放課後子ども教室などは、行事的な開催でありまして、全ての子どもが対象となります。参加したい子どもが参加するというふうな教室になっておりますし、学童保育は共働きであるとかひとり親家庭などの子どもたちの毎日の生活の場でありますので、専用室があつて、指導員さんがいらして、そして申し込みによって毎日利用するというふうなこういうような条件のもとで行われていますので、一体型の放課後対策ではなく、学童は学童として拡充されるように要望しておきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今おっしゃいましたように、要望を聞かせていただいて、そういうふうな考えで進めていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○5番（石丸典子） まだまだこれから作業の項目で、ちょっとかみ合わない部分もあったかと思っておりますけれども、また時々に進捗状況なども直接お聞かせいただきまして、意見なども述べさせていただきたいと思っておりますので、今回はこれで結構でございます。ありがとうございました。

時間が半分以上残っておりますが、これで終わります。

ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、5番、石丸議員の一般質問を終わります。



◇辻 誠 一

○議長（服部公英） 次に、3番、辻議員の発言を許します。

辻議員。

（3番 辻 誠一 登壇）

○3番（辻 誠一） 3番、辻誠一でございます。

議長の許可を得ましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。私の質問は大きく分けて3つ。

1つは、目前にやってきている超高齢化社会における介護予防についてです。人間誰でも高齢化は避けられません。できるだけお年寄りがお元気で楽しく余生を送れるよう、そしてまた、できるだけ介護保険のお世話にならないようにすることは誰しもの思いでございます。そのためには予防が大切であり、たとえ要支援、要介護になっても、予防対策で何とか現状維持、あるいは、リハビリやトレーニングをすることにより回復されることがご本人、ご家族はもとより財政的にも、すなわち介護保険料を抑えることとなります。

さて、私は最近、さまざまな町のイベントに参加させていただきました。改めて上牧町には元気なお年寄りが多いことを認識いたしております。例えば、最近ささゆりウォークに行っていました。先頭集団は何と80歳代、70歳代の方々です。私は一番最後からついていったんですが、歩き始めるとなかなか追い越せない。里道に差しかかって狭くなりますと、自然渋滞でようやく追いつけました。約7キロ、2時間ちょっとかけて歩きました。ほかにいろいろな元気な方の催しがございます。これは1つの例でございます。

それとまた、町行政の介護予防について、いろいろな取り組みがあり、そのうちの1つに、『みんな笑顔で介護保険利用ガイド』の小冊子にまとめられており、上牧町の取り組みも評価しているところであります。ここでは、最近特に話題となり、町民の皆様の関心の高い認知症予防についてお聞きします。

人間誰も高齢化に伴い、物忘れが進行してまいります。ある程度はやむを得ませんが、近時、脳のトレーニングにより認知症予防ができるということで、学習トレーニングが盛んになりつつあります。私も先日、6月1日ですが、橿原文化会館でシンポジウムに行っていました。奈良県学習療法10周年記念講演会で、東北大学加齢医学研究所の川島隆太先生のお話です。脳を知り、認知症を予防する脳科学から見た学習療法の効果を聞いてまいりました。トレーニングすれば記憶をつかさどる、この前の前頭前野、この活動性が増強されるというものです。左脳記憶力は、成人になった後でも訓練により向上するというものでござ

います。

上牧町からの参加も多く、特に生き活き対策課の方の参加がございました。たしか主任ケアマネージャーと聞いております。その方は、川島先生のお話を聞いた直後、質疑に入りますと、真っ先に質問をされました。たしか、いろんな事業の継続性について先生に聞かれました。先生のお答えはたしか、薄くやりなさい、それがいいんじゃないか。中身を濃くしますと大変です。負荷がかかり、また、お金もかかるでしょう。また、介護予防というのはいろんな方法がございます。どれも切ることができません。それらを薄く広くやったらいかがでしょうかというようなご返事だったと思います。生き活き対策課の方には、このケアマネさんからお話を聞いてください。

2つ目は、町と町民との協働まちづくりについてです。まちづくり基本条例が上牧町の最高規範として、ことし4月1日から施行されました。そこには、町民と執行機関の協働によりよりよいまちづくりをしようとするもので、第5条に町民によるまちづくり参画の権利がうたわれ、第13条に執行機関は町民と協働してまちづくりを推進する責務がうたわれています。多様な参画制度を設け、町民の参画の機会を保障しなければならない。執行機関の責務が記されております。

ところが、最近、町長や町の幹部職員の方、町民の提案に対して前向きにご返答をいただいております。しかし、担当者レベルになりますと、少しトーンが変わります。否定的な返事が返ってくることもあります。また、ほかの町民さんからも同じような声を聞きました。すなわち提言の前段階、すなわち打診の段階ではこのようでは、せっかくなつくった条例を生かすことができませんし、そのような風評が流れれば、提案する方も「やっぱりあかんか」と提案しなくなります。不活性化を助長します。

そこで、町長、教育長、または担当部長に、どのように部下にご指導されているかお聞きしたいと思います。

3つ目は、最近完了したと思われるアピタ北側の宅地造成についてです。そこにある看板には造成主の個人名が挙がっております。服部興産・菊地公男氏、森岡京一氏、そして上牧町長、今中富夫氏とあります。町民から「町長の土地があるで」といぶかる声も聞きました。私は、上牧町長とあるので、決して町長個人の土地ではないと思いますが、どのような土地かお聞きします。

再質問は質問者席で行い、理事者側には明確、端的なご答弁を期待いたします。よろしくお願ひします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 1 番の超高齢化社会における介護予防についての 1 番の質問でございますが、現在、地域支援事業で介護予防教室というのを行っております。それで、終わった後について、今、議員さん、質問していただいているように、クラブ化というのは今現在ございませんが、今後の考え方といたしましては、やはり介護予防でいろんな教室をやっておりますので、それがまた地域づくりの一環として、そういうふうな介護予防の教室が多様な通いの場というふうな考えでいろんな場所で行えるような町の支援も行っていきたいなという考えで現在しております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3 番（辻 誠一） 私は、町民さんから直接お聞きしたんだけど、今まで教室でやっていて、それがクラブになったと。どうしてもじり貧になっちゃって、満足いけるようにならない。もうちょっと何とかしてほしいという声を聞きました。このような声をどのように把握しておられるか。町民さんの声はどのように吸収しているのか、その辺をお聞きしたいと思えます。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今おっしゃっている部分については、ちょっと私どもに届いておりませんでしたので、今お聞かせいただいて、事業としてなるべくそういった指導員なりを派遣して、今じり貧になっているところをもう少し改善していきたいと考えております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3 番（辻 誠一） 予算のこともあるでしょうね。どれをとってもみんな、なかなかやめられない事業だと思いますね。ですから、後で申し上げますけど、いろんな条件を加味して、できるだけ幅広く薄く、町民さんのニーズに応えるようにご努力していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 新しい地域づくりの推進ということで、そういう面を薄く広くやっていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3 番（辻 誠一） よろしくお願ひします。

次、2 番ですね。認知予防事業の脳の健康教室の内容について、少し詳しくご説明ください。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 現在今行っています脳の健康教室ですが、簡単な読み書き、計算を教室で3枚ずつしていただいて、数字板に1から100まで書かれた駒を早く並べるという30分間の教室とか、その教室終了後、談話コーナーで会話を楽しみながら折り紙とか手芸、また間違い探しというゲームみたいなものをしております。談話的には1週間に1回参加してもらいます。教室のない日もまた、毎日家の方で宿題を出しまして、やっていただいているのが現状でございます。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） このパンフレットにもそのようなことは書いてございますし。ここで聞きしたいのは1つ、これはどういう方、認知予防が必要と判定された方だけなんですかね。でなくて、これから受けてみたいなという方はどのようにされているんですか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（高田健一） 認知症予防の件ですねんけども、これ、今現在アンケート調査、介護の認定を受けておらない方に発送させていただいております。その中で、認知予防の書くところがあり、そこに判定を受けられた方に対しての調査をしております。それと、一般の65歳以上の方にも広報で募集を呼びかけております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） その最後の65歳以上の方というのは、認定が必要とされた方じゃなくて、65歳であればどうぞいらっしゃってくださいとこういうことですか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（高田健一） はい、そのとおりです。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） それらの事業、これは直営班がやっておられるのか、あるいはどこかの業者に委託してやっているのか、どんなものでしょうかね、これね。いろいろあると思うんだけど。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（高田健一） これは今現在、地域包括支援センターがやっております、委託先として西大和リハビリテーションに委託しております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） わかりました。ちょっとお聞きしておきます。後で申し上げますが、そ

ういう外注というか、出しますと、やはり割高になるのでね。もうちょっと簡単な方法もあるし、後で申し上げますが、現在わかりました。

じゃ、その次に3番、現状の問題点と課題についてお聞かせください。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 現状は、今言いましたように、65歳以上の方でしたら誰でも参加できますので、現在の教室は火曜と金曜で行っております。それで70人が定員でやっておりますので、かなり最近、認知についての皆さんの関心度が高いので、参加人数が多くなっておりますので、それに対してこれから、さっきおっしゃいましたように業者委託ではなくてもう少し安く、地域包括支援センター、地域支援事業、また住民さんの協力を得ながら数多くの方に参加していただきたいなと思っております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 今、約70名の方とおっしゃられたんですが、それは、やっぱりこれ、65歳以上なんですかね。例えば、おおむね60歳という方もいらっしゃるんですか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（高田健一） 先ほど言いましたように、ニーズ調査の結果、認知予防の必要と判定された方、または一般の65歳以上の方が一応対象となっております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） わかりました。お聞きしておきます。

そこで、この間の川島先生の話から、聞いた話を2つほどご紹介させていただきます。非常に簡単にできるテストでございます。例えば、赤と書いて、赤色があったり、黒があったり、緑があったり、黄色があったりね。最初これ、字を読んでくださいと言うんですよ。そうすると、皆さん、字は読めるのね。ところが、これは何色ですかと言うんですね。赤は赤ですね。これは何色ですかとね。最初の二、三回は答えられるんだけど、これがどんどん繰り返されると混乱してきて、これを緑という答えが少なくなってくるそうですね。非常にこれは簡単なものでできるというのが1つね。もう1つ、Nバックといって、Nというのは回数ですけど、簡単な足し算、引き算があるんですが、これ、答えを暗記して行って、だんだん問題が出てくるんだけど、2つ前の正解は何ですかという。8とか5、4、7と覚えているうちはいいんですが、ここに次の問題が出てきますと、私も五、六回目には「えーっと、えーっと」となりましてね。非常にこういう簡単なことでできるんだなと。

一方で、ウォーキングしながら算数の引き算、足し算とかいうトレーニングもあるようだ

けど、あれ、危ないですね。歩きながらそんなことやるのはね。こんな方法もやりますといいなということで、ご紹介いたします。ここで、誰でもできる左脳記憶トレーニングというそうなんです、3つ原則がございまして、1つは左脳記憶、ここね、記憶力を使うこと。もう1つ大事なことは単純で簡単なこと。そして、脳に十分な脳機能に負荷がかかることです。これを3つクリアすれば、お金をかけなくてもこういう簡単なものができます。その辺が言いたいんですよ。まだいろんなものがございました。これは2つだけでございます。これをご紹介しておきますので、こういうものを、いとも簡単にできると思いますので、お使いになられたらいいんじゃないかなと思います。

それともう1つ、2つ目、これは今の意見ですね。資料請求で、この上牧町の高齢者福祉サービスの事業ごとに3年間の参加人数とそれから26年度の予算をいただきました。どうもありがとうございます。そこで、私なりに少し解釈しますと、若干こういうことが言えると思います。このグラフでございしますが、これは予算ベース、全体で700万ぐらいでしたかね。もうちょっとあるのか。それで、何が一番お金がかかっておるかといいますと、配食見守り35%、そして運動機能向上22%、そして認知予防が14%ということで、お金にしたらこんな割合になっております。

それから、年度別実人員、どの事業にたくさん参加されているのか。調べてみると、緊急連絡装置ですかね。それと、最近では認知予防がふえております。それから、配食は24年から25年、急にぼーんとふえましたね。それは後で理由を聞きたいんですが、こういう傾向がございまして。これは24年度の実人員の多い順ですね。認知症が2番だった。ところが、25年度になるとトップになりますね。先ほどおっしゃられました非常に関心が高いという、部長の認識もそうでありました。非常に関心が多くなっている。

最後に予算を1人当たりどのぐらい使っているんだろうかというお話。これは、人数は25年の実人員でやっています。ところが、予算が26年の予算ですので、かみ合わないことがあるかもしれませんが、だから傾向はつかめているんじゃないかと思うな。それに基づいて予算が組まれるわけですから。そうしますと、運動機能向上が1人当たり14万以上かかっているのね。年間ですよ。配食見守りが1人当たり8万円。それから、これは話題にしている認知予防、今のところ2万ちょっとですね。こういうような見方もなされて、限られた予算の中、あれもこれもやらないかんといいことをひとつご考慮されたらいかがかと思うんですがね。いかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 27年度からはちょっと法律が変わりまして、私どももちょっと考えもいろいろ考えていきたいと思っております。また、介護予防生活支援の充実ということで、今おっしゃいましたように、運動機能の方はちょっと専門の方をお願いしておりますので、単面的には高くついておりますが、これもまた、もう少し幅広く、多くの人数のいけるような考えも、これからちょっと変更していきたいなという考えで現在おります。それとまた、多様な通いの場ということで、サロン、住民主体の交流の場、コミュニティーカフェ、それから認知症カフェ、ミニデイサービス、体操教室、それから運動、栄養、口腔ケア等の教室を、法律が変わりましたので、新しいそういう事業もいろいろな形でこれから、今までの事業でも考えておりましたけども、もっとさらなる住民参加とか地域住民に合ったような考え方で取り組んでいきたいなと現在思っておるところでございます。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） ぜひともきめ細かく、それから午前中の議員さんもおっしゃっておられましたね。細かいところを細分化して、きめ細かくやっていただきたいということをおっしゃっておられましたし、今のご答弁もそうだったかと思えます。最初の川島先生のお話じゃないけど、広く薄くね。例えば、これ、高取町ですかね、認知予防でもうできることをやっとなです。体験イベントとして、あそこでできる薬づくりとか簡単なエクササイズ。よそは、本当に余り外注とかそういうのをかけずに手づくりでやっておられるんですね。ぜひ上牧町もお考えください。これは意見でございますので、結構でございます。

それから4番目、子どもについて。4番に関しまして、先ほどのご答弁いただいたんかな。いただきましたね。それじゃ、結構でございますが。そうですね、お2人並んでいましたね。記憶しております。それじゃ、1番はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 先に一言。壇上でも申し上げましたように、せつかくまちづくり基本条例ができたのに広く浸透していないんじゃないかという危惧。おつくりになられた基本条例策定委員会も、どのようにしてまちづくりを具体的に展開していくかというのは余り、不透明でございます。最近、学校の体育館が避難収容所として機能するのか検証するため、また子どもの体験的防災教育実施のため、町民と町、執行機関とが協働して、小学校の体育館で避難所開設訓練を自治会に提案いたしました。しかし、その中で、お話ししている中で、ある構想の段階で一部の先生方が「何で学校をするの」「第一体育館も第二体育館もあるじゃな

いか」というような発言もあったようです。避難収容として最も一般的に利用されている学校の体育館、しかも最近耐震化された体育館で訓練を行うことをいぶかる声があるということは極めて遺憾であります。学校が避難収容所となっていることの認識がないのではと疑います。町長はじめ役場の幹部職員の方、町民との協働のまちづくりには非常にご熱心でご理解があると認識しておりますが、担当者レベルだとそうでない。

そこで、1番からお聞きいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 避難場所に指定されております体育館を利用いたしまして、実際に避難訓練をされるということで、将来、上牧町に災害が起こったときに矢面に立つ小学生、中学生が実際にその避難訓練を体験されるということで、非常に有意義であると考えております。学校としても可能な限り体育館の使用を許可していきたいというふうには考えております。

また、今おっしゃられました末端、学校の先生方にこのまちづくり基本条例の趣旨等が徹底されていないんじゃないかということであると思います。この条例ができたときに、学校の管理職には条例ができたということと概要を配付して説明はしておりますけれども、今後、一般の教師につきましても、まちづくりの基本条例の趣旨を理解していただきますように説明に努めたいと考えております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） ただいま、これができたときには管理者の方にはご説明したと、今後末端の方までご指導いただけるということで、ぜひ早い段階でというのをお願いしたいと思えますね。本当にこれ、ご説明されたらいいと思えますね。先生方、町民という定義を知っておられますかね。ちょっと疑いたくなっちゃうんですけどね。その辺も含めてね。先生も町民ですね。ここにお勤めなられてね。利害関係のある方も町民なんですね。ですから、このせつかく立派なのができたから、これをもっと浸透してやっていただきたいなと思えます。いかがですか。同じことを言われましたけど。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 町の職員には全職員が、本庁も出先も含めまして、政策調整課の方から研修等行っていただきましたけれども、今おっしゃられましたように、教職員にはそういう機会がなかったというのが事実でございます。今、議員がおっしゃられましたように、町民の範囲は非常に広い範囲になっております。住民だけではなくて、ほとんど全てという

んじゃないかというぐらい広い範囲が町民の対象になっておりますので、その辺も含めまして、今後徹底していきたいと思います。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 総務部長も座っておられますので、お聞きしたいと思います。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 先ほど、今、教育部長の方から一応職員の対応ということで一言申されましたが、基本的に職員への周知でございますけれども、この基本条例につきましては、全職員を対象に午前、午後と2回に分かれて職員の研修を開催いたしております。それと、概要版のパンフレットを配付いたしまして、周知を図っているところでございます。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 研修をされているということで、そのうちだんだん効果が出てくるんじゃないかと期待いたします。

一方、最近、窓口業務が以前に比べて非常によくなったという声が聞こえていますね。これもやはりご指導がよくて、あるいは内部の方がいろんな、どうしたらいいんだろうかということでご討議されて、今、非常に対応がよろしいですねとこう言われておりますね。ですから、これもぜひそういうことでご理解していただけるようにやっていただきたいと思えます。

それから、ちょっと関連して、次回聞くつもりなんだけど、防災というのは、総務部長の一般的な管理の面と学校との両方に分かれているところがあるね。やはり、総務部が主管としてやられると思うんだけど、その辺どう。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 基本的な部分は一応、私ではなしに地域防災計画での中での部分の中で一応きめ細かに防災については決められております。その中で各組織の中での部分で決めている部分もございますし、一応それにつきましても、地域防災計画、今見直しをしているところでございますけども、その部分につきましても、一応掲示板等の中でそういう部分については周知をするような形で掲載させていただいて、職員皆、また他の部局につきましても周知しているところでございます。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） いろいろ見直しておられるところありますが、1点だけ。きょうかもしれません、あしたかもしれません、大惨事というのはね。そういうときに慌てないように、

沈着に動けるようにしておいていただきたいと思います。

それから3番、町民からこのような声が上がればどのように対処されますかということでお聞きしたいんですが。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 一応町民から問題や課題等、事業として新たな提案また意見等いただいているところでございます。その部分におきましては、受けるときには提案として一旦受け入れて、窓口またその課内で十分検討して、それで、できるできないという部分につきましては、提案者に対して十分説明し、理解を得ることが必要と考えており、今までそういう形の中で一応周知をしているところでございます。今後におきましても、まちづくり基本条例の理念に基づきまして、町民の皆さんの声が町政に反映させることや、参画していただいて、ともにまちづくりを考えていく場づくりを進めていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 総務部長、ぜひそういうことでよろしくをお願いします。町民かてそんな、あえてこんな提案したくないんですよ。あえて提案しているということで、その辺を酌んでいただいて、何とかしてやろうということで考えていますので、いきなり蹴っちゃうんじゃないくて、一度持って帰って、どういう方向に行ったらいいとかか打診いただきますということで、窓口で蹴らないようにぜひお願いしたいと思います。

この問題、最後に町長にちょっとお聞きしたいんですが、町長は非常によくご理解があって、非常にいいお話をいつもお聞きしとんですが、先ほど申し上げましたように、ちょっと末端になりますとそうでもないという、その辺をお願いします。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 協働と参画の中で住民提案を町へ要望に来たときに、今の質問のことでございますが、末端の職員は窓口ですぐさま断るようなケースがあるということで、どうするのかということだろうと思います。私、絶えず幹部会の中で話をしておりますのは、いろんな要望をそれぞれ住民さんはお持ちでございますし、提案をされます。100人来られて100人できるのかと。これはもう現実にそれは無理でございますし、その提案の中には自己本位のものもございましょうし、また、今おっしゃっているような内容のいろんな提案もあろうかと思えます。予算的な部分、法律的な部分、それと人的な部分、いろんなものがそこにはかかわってくるわけでございますので、話をまず聞かせていただいて、その上に立って、なぜできないのか。取り上げる場合はどうなのか。もしできないというような要素があったと

しても、こういう考え方でこういう方向性ではどうですかとこういうアドバイス、こういうものもしっかりと職員にするようにということで、私は幹部会の中では話をしております。なかなか末端まで周知するというのは厳しい中でございますが、根気よく、これについては続けていく必要があるのではないかとこのように思います。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 町長、ありがとうございます。私も全く同感で、無理なものは無理ですからね。今、町長がおっしゃられたことでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3番に移らせていただきます。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） それでは、3番目のご質問についてお答えさせていただきます。

議員ご存じのように、昨年、都市計画街路米山新町線が完成いたしました。その米山新町線の工事に伴いまして、里道が機能が停止したと。と申しますのは、前回のご質問もありましたように、橋がありまして、その橋から第三小学校の方に向けての里道がございます。その部分が街路ができることによりまして高さが合わなくなったと。そのことで、里道の機能を回復するために切土を里道の部分について行うわけでございますが、そのまま里道だけの部分になりますと切り立ったものになると。そのことから、近隣のところについても切土をする必要があるということで切土をするわけでございますが、その中に旧公社所有地の土地があり、その部分を切土するために宅地造成の申請を行うと。その上で代表者である上牧町長・今中富夫という看板が設置されているとこのようにございます。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） これは個人の土地ではないというのは思ったとおりでございます。それで、これはあれですね。町が代物弁済を受けたと、この土地でございますね。この財政問題特別委員会の資料の中で、この土地開発公社所有地の処分等に関する計画であるこの13番の新町里道というこれに該当するんですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） はい。今持っておられます公社から引き継いだ土地、その部分について、里道の有効利用という形で町が引き取って、事業としては今申されましたように、里道の拡幅というふうな有効利用を図りたいということになっている土地でございます。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） わかりました。そうしますと、今後この管理とか運用についてはどのよ

うなお考えか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 当然、機能が回復いたしますと、この分も里道として町の方が管理するわけですが、この部分につきましては、先ほど、議員申されましたように、里道の部分としての用地もあるわけですので、今後この里道もできるだけ有効にと申しますか、通りやすくなるような形で、また検討していきたいとこのように考えます。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 有効利用なさるといふことで、これ、売却ということは考えていないんですね。売却可能なら、附帯決議でありましたように、売れば三セク債の返済に充ててほしいということでありましたが、今のところそういうのじゃなくて、何かに使うということ、しばらく活用を考えるわけですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 今、議員申されましたように、現在は里道の拡幅と申しますか、用地としてのという形で区分をしておりますが、今後精査いたしまして、例えば、残地が発生した、そういうような場合につきましては、他の土地と同様、売却も含めて検討していきたいとこのように考えます。

○議長（服部公英） 辻議員。

○3番（辻 誠一） わかりました。ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（服部公英） 以上で、3番、辻議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（服部公英） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 2時05分

平成26年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成26年6月20日（金）午前10時開議

第1 一般質問について

4番 富木 つや子

1番 康村 昌史

2番 長岡 照美

8番 木内 利雄

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	康村昌史	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	富木つや子
5番	石丸典子	6番	堀内英樹
7番	吉中隆昭	8番	木内利雄
9番	芳倉利次	11番	東充洋
12番	服部公英		

欠席議員（1名）

10番 吉川米義

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
教育長	浅井正溢	総務部長	池内利昭
都市環境部長	西山義憲	都市環境部理事	高木雄一
住民福祉部長	竹島正貴	保健福祉センター館長	下間常嗣
水道部長	杵本和敏	教育部長	竹島正智
政策調整課長	藤岡達也	総務課長	阪本正人
税務課長	五藤博行	まちづくり推進課長	大東四郎
福祉課長	藤岡季永子	生き活き対策課長	高田健一
教育総務課長	為本佳伸	社会教育課長	吉川淳

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 磯部敬一 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。吉川議員より病気のため欠席との連絡を受けています。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議事日程の報告

○議長（服部公英） それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎一般質問

○議長（服部公英） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。



◇富木つや子

○議長（服部公英） それでは、4番、富木議員の発言を許します。

富木議員。

（4番 富木つや子 登壇）

○4番（富木つや子） 皆さん、おはようございます。4番、公明党、富木つや子でございます。議長の許可をいただきましたので、通告内容に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

1年間、議長をさせていただいたということで久しぶりの一般質問でございます。また、

きょうは朝からギリシャ戦、また日本のワールドカップを朝から、7時から放映されておりまして、私も見ておりまして少しテンションが上がっております。コントロールしながらやっていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、今回は、これからも住み続けたい安心のまちづくりをテーマに、大きく3点についてお伺ひしてまいります。

民間の有識者らで構成される日本創生会議は2040年までに全国の約半数896の自治体で出産期にある20歳から39歳に女性が半数以下になると推計をされています。これらのこれからの自治体では、出生率が上がったとしても若年女性の流出が影響して人口減少が加速し、自治体の人口は1万人を下回ると必要な公共サービスの維持が難しくなり将来的には消滅の危機にさらされるとされています。このような自治体消滅の一因には地方から都市圏への人口流出もあると言われております。奈良県内39市町村においても3分の2の26市町村が消滅可能性の危機の衝撃的な内容となっており、人口減少や少子高齢化は避けて通れない問題であり歯どめをかけることは容易ではないと考えます。しかし、現状に目を背けることはできません。まず求められているのは子育てしやすい環境づくりはもちろんのこと、女性や若者が働ける環境づくりなど若者定住対策については財政状況もありますが、人口減少を前提に今からできる限りの取り組みをしていかなければなりません。

このような背景の中から1番目として人口減少について3点お伺ひいたします。

- ①上牧町の転出数の背景と今後の人口変動。
- ②人口減少が町に与える影響の認識と将来を見据えた今後のまちづくり。
- ③子育て支援以外の若者定住対策支援策。

2番目は支えが必要な子どもへの必要に応じた切れ目のない支援についてであります。

昨年の9月、保護者の強い要望に町長が応えられて、発達障害の子どもたちへの必要に応じた学習指導を行う通級指導ペガサス教室が開設されました。現在教室に通う保護者からは、教室が近くにできたことで時間に追われることなく通うことができ親子に心にゆとりができました。子どもにとってもいい環境であり本当によかったと心から感謝されているお声をお聞きいたしております。今後は通級指導教室を中心に子どもや保護者にとってよりよい支援ができるよう充実した取り組み体制について、以下4点お伺ひいたします。

- ①通級指導ペガサス教室の現況と今後。
- ②未就学児の療育支援の現況。
- ③福祉と教育の連携による支援体制。

④継続支援のために情報を伝えやすくするサポートブックの作成。

3番目として児童虐待防止強化についてお伺いいたします。

ことしの5月、神奈川県の高木市で当時5歳の男の子に十分な食事を与えずに約7年前に衰弱死させた父親が逮捕されるなどやりきれない子どもへの虐待事件が相次ぐ中、厚生労働省が18歳未満の子どもについて所在不明者数の確認に乗り出しました。文科省が小・中学校を対象とした調査では、昨年度全国で705人の所在が確認できておらず、就学年齢でありながら学校への入学や通学が確認できていないことがわかっています。そのうち、近畿2府4県では155人に上り、奈良県でも平成23年度21人、24年度19人、25年度16人が居所不明として報道されています。

我が町における児童虐待未然防止や早期対応について、次の点をお伺いいたします。

①上牧町の居所不明児童、生徒の確認と調査。

②改訂県児童虐待防止アクションプラン（平成26年度から28年度）のプランについてお伺いいたします。

以上が質問の内容でございます。再質問は質問者席で行ってまいりますので、担当課におかれましては、明快なるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） それでは、人口減少について、3点であります。順次お願いしたいと思っております。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 1点目の質問の回答でございますけれども、一応今後の人口変動ということで10年をめぐりに考えております。社会変動でございますけれども、転入から転出で年間100名程度の減と。自然動態で出生から死亡のマイナスで年間これも100名程度の減ということで。それと、住宅開発にかかわる社会増といたしましておおむね1,100名程度の増と。それで、先ほど言いました10年後ということでおおむね2万2,500人から2万3,000人程度の推計人口ということで今は考えているところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 今、10年後の推計ということで、人口が年間100名程度の減で自然、生まれて亡くなる方が100名、また、住宅で1,100名の増ということで、この内訳で10年後に2万2,500から2万3,000人ということで推計をしていただいたのですけれども、新聞報道でも本当に、今、私、お話を壇上でさせていただきましたけれども、2040年までに奈良県におい

ては39市町村から3分の2の26市町村が自然消滅の可能性があるということで、上牧町においてもデータを見ますと、これは産経新聞の記事でありますけれども、コピーをさせていただいております。上牧町においては、2040年においては1万4,316人。これは総人口ということになっております。このデータではそういうふうになっておりますし、このときに20歳から39歳の女性が2010年には2,739人から40年には907人、ずっとこのような厳しいデータが出ているのですけれども、上牧町においてもマイナス66.9%ということで新聞報道もされておりました。10年後どうなのかというあたりを今お話しいただいたのですけれども、この公表について、上牧町66.9%、減少としても高い方だと思います。この件について要因、今お話ししていただいたのですけれども、ちなみに近隣の河合町はちょっと厳しいかなと思いますが、王寺町、広陵町というのは、その辺は余り減っていないんですね。その辺の要因というのをどのように思われていますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） この時点の一応の日本創生会議の試算といたしますか、その部分では今、先ほど申しましたように開発に係る部分の社会増については換算されていないのではないかなとは考えております。

近隣の広陵町また王寺町につきましては、減少率が少ないと。これにつきましては、駅の部分、町内に駅等もございますし、その辺の部分の中でやはり減少という部分が少なくなっているというふうな判断をしております。

ただ、率につきましては、先ほど申しましたように、そのときの、時点の人口推計でございますので、今後、いろんな施策、方策等をとっていかないとこういうふうな状況になるのではないかなとは考えておりますけれども、ただ、いろんなものが今後、施策等々、方策等々、政策の上で考えていきまして、この人口にならないような形をもっては考えていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 王寺町なんか駅が近いですし、広陵町についても大変人口が多いということで若い人たちも多いということで、いろいろ地域によっては実情が違うかなと思いますのでわかりました。

次に、町長にお伺いしたいのですけれども。

初めに創生会議の発表をさせていただいたのですけれども、町長は、この点について、この報道についてどのように認識しておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今、富木議員から創生会議の発表についてどう感じているのかということですが、最初見たときは大変びっくりいたしました。衝撃を受けました。なぜこのような数字が出るのかなというふうに感じております。

ただ、総務部長の方から話がありましたように、近隣で言えば、王寺町、広陵町。王寺町につきましては新しい住宅地、これが恐らくこの低い数字の中に含まれているのではないかと。広陵町も真美ヶ丘、いろんな小さいミニ開発、こういうものが頻繁に造成もされておりますし、そういうところが広陵町も加味されているというふうに考えております。

上牧町につきましては、既に開発された住宅地につきましては今高齢化に入っていると。そういうことからこういう数字が示されているのではないかと。今、新しい住宅地も開発されておりますし、衝撃を受けましたが、何もこの数字で我々は悲観する必要もないだろうと、新しい住宅地の問題もございますし、これからの施策によってこれは動きが当然出せるわけでございますので、私は悲観する必要はないというふうに考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 町長のしっかりした先を見通した見解をしていただきました。この件について、荒井知事は人口減少の問題は今に起こってきたことではない、早くからわかってきたことだと。しかし、雇用面であるとかいうのは大阪に甘えてきたのではないかなというような反省のお話をしていただきました。

市町村の行政サービス、今後のサービスについては機能維持のためには県が専門的な人材を派遣したり、また市町村としっかりと連携をとって県が後押ししながら進めていくということでございますので、その辺から今後のまちづくりについても進んでいくのではないかなと、このように思っております。ありがとうございました。

それでは、そういうことで、次、2番目をお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 2点目の減少に対して今後町にどのような影響ということでございますけれども、これにつきましては町内の消費が減り地域経済が縮小すると。

2点目でございますけれども、財政状況が厳しくなり、住民サービス、行政運営の低下が起こると。

3点目でございますけれども、自治会等の活動が機能しない等々の人口減少によるさまざまな問題が起こるのではないかなとは考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） いろんなことに影響がしてくるということで部長からありました。

私、教育とか高齢者また地域活動、子育て、そういうような大きな環境に大きな影響を及ぼして、当然、減による歳入歳出も変わってきますし、財政的なことも入り出のバランスを図りながらということで、しかしながら、進めていかなければならない対策はしっかりととっていくというような取り組みが必要になってくると思います。

そこで、私は、人口減を避けるためには女性がしっかりと子育てをしながら働ける場所、それから若者が入っていただくというような施策は大変重要ではないかなと思っています。子育て支援は本当に最優先、もちろんのことですね。

今回、私は、このデータを使わせていただくのですが、資料として財団法人の地域活性化センターが全国の市町村へアンケートをしております。これは平成24年9月21日から10月19日にかけて全国の市町村にアンケートを出してございまして、1,742市区町村で回収率が992件あったということで回収率56.9%というアンケート調査を今見ております。

その中で、このアンケートの中ではどのようなことに町が影響を及ぼすのか、それは若者の減少は地域にどのような影響というのは活力、にぎわいがなくなる。また、地域的に地域産業が衰退してくる、税収の減少というようなことが言われております。やはり、その中でどこもこれは同じかと思えます、どこもね。だけでも、上牧町については大きな企業もということでもないし、違った形で若者対策をして定住対策をしていかなければならないと思えます。

そのためには、3番目ですけれども、子育て支援以外の、今回はあえて子育て支援以外と書かせていただきましたが、それは当然子育て支援は最優先ということのを頭に置きながら、次に若者定住の支援策ということで書かせていただいておりますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 3点目の若者定住の支援策ということでございますけれども、今、町における人口減少問題への対応といたしまして、まず、役場内部で部、課を超えた、所管を超えた若い職員を中心といたしまして意見交換の場を設けその中で協議をしていただいて、問題、課題等の整理、今後の人口減少の対策の方策等の意見集約の結果をまとめていただいて、平成27年度から取り組む上牧町総合計画の策定の基礎資料として、その意見等をまとめたものを役立てていきたいと。これは今、政策調整課の方で、この部分においては、そうい

うふうな場を持つ部分の中で調整いたしております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） このアンケートの中でも、定住対策の目的は活力、にぎわいの創出。大きく地域産業を活性化していく。コミュニティ機能の活性とういことで定住施策の目的がこのようにありました。

全体的な目的の上での取り組みというのは、実施している事業をアンケートしております。まずは家賃住宅助成、子育て助成、雇用助成、それから新規企業就農助成、結婚・出産助成金、転入助成金、若者結婚支援事業、そのほかということで、このように取り組みが、この項目の中でアンケートがありました。

その結果について、回答した団体の中には子育て助成金が45.2%とやはり最も高かったんですね。次いで家賃住宅補助金ということで43.5%、次が新規企業就農助成金で38.8%、若者結婚支援事業は38.7%というように並んでおります。

上牧町についても、今回、私は通告では子育て以外の若者定住支援としていますが、定住支援の提案も含めてお話しさせていただきたいということで、担当課、部長の方にはお伝えしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

特に、若者支援への取り組みについては、本町へ転入、定住を促進するための定住対策ということで、例えば持ち家取得補助制度の創出、また、これは大阪ではやめましたけれどもまだ続けていらっしゃる市町村があります家賃補助制度の限定した形をとっての取り組み、また、結婚して住民課への婚姻届のときにお祝いのプレゼントをすとか、それから健康的に暮らしていただく、そのことは健康維持と将来の介護予防につながるということで若者のスポーツ施設の充実など、このようなこと等々の取り組みを始めているところもたくさん出てきております。今、このような提案をさせていただきましたけれども、このような点についてどのようにお考えなのかお願ひします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今、一応ご提案をいただきました。これ等々を踏まえ、先ほど申しましたように、若い職員のいろいろな意見、その中での意見集約をいたしまして、今おっしゃった提案等も含めて今後そういうふうな部分の中でいろいろ協議をしていただいて、それで総合計画の中に織り込んでいきたいとは考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 産経新聞の方でもあります、戻りますけれども、川上村が全国2位の

減率で奈良県内でもトップ、89.0%ということで、減少率ということになっております。本当に地域地域で違いますし、大変だと思うのですけれども、これをさっき町長は悲観することはないというような上牧町についての意見を言っていました。しかしながら、何もしなかったら現実にならぬということで、今回の日本創生会議の発表の背景には人口減少の影響を認識して自治体に危機感を持ってもらって対策に取り組むというような1つの警告のようなものではなかったかなと私は捉えております。今後、今お話をさせていただいたように、いろいろ財政の伴うことですし、一遍にはできませんけれどもやらなければいけない対策はしっかりと捉えてしていただきたいなど、このように思っておりますので、きょう、私、提案を幾つかさせていただきましたけれども、これについては、定住者対策、持ち家制度の件、今後の次回の議会の一般質問で詳しく質問を改めてさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

次のをお願いします。順次、1番から。

○議長（服部公英） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 通級指導教室ペガサス教室の現状と今後というご質問だったのですが、通級指導教室ペガサス教室の現状は、現在町内在住の幼稚園児等10名、町内小学校児童16名、王寺町3名、河合町1名、広陵町2名の計32名が通級しているところでございます。そのほかにも養育についての教育相談も行っているところでございます。

○4番（富木つや子） 今後について。現況と今後。

○議長（服部公英） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） それと、今後ということなのですが、先ほどもお話がありましたように、上牧町の子育て支援の柱であるこの事業を充実、発展させていきたいと思っております。特に、発達障害で悩む親御さんの教育相談も行っておりますので、そういうことで今後もこういう場所がありますよということで、啓発、啓蒙をやりたいと思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 昨年の9月ということで、住民さん、親御さんたちの願いがかなって、町長が本当に思い切って決断していただいて、今、壇上でも話しましたが、近くにできて、通うことができ、通うのが遠かったら諦めていた。だけれども、こういうふう近くにできまして通うことができる、親子で心のゆとりができた、そういうお話を聞きまして本当によかったなと思っております。

そのことから、県教育委員会の、5月でしたか、研修があったと思うのですが、その模様をお願いいたします。

○議長（服部公英） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 5月22日に県教育長も含めて県の教育委員会の研修ということで、特に、通級指導教室ペガサス教室の現場を見たいということで研修に来られました。それで、説明をしました。3月に加配が決まり、1つ、施設の整備、また昨年9月から町内を対象として開校しました。そしてまた、今年度から北葛の方も受け入れを行いました。ということで、県の教育委員会の方もこの事業のソフト面、ハード面のスピード感といいますか、これだけ早く軌道に乗せてやっているということで、県としても今後ほかの町村に上牧モデルとしても紹介したいのでということで言っていただきました。そしてまた、ほかの市も、御所市の方からも問い合わせが早速あったところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） ほかの河合町、王寺町、広陵町からも何名か来ているということで、通われているという現状だと今お聞きいたしまして、今後、今32名ということなのですが、その辺の人数といいますか、その辺は大丈夫なのかなと今心配したんですけれども。

○議長（服部公英） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 北葛の各町を受け入れるためにこの3月に北葛に説明に回りました。上牧町としてこういう設備で投資、投資といいますか整備にお金もかけているから受け入れる人数として各町3名ずつぐらいまでが今のところは受け入れられないという話をさせていただきました。各町の教育委員会の方でもそれはそうですよねという話もいただきまして、今の現在、王寺町3名、河合町1名、広陵町2名、各町3名が限度ですということです。

それと、受け入れる子どもたちの時間なのですけれども、これはあくまでも授業を抜け出して、抜け出してというのもあるんですけど、授業を振りかえてこの通級教室に通うわけでございますけれども、まず、上牧町の児童を先に振り分けといてそのあいている時間しかほかの町は入れないということにしております。子どもは普通は大体1対1で先生と指導するのですけれども、子どもによっては1対1でしたら普通に集中力もあるのだけど、自分が、相手が、自分の方で、教室で、ほかにみんなが、生徒が、児童がいっぱいいる場合は集中できないと。先生が自分のところを見てくれないと集中できないという子どもも、児童もおりますので、そういう児童も数名おります。そういう児童に関してはグループでやっており、グループで

授業を進めているということですので、あともう少し余裕はあるのですけれども、今のところ本町の指導体制としては、県費の配置の教諭が1名、町費配置の教諭が1名、そして毎木曜日に週3時間を来ていただいている町費の教諭1名、この3時間というのは言葉が専門の教諭でございます。言葉を専門に指導するといえますか、こういう教諭でございます。そういう体制で臨んでいるところです。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 課長から、いろいろと内容、指導内容を詳しくお話ししていただきました。これから北葛の拠点というような考え方も大事かと思いますので、人数に枠内の制限もありますし、そうすると充実した指導というのもできない、できないというか難しくなっていますので、だけれども、近隣の子どもさん方も同じような、上牧町と同じような子どもさん、また親御さんの思いだと思いますので、そこらあたりは何とか調整しながら受け入れができればなど、こういうふうにならぬかと今思いました。

それからあと、人的配置についても今後充実していくべきことではないかなと思いますね。

それから、相談が、何といたって身近に相談をできる場所があるということが親御さんにとっては本当に救いのようなでありますので、相談業務というか、相談、今、丸田先生、指導員の先生、幼稚園とか保育所とかサービスといったらおかしいのですけれども、サービスが値するような言葉ではないのですが、気持ちよくどこに保育園、幼稚園の対応を相談、保護者が、また先生方の相談を受けておられるということをお聞きしております。だけれども、先生1人では今後のそういうふうな相談業務というのは賄え、というかやり切れていかれるのはちょっと厳しいのではないかなと印象を持ったわけですが、では次に行きたいと思えます。

未就学児の療育支援の取り組みについてお願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 未就学児の療育支援の現況でございますが、乳幼児健診とか乳幼児相談で発達などの経過観察が必要な児童については、生き生き対策課ではつくしっ子教室という教室を設けております。そのつくしっ子教室の目的でございますが、1歳8カ月児童健診、3歳児の健診、乳幼児の相談の結果、継続的な指導を必要とする観察が必要な子どもがおりましたら、その教室の中で児童の成長とか発達を援助していくということを目的につくしっ子教室を行っております。保護者の方にはその子どもさんに合うようなかわり方を学んでいただいたり、受診が必要な時には受診勧奨をしております。また、年間14回開催

しており、発達相談、保育士、保健師で教室を運営しています。年間の実人員は16組ほどの方が参加してもらっております。

それと、自立支援法の関係からは、療育の観点から乳幼児健診等で療育の必要があると認められた未就学の障害児とか保育所や幼稚園に在籍しているが児童発達支援事業所において専門的な療育、訓練を受ける必要があると認められた児童に対しては日常生活における基本的な動作の指導、知能技術とか集団生活への適応訓練などで障害児の通所支援を行っている事業もございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 今回の質問の、私は、趣旨は今回開設しました通級指導教室を中心に療育支援から中学校までの、また高校、社会人となられていくのですけれども、中学校までを主に切れ目のない支援として取り組んでいくことが大事であるということを趣旨、目的としてさせていただいておりますので、その点お願いいたします。

その中で、療育支援のことを今お聞きいたしました。つくしっ子教室ということで毎年予算書にも上がってきておりまして見るのですけれども、何かつくしっ子教室が余り見え、一生懸命やっただけだと本当は私思っているんです。だけれども、ちょっと通級指導の先生また幼稚園の先生にお伺いしますと、そこからの、何と言いますか、切れ目のないとか継続的な連携が余りとれていないような、私は気がしたので、お話を聞きまして、その件なのですけれども、つくしっ子教室、健診を受けてそして健診を受けたらそこで、今言われました1歳8カ月、3歳児健診を受けられて、健診を受けられたらその子たちの結果といますか、発達相談、発達結果、そういうふうな結果表というのは、受けた後の結果表または状況という資料は情報がありますよね。あれはどのように幼稚園また保育園、学校等と連携されているのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 3番での福祉と教育の連携による支援に入っていきますねけれども、今現在行っているのは就学前の子で、教育委員会と就学児童委員会というのがありますが、今おっしゃいましたように、そういうきめ細かなケア会議というのは今現在持っておりませんので、今言われるように今後の課題として、一応ケア会議を持ちますけど、親御さんに対してそういう会議を持っていいのかとか、表に出してほしくないという親御さんもおられますし、どんどんそういう相談にも乗ってほしいという親御さんも、いろんな方がおられますので、その辺の調整を図りながら地域ケア会議でも持てたら、就学前もっと以前

に早い段階で相談に乗れる体制を考えていきたいなと思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 就学前の幼児また保育所、幼稚園に対してのケア会議は実際には行われていないということですのでよろしいですね。そしたらお伺いしたいのですが、発達相談結果記録、健診してその結果を、私はちょっとお聞きしたのが、親御さんの方に送られていくと、渡される。渡されたらその子が保育所なり幼稚園なりに行くときにその結果表を幼稚園に必ず、保育所とか幼稚園に入園するときには提出しないとあかんと思うんですね。それが提出されている方はいいのですが、されていない方がいらっしゃるというのを、例えば入園許可を決まってから実はこんななんなんですと言うて提出される方もいらっしゃるし、もう相当たってからこの子はやはり支援が必要なのと違うかなと先生たちがそういうふうに思われた時点で何かそういうのがきっかけで提出されている親御さんもいてはるということで、私、要は、大事なことは、入園許可、入園する前に、保育所でも幼稚園でも入園する前にそのことを、親御さんに結果表を渡しているのであれば、つくしっ子の保健師さんなり、かかわっている専門職の方と幼稚園の先生、保育園の先生、親御さんとかがそこでもう1つ学校の就学支援の前にそういうふうな会議を開くことが必要ではないかなと思います。なぜかといったら、幼稚園の先生も、いきなり、先生、親御さんから入園の前にまた入園許可してからもらっても専門でもありませんし研修は受けたとしても適切な対応ができるとは限らないし、先生方も大変忙しい中そういうことを責任持ってやらなければいけないというところに物すごい負担がかかるのではないかなと今でも思っているんですね。そのあたりいかがお考えでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 健診結果ですとかそういう結果ですけども、親御さんの考えがありますので、全ての方に強制的に出せというのは難しいかなとは思いますが。中にはなかなか、保健師とか心理判定員とかがいろいろ指導してこの子はこういう状態ですよということを説明してもなかなか認められない親もございますので、保育所に入ってまたその子が困ってきたら親御さんが認めるというケースもあるし、いろんなケースがございますので、その辺、今おっしゃったように、早い目の親御さんの説明とかいろんな理解を求めてケア会議を持てたらいいなと思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） やはり切れ目のない支援というのが一番、認められない親御さんもし

てたととしても、きちっとそういうふうなルートをつくりまして流れをつくっておくと、その中で、気持ち、親の気持ちというのが子どものことを一番愛情を感じながら今後のことを考えますので、そういう中で、いろんなケースはあると思うのですが、学校就学指導の前にそういう必要な方については通級の先生、丸田先生もいらっしゃいますので、そこあたりもしっかりとつくしっ子から幼稚園、指導員、指導教室の通級の先生と連携をとっていきべきではないかなと思いますので、その点、また取り組みよろしくお願ひしたいと思います。

では、次、お願ひします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 次、サポートブックの件ですけれども、今までお話しいただいた中で、そういう健診結果もありますけれども、県がサポートブック、いいのをつくってくれましたので、これを見ますといろんなサービスの内容とかが載っておりますので、今後はこのサポートブックを有効に活用していき、健診のときにそういう支援が必要であるなというときには親御さんにこういうサポートブックがありますよということを十分に説明させていただいて有効に利用していきたいと思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） サポートブックというのは、今、提案させていただきましたけれども、長野県の佐久市であるとか大阪の市町村でも使っております。要は、サポートブックに親御さんがいろいろ小さいときからの記録をして、そしてその中で環境や支援が変わったとしても情報が正しくきちっとつながって行って同じ支援が受けられる、必要な支援が受けられるということで、1人の子どもに医療、福祉、教育、保健など多くの職種がかかわるので、そういう意味ではしっかりと情報を共有できるノートです。

これ、上牧町のホームページから出ささせていただいて、これは県からこのようなものがあります、ご活用くださいということなのですが、いろいろと本当に詳しく書いております。これを基本にということだと思っておりますけれども、これは五條市がすこやかノートということで、しっかりととじましてその子のいろいろ記録、お母さんの思い、そしてこれを持ってずっと、健診から中学校までずっと持ち上がって1人の子どもの情報をしっかりとここにおさめて必要な支援をしていくという継続的な切れ目のない支援に大変効果があるということですので、この点についても今部長から答弁をいただきました。参考にしてまたしっかりと親御さんの健診から後の中学校までのあるいは親御さんのサポート、それもしっかりとこれで行けるとお願ひしますので、そういう意味では取り組みをお願ひしたいなと思っております。

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。これでこの通級教室は終わりたいと思ひます。

では、次、お願ひいたします。ちょっと待ってくださいね。

お願ひします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 児童虐待の、うちの、上牧町の居所不明児童、生徒の確認の調査でございますが、児童虐待の未然防止と早期発見を目的とした就学前の児童のうち未就学児童の実態調査を毎年6月に実施しております。町内には、町内、町外からの保育所、幼稚園、施設等に名簿の提出を依頼して本町の住民基本台帳の対象児童リストに消し込み作業を行い、就学前児童が各施設に通所、通園、入所しているか漏れなく調査いたしております。現在のところは上牧町においては存在しておりません。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 大変、この点についても神奈川県厚木市で本当に痛ましい男の子、5歳の男の子の事件がありました。どうしてこういう事件がずっと起こっていくのかなというのが信じられないのですけれども、いろんな要因があるということで、子どもに対することではなくて自分の生き方に対しても人間としてもいろんな要素があるんだなということをお願ひしております。

今回、奈良県でのアクションプランなのですけれども、23年から桜井市の5歳のこれも男児の事件から、虐待事件から22年3月に起こりまして、23年度から25年度までのアクションプランが作成されまして、今回、新しく改正で26年、28年度についての県アクションプランの改訂が行われておりますけれども、この点について、新しい取り組みと申しますか、追加項目、28項目も追加されております。この点についてですけれども、どのように改訂され、この改訂された中で特徴的なこと、また日ごろ現場で携わっている担当職員がどのように感じられているのかお願ひいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 改正の主な視点は、虐待の発生要因を探る、虐待発生後の子どもと家庭を支える、未然防止、早期発見の取り組みの継続、充実、定着であります。最も根本的な対策として、妊婦、出産、児童の家庭の切れ目のない支援や、県、保健、教育等の関係機関との連携体制の充実の強化を図ることが必要であると思っております。また、今回、改正された内容で、県のアクションプランですけれども、虐待の発生要因を探るとか虐待発生

後の子どもと家庭を支える、未然防止、早期発見対応の取り組みを継続的、充実、定着していくというのが23年から25年度における児童アクションプランの改正であると捉えております。

それでまた、対応している職員ですけれども、通報とかが結構ありますので、その都度、早期的に早くその子の居場所とか状態を把握するように努めて、今のところ上牧町では大きな問題が起こっていないのは職員の対応の敏速的なところが助かっておるのではないかと考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 部長のお話の中から感じたことは、桜井市の事件があつてずっと流れて年度来まして、また最近においては全国でもいろんな虐待が相次いでいるということで、要因を絞って、分析して絞ってそして新たに28項目が追加されて、市町村また県と国とが連携するためにしっかり取り組みを行うということで、関係機関との連携ということで絞られて、今回の28項目を追加された。そして、具体的に取組もうではないかということだと思うのですが、それでよろしいですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） おっしゃるとおり、うちとしましてもそういうふうな取り組みで進めてまいりたいと思いますし、関係機関とは今、先ほど言いましたように、職員の関係も良好に保っておりますので、早期、すぐに対応できるような状態で今現在進めております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 先ほど、数値、奈良県上牧町ではいなかったと、居所不明者、児童、いなかったということですがけれども、全国で705人、また近畿が2府4県は155人、奈良県でも先ほど言いました23年21人、24年19人、25年度は16人ということで、数字が上がってこのようにくるということで、厳しい、いろんな行政では手に負えないというような状況もあるということで、そういうふうにも感じたわけですがけれども、23年度に戻りますけれども、市町村における児童防止対策の取り組み状況、これ、県の資料なのですけれども、上牧町、いろいろと基本データがありまして、それから母子健康の分野、子育て事業、広報啓発、児童虐待への対応状況ということで項目が分けられております。上牧町について気になったのが、比べる、先ほどもいろんな形で比べるものではないかと思うのですが、児童虐待相談件数について児童の人口が、上牧町が3,924人、平成23年度時点です。王寺町3,491名、広陵町6,586、河合町2,682、このような状況の中で婚姻届数が上牧町129、王寺町214、広陵町295、河合町

115、その中で児童相談件数が、そのような背景の中で上牧町は非常に多いんですね。よそ、人口的には子どもの人口が多いということもあるのですが、広陵町6,586人、上牧町3,924人だけでも、相談件数が上牧町23件、広陵町14件という形で、こういうのをどういうふうに捉えたらいいのかなと思ったのですが、何か子どもの人口が少ないのに、児童数が少ないのに虐待の相談件数が多いというのが印象だったのですが、そこらあたりの認識と要因とかいう、そういうふうなのをお願いします。

○議長（服部公英） 福祉課長。

○福祉課長（藤岡季永子） 虐待の件数でございますけれども、人口に比例するという考えはおかしいかなと思います、私としては。

それで、虐待の通報、ご近所から子どもが何時間も泣いているとかそういうのは上牧町では大変多ございます。虐待に対する考え方が住民の方々に浸透してきているのではないかと思います。

虐待件数イコール虐待であるということではございません。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） わかりました。やはり、気に、意識というか、ずっと泣いているからとかちょっと子どもさんの様子がおかしいとか、いろいろ近所の方々が意識を持って、人口が多いから少ないとか関係なくそういうふうなことを意識されながら通報してくると、言ってみようかなと、あと取り返しのつかないことになるとかそういうことを考えられて通報されているという数かなと今思いましたので、わかりました。

では、次なのですけれども、この市町村における取り組み状況で、平成24年度から上牧町は児童家庭全戸訪問事業を実施されておりますが、この点について状況はどうか教えてください。

○議長（服部公英） 福祉課長。

○福祉課長（藤岡季永子） 児童家庭の全戸訪問につきましては、民生児童委員によります全戸、出生した子どもの名簿によりまして順次訪問していただいております。ガーゼのハンカチとかを独自でつくっていただいて、児童の相談とか悩み事があれば行政の方に促すという形でとってきております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 民生児童委員と一緒に行動され、またそういうふうな取り組みをされているということだと思います。新しく26年から28年度で評価指標といって、取り組みと項

目、指標、目標とかそういうふうなことがデータというか情報をここに持っております。

上牧町においては、一番最初の項目、26年から28年の目標というか、アウト化またはアウトプットの指標というのですけれど。26～28年度に向けてそういうふうな取り組みの中で指標が、目標値とか指標が出ております。その件なのですけれども、内容としては、県子ども家庭相談センターへの児童虐待通告における最重要度及び重要度の割合というのがあるので、すけれども、これ、意味がわからないのですけど、これだけ教えていただけますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 現場からしたらその考えというか、思いますのは、最重要度というか、虐待の通報がありましたらすぐに家庭とかへ訪問するようにはやっております。また、訪問したときに中へ入らせていただくとかいう確認とかの作業をしますけど、ピンポンを鳴らしても出てこられない子どもとか裏口に回ったりとか公団でしたら団地の窓側に回ったりとかして音とかいろんな泣き声とかそういうことを聞かせていただいて、もしも入れない家庭でそういう事例がありましたらすぐに警察とか児童相談所に通報するというので、そういう意味の重要度かな思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） わかりました。ありがとうございます。

それとあと、啓発については今私がお話ししているのは具体的な今後の目標取り組みということなんですね。今お話しさせていただいております。オレンジリボンキャンペーン、上牧町でもしていただいていたました。リボンをつけて私たちもつけさせていただくのですけども、これも上牧町、しっかりと取り組んでいただいているというのは私も理解するところです。

あと、気になることは、児童の健診、3カ月、5カ月健診、これは上牧町99%ということではほとんどの方がいらっしゃっているということで、次は100%にということで目標がされております。そのような件でも未受診の現有、現認率、何で来なかったかという確認をしっかりと100%に持っていく、上牧町では今何%なのかわからないのですけども、そこあたりはどうでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 上牧町としては100%でございます。今言われた99とかいう数字が出てくるのは実家に帰られて出産された方もございますので、上牧町に今お住みの方で健診を受けられない方については必ず保健師が家庭訪問をさせていただいて、年度内というか

その時期には100%に達成させていただいております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 健診の取り組み、大変、保健師さんを中心にやられているなどということも私も認識しております。

最後ですけれども、人的配置なことですが、これだけの、これから、本当に特別にどうこうするというのではないのですが、人的、福祉課の中で保健師さんと連携しながら、今の健診とかも連携しながらやっていくということが大事やと思いますが、人的配置については大丈夫でしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 現在のところは今担当者で精いっぱいのことをやっておりますので、いろんな事業がこれからもふえてくるかなとは思いますが、それに対応したいろんな、これから取り組みでやっていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○4番（富木つや子） 大変にこの点についても難しい取り組みだと思いますし、限界もありますし、踏み込めるところというのは限られてきます。だけれども、1人でもこのような居所がわからないというような子どもさん、または虐待についての早期発見ということに力を注いでいていただきたい。また、私たちも地域の中でいろいろとうろうろしておりますので、いろんな情報も共有しながら協力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（服部公英） 以上で、4番、富木議員の一般質問を終わります。



◇康 村 昌 史

○議長（服部公英） 次に、1番、康村議員の発言を許します。

康村議員。

（1番 康村昌史 登壇）

○1番（康村昌史） 1番、康村昌史です。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

私の一般質問の質問事項は少子化対策について、2、財政について、3、教育についてです。それぞれの質問の要旨について述べていきます。

少子化対策について。国も少子化対策への予算配分を大胆に拡充するとして骨太方針を閣議決定したとの報道がありました。

少子化をとめる具体的な方法について。婚活に国も予算を計上した。奈良県上牧町の婚活等への取り組みについてお尋ねいたしたいと思います。

次に、財政についてです。平成26年6月9日、財政問題特別委員会に提出された上牧町中長期財政計画について、私は財政問題特別委員会のメンバーではないのでここで尋ねいたします。

財政調整基金を10億円とする根拠について。道路整備工事に10年間で約8億6,000万円について。次に、滝川周辺整備工事が10年で約1億3,000万円について。ペガサスホール開館事業約1億円についてです。

最後に教育についてです。大阪市教育委員会は一定レベルを超える問題行動を起こす児童、生徒を市立小・中学校から離して指導する特別教室を来春から新設するとの報道がありました。上牧町の現状とその対応について伺います。

再質問は質問者席で行います。よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） それでは、それぞれについて質問していきます。

少子化をとめる具体的な方法についてですが、約3年前の前の町会議員選挙のときに私が使用した選挙用のリーフレットに私の公約を7個書いていますが、そのうちの2つに、子育て支援に努力します、次に、役場に若者の婚活、結婚活動を支援する体制を求めます、とあります。

急速に進む少子高齢化の問題では、高齢化については私も含めたお年寄りの子や孫のためには辛抱もできるし、また辛抱しなければならないときは辛抱もすると思います。

しかし、この少子化の問題では、少子化をとめなければ、日本、日本経済に与える打撃ははかり知れないものがあります。政府も初の少子化対策として1994年エンゼルプランを打ち出しましたが、それから20年が経過しましたが出生率は下がる一方であります。このままでは大変と最近安倍内閣は50年後に人口1億人程度を維持するという数値目標を初めて掲げましたが、1億人を維持するには2030年には出生率を2.07まで引き上げる必要があるという試算もあります。2013年11月17日付の毎日新聞に森まさこ少子化担当大臣と内閣官房参与吉村

泰典慶応医学部教授との少子化をとめるにはについて対談形式で記事が掲載されております。非常に参考になる記事ですのでここで読ませていただきます。

表題は少子化をとめるには。副題で妊娠、出産の知識をととなっております。そこで、記者が質問しております。ずばり少子化の原因はと。そこで、森大臣が答えております。結婚した夫婦の間に生まれる平均的な子どもの数は約2人です。この数字は、ここ数十年間は大きく変わっていません。つまり、結婚をしない未婚の人がふえ、晩婚化が進んでいることが大きな原因の1つだと思います。大臣就任後、これまでの国の政策を表にしてみました。育児、子育てに集中し、結婚、妊娠にかかわるところが非常に少なかったことがわかりました。日本の場合、少子化対策の観点からも結婚支援を手厚くすることが必要です。これまでは、結婚、妊娠はあくまでも個人の問題とされてきましたが、結婚や妊娠を希望する人が希望をかなえられるような社会をつくっていく必要があります、とこう森大臣は答えております。

次の記者の質問ですが、そのための政策としてどのようなものがありますかという問いがあります。これに対し森大臣は以下のように答えております。これまでの主要な政策、子育て支援、働き方改革の強化に加え、3本目の矢として、結婚、妊娠、出産支援を打ち出しました。若い人が結婚できる環境を整えることが大切です。就労形態の違いにより家庭を持てる割合が大きく異なるというデータがあります。このため、安定した収入が得られるような雇用状況が必要だと考えています。また、例えば、新婚家庭の住宅対策に取り組んでいる自治体もあり、東京都中央区や福島県磐梯町などでは新婚世帯や子育て世帯を優遇する住宅支援を行ったところ子どもの数が回復しました。こうした成功例を広く紹介し、地域のニーズに応じた政策を応援していきたいと思っていますという今の新聞でございます。

そこで、私の今、質問であります少子化をとめる具体的な方法についてですが、今の記事にありました3本目の矢である結婚、妊娠、出産支援について、町当局は現在どのような支援を行っているのかをお尋ねいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今、町といたしましてはそういう婚活事業も行っておりませんし、出産、育児については子育て支援事業などをいろいろ行っております。また、私も朝日新聞の天声人語のところに載っていた部分でお話したいと思っておりますけども、政府というか、毎年少子化対策白書というのを出してございまして、その中で最新の意識調査で結果が興味深いところがあるよということで載っておりますので、それを読ませていただきたいと思っております。

20歳から79歳までの全国の男女1,639人が答えた未婚や晩婚がふえている理由は何だと思
うという問いに關しまして、男女差が出ますけども、男性では一番多かったのは経済的に余
裕がないからということ、女性の1位は独身の自由さや気軽さを失いたくないからという同
じ質問への答えで未婚の回答者に限るとさらなる意識の違いが浮かぶ。希望の条件を満たす
相手にめぐり合わないからを女性の4割近くが掲げたのに対し男性は2割だった。一方、異
性とうまくつき合えないからを男性の2割が掲げたのに対し女性は7%にとどまった。相当、
適当な相手がいれば結婚したいという思いは多くの男女が持つ。その中身を詳しく見るため
に内閣府は今回選択肢を細かくし、結果、物の見事に男女差が示されたのだという。希望の
相手を求める女性に対し相手そのものと出会いにくい男性、どう考えるかは難しい。結婚の
ハードルが高くなっているという繰り返した担当者の言葉が耳に入るという天声人語に載っ
ておりましたけども、そういう意識もありまして、うちもそういう、康村議員から質問をい
ただいて、私も婚活という意識がありますので、最近こんな新聞にも目がいくようになった
とか、ラジオでもいろんなこと、最近、婚活についてよく報道されております。ラジオで言
っていたことについては、なぜ婚活、婚活してつき合っても大体3カ月ぐらいで男女が別れ
てしまう。それはなぜ別れるのかというと、男の人が付き合い方がわからないというのが原
因やということで、そういう支援もこれから始まっていくということで、国がつけた補助金
に対して、また私たちもこれからいろいろ研究しながら上牧町独自の婚活事業ができないか
なということを考えていきたいなと思っております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） わかりました。

そこで、先ほどの記事なのですけども、内閣官房参与の吉村氏の発言ですが、これまでは
結婚、妊娠はあくまで個人の問題とされてきましたが、結婚や妊娠を希望する人が希望をか
なえられるような社会をつくっていく必要がありますとあります。

この意見に対してまたおもしろい記事がありまして、非常に参考になりますので。山田昌
弘中央大教授、政府の少子化対策のための有識者会議、少子化危機突破タスクフォースのメ
ンバーの1人ですが、2012年、平成24年3月23日に婚活支援で若者を支えようという表題で
毎日新聞に投稿されています。副題は雇用とあわせ少子化対策となっています。これも重要
な記事ですので読んでみます。

雇用とあわせ少子化対策を。少子化の主因が結婚する人の減少にあるという考えは浸透し
てきました。結婚しているカップルはほぼ2人の子どもを産み育てている。そして、未婚者

の9割は結婚を希望しており、7割が恋人もおらず、結婚していない理由のナンバー1が出会いがないことである。となれば、少子化対策として男女の出会いを促進する施策が最も効果的なはずである。特に、人口減少に直面している地方は深刻である。私も講演や調査で地方自治体の少子化対策担当者と話す機会が多いが、地元で雇用機会がなくて若者が流出したり地元に残っている若者は消極的だとよく嘆かれる。昔は職場に若者が多く青年団などがあった外で男女が出会う機会が多かった。今は若者の雇用機会が激減したため中高年ばかりの職場に若者が1人だったり、若者は休日も家にこもりがちだという。先日、私もかかわっている全国地域結婚支援センターが主催し結婚支援活動を行っている自治体や地方団体の担当者の意見交換会があった。友好自治体同士である地方と都市部の若者の交流会や地元の商工会を巻き込んだ縁結び事業、商店街活性化を兼ねた街コンなどさまざまな試みが紹介された。もちろんこれらの活動がすぐ結婚に結びつき子どもが生まれ人口増というわけにはいかない。出会いから結婚、出産のプロセスは時間がかかる。即効性を求められても困るのがこの事業である。私が一番心に残ったのは、ある交流会の後で、農村地区の自治体の担当者が参加者の男性から、行政に感謝している、村の中で自分が大切にされていることが実感できたと言われたというエピソードである。行政は高齢者には優しいが若者に対しては冷たいと言われているご時世である。たとえ結婚という結果が出なくても若者の将来を村が真剣に考えているという若者へのメッセージになったのだ。自治体が婚活支援することには批判も多い。しかし、単に結婚させることが目的ではなく家にこもりがちな地域の若者を外に連れ出し、地域間の交流も進んで観光にもプラス、そして若者が自分が住んでいる地域のよさを自覚するきっかけともなっている。それを考えれば若者対策としてはとても有効な事業なのだ。

ただ、問題点も指摘された。せっかく交際にこぎつけても地方の雇用状況が悪いため経済的理由からなかなか結婚に踏み切れないという話も聞く。若者の雇用対策もあわせて行う必要性を実感したという投稿の内容です。

そこで、以上2つの新聞記事から婚活が少子化対策に有効であると私は考えております。奈良県上牧町の婚活等への今後の取り組みについてお尋ねしたいと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今、奈良県では婚活ということでいろいろな事業を県で行っております。それについてはまた、上牧町もホームページなり広報なりを通じて皆さんに広報活動を行って幅広くこういう事業があるということを知っていただきたいと思います。また、上牧町といたしましても住みよいまちづくりという観点からもそういう婚活事業に関しても

これからいろいろ考えていかなければならないのかなということを考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） それでは、最後に民間の結婚相談所などを利用すると年間20万から30万円の費用がかかるのが平均的だそうです。非常に高いので若者にとっては負担がきついだらうと思います。そこで、役場を上げて婚活支援で若者を支えていただくよう心から要望しておきたいと思いますが、その辺、いかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今いただいた貴重なご意見をまた役場内でまちづくりの一環として考えていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） 2013年度の政府の補正で、3月補正でしたか、こういった事業に対しての補助金があったと思うのですが、その辺をちょっと話していただけないでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 内閣府から地域少子化対策強化交付金というのができております。これは、妊娠とか出産とかいう、婚活ではなくて、幅広く少子化対策についての交付金でございますので、またこの交付金の中身をよく検討しながら少子化対策及び交付金の有効利用を考えていきたいなと思っております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） わかりました。ありがとうございます。

では、次に行かせていただきます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） それでは、私の財政についての質問でございます。

財政調整基金を10億円とする根拠についてですが、まず、財調整基金というのは、自治体が財源に余裕がある年に積み立て不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金であると書かれております。財政調整基金は一般的には標準財政規模の10%が適正と言われております。

上牧町の標準財政規模は、僕は約50億円だと思っているのですが、詳しい数字はわかりません。約50億という認識で、その場合それを単純に10%とした場合には5億円になると私は思うのですが、その辺について町当局の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 先ほどおっしゃいましたように、町の標準財政規模につきましてはおおむね50億程度でございます。

この質問の中での10億円という部分の根拠という部分でございますけども、先ほどおっしゃいましたように、基本的な部分といいますのか、特に定義を定めて根拠という形を設けている部分の10億円ではございません。1つにつきましては、先ほどおっしゃいましたように、年度間の財源不足の調整また災害、緊急等々における財源の調整といたしまして。

それと2点目でございますけども、今、おおむね10億程度の部分の基金の積み立てがございますけども、それの中での一時借入金につきましてはその基金を利用いたしまして運用を図っているところでございまして、その2点がおおむね10億程度という部分の中で今基金の運用をしているというところでございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） わかりました。

私がこの質問をいたしますのは、次の滝川周辺とか要は財源を探さなければならないと思っています。ですからこの財調を町長が例えば8億が妥当だと言え、今大体財調が10億です。2億のお金が浮いてくるという計算なんです。だから、僕はこの財政調整基金を10億円とする根拠を尋ねているわけです。その辺、一般的には10%と言われているのでそこを詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（田中一夫） 今、10億円の根拠なのですけども、以前から、私、かかわっております。10億円の意味を少し説明したつもりなのですけども、再度説明させていただきます。

今おっしゃるように、標準財政規模では10%という指針は出ているのですけども、上牧町の場合、ご存じのようにあのような財政破綻を行った、なったという事実がございまして、今後、いろんな形で収入の減、制度の変革、法の改革等によりまして財源が減る場合もございまして、できるだけ安定した経常収支の中での財源を確保ということで、町長は20%は最低持っておらないと経常経費の中で欠陥が出たときに即借入れをしなくてはならないということでございますので、私も考えておりますのは最低10%が基本であると考えています。先ほど総務部長が言いましたように、前も私が説明させていただきましたように、平成21年度で一時借入金の借入額がたしか560万円、22年度では260万円、これにつきましては一切何の対価もございません。資金がないために500万、260万という資金を出したと。これが重なりますと1,000万、2,000万、過去では1年間で1千数百万の一時借入金の利息を払っており

ます。それがやっと10億近くになって、今見込みで25年度の決算では支払利息ゼロです。という状況がございますので、私が考えておりますのは、町長の考えも同じなのですが、10億円を基本にしてあと何ぼ積んでいくのか、その中でその資金をどういうふうに通過年度の中で調整して使うのか、これを考えていかないと、過去のような少し金があれば事業をすれば、その積み重ねで破綻を招いたということがございますので、十分検討しながら財調を10億円以上積んでその上で余剰金について今後の調整の中で安定した財政計画を立てていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） 一借の利息がゼロになったという本当に素晴らしいことなのですが、平成19年だったと思うのですが、上牧町の財政が極端に問題が出てきたということで、それから今中町政になって今のこの毎年度黒字で財調もほぼ10億になったと。本当に素晴らしいと、それは思っています。しかし、その間、住民もずっと辛抱してきています。それで、今中町長はいつもおっしゃるように計画に基づいて全てをやるのだというふうにおっしゃっています。現実そのようにやられています。道路等も全てそうだと思います。ということは、以前のようなお金が余ったからこんな事業をするというような考え方は町当局にはないと思っておりますが、その辺はいかがですか。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（田中一夫） 一切ございません。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） ということは、中長期財政計画をもとにやりはる。だから、財政調整基金を8億に下げてもそんなに僕は計画に問題は生じないのではないかなと思っておりますがどうですか。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（田中一夫） 先ほども申しておりますように、町長も20%、10億は最低限度の財政調整基金を積み上げるということでございます。1つ、近隣の市町村の例を挙げさせていただきます。隣の町につきましては財政調整基金が以前は50億ぐらいございました。今多分四十数億円、一般の財調が30でもろもろ合わせますと40億円ぐらいある町がございます。その職員の方と一度お話しさせていただきました。財調がこのぐらいあったらいろんな事業ができますねと言ったときに、それはないです。財調が幾らあっても使い出したら一気になくなると。安心していませんよという言がございましたので、今後もそういうような、そのよ

うな財政が安定した町でもそういう危機感を持って町政に挑んでおられますので、本町の場合10億程度できたからそれを取り崩しというのはなかなか難しい。ただ、来年ひよっとしたら税の収入が少なくなって3億を取り崩すかもわかりません。その次2億取り崩すかもわかりません。10億なんかすぐになくなると思っておりますので、安心しないで10億は最低限度前後で財政調整基金を取り崩さずにそれを上乗せして、その上乗せの部分で今後の財政計画にのっとりながら調整するというふうな考えでございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） それでは、10億をおおむねめどとすると。また余剰金が出た場合にはそれを積み増しするかどうかを今検討中だというような答弁やったと思うのですが、そこで、私としては財政調整基金を積み増せば増すほどその分の財源が、本来なら住民サービスへ回るべきものが貯金になるんです。ということはその分また住民サービスが減るというふうに僕は考えていますので、10億、おおむね10億ならそれ以上の積み増しは僕としては余り望まないのですがその辺はいかがですか。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（田中一夫） ちょっと説明不足だったかもわかりませんが、町が絶対必要な事業また危機的な災害また優先的な事業等がございましたら10億にこだわらず財調は取り崩しいたします。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） わかりました。

それでは、次をお願いいたします。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） それでは、道路整備工事に10年間で約8億6,000万円について、これの大体の説明をお願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） それでは、上牧町中長期財政計画に予定しております道路整備事業についてご説明いたします。

町道の補修を行うべく計画を立てるべく、町道全線について調査を行っております。その中で、今後修繕が必要また修繕が望ましいというところが調査の結果50キロメートル程度あったということでございます。それから、その部分で、町といたしましては、まず平成23年度から補修の方は行っているわけでございますが、抜本的に行うために補修計画というもの

を作成しております。その中で、その50キロのうち現在まで補修が終わったもの、それから、その中で他事業合算等が服部米山地区において埋設等も行われておると。それから、下水道工事で梅ヶ丘等でも今埋設工事が行われておると。そういうふうに他工事で舗装が打ちかえされる、復旧されるというものを除きますと約34キロが先ほど申しました修繕が必要また修繕が望ましいという状態の部分でございます。その部分を、計画を持って補修するため、現在、先ほど申しました補修計画、中長期に計上させていただいたと、このような計画でございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） ということは、この中長期財政計画で上牧町の道路は一応整備が大体終わるといふふうに認識してよろしいのでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 現在持っております計画では一応10年計画という形を持っておりまして、この中長期計画の中で申しますと平成32、33年ごろに現在補修しようとしている部分を完了したいと、また中長期の中ではその後のことも考えまして、終わり次第、次のと申しますか、現在計画に入っていないところ、その部分も再度調査いたしまして、その部分についても計画を立て随時道路整備を行っていききたいと、このように考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） わかりました。

それでは、次に行きます。

滝川周辺整備工事が10年で約1.3億円についていたのですが、この計画は10年をめどに滝川に蛍をとというのを目標に行う事業だったと思うのですが、その辺はそれで間違いないのでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 若干ちょっと違うところもあるんですが。

○1番（康村昌史） あくまで目標ですの。

○都市環境部長（西山義憲） 今現在考えておりますのは、現在、滝川、ご存じのように県の方でしゅんせつ等を行っていただいておりますが、その滝川を河床の整備だけではなしに堤防も含めましてより有効的に整備ができないものかと。そういうことから住民さんのご意見を聞き、また意見を取り入れた形の整備方針を立てたいと、現在そういう形で事業を展開と申しますか進めているところでございます。その中で、前年度に住民アンケートの実施、本

年度におきましては、滝川の現況調査、それから整備のイメージと申しますか、基本構想的なものまでできれば作成したいと、このように考えております。その後、来年度から具体的にそのイメージ、基本構想的なものをまとめまして実際にどういう形にするのかという形で事業を展開していきたいと。そこで、この事業につきましては、当然河川につきましては県の管理、高田土木が管理されておりますので、県とも十分協議は随時行っております。その中で、町といたしましては、中長期財政計画の中で町のやるべき整備、その費用といたしまして先ほど議員が申されました費用を予定として計上させていただいたということでございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） それでは、ずばり質問したいと思えます。要望なんですけれども。

この計画は財政計画によると10年計画です、約。僕はずばり財源が余ったらもうこちらに回していただいでできるだけ短くしていただきたいと。できたら半分ぐらいの5年でしていただけないかなというのが私の要望なのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 整備予定と申しますか中長期には計上させていただいております。ただ、先ほども申しましたように、この整備につきましては住民の方々とともに考えましてどういうふうな形の整備がいいのかと、その結果が出ましたらその中で、町といたしましては、計画上は町の費用という形では計上させていただいております。それを踏まえまして県等にも相談いたしましてできれば補助金につかないのかと、そういうところも十分今後研究と申しますか県の方に相談していきたいと思っております。

また、河床等の整備につきましては、県の方でお願いしたいと考えておりますが、なかなか県の方も短期間でそれを整備するということは大変困難であろうという形から、町といたしましては、できるところ、できるだけ早くですけれども、それとともに県と十分連携して、よりよい滝川の整備というものを考えていきたいと、このように考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） わかりました。

それでは、最後のペガサスホール開館事業約1億円についてでございます。

この中長期財政計画のペガサスホール開館事業、全体事業費で約1億と、こうなっておりますが、その注釈にペガサスホール開館事業の全体事業費欄の金額は、修繕費、工事請負費、躯体部分改修基金の合計額ですという、この躯体部分改修基金という、この辺を説明し

てほしいんですけど。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今議員がおっしゃったのは中長期財政計画の4ページに示されている部分だと思います。この部分につきましては、臨時的経費を乗せている部分でございます。注釈に載っているとおりでございます。今、議員のご質問の躯体部分の改修基金を含んだ合計額ですという部分でございますけれども、これは議員さんからも質問がございまして、10年先、20年先を見込んで一応計画を出したのですけれども、あの建物自体、将来は外壁の塗装であるとか防水とか、20年、30年を見越した場合出てくるのではないかという議員さんの意見もございまして、それでは毎年基金に何ぼか将来の躯体部分の修繕費を積み立てておこうということで、基金を毎年積み立てること、計画の中で積み立てるということを計画しております。その基金を含めた金額ということでございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） わかりました。

それでは、開館しようがしまいが約1億円というのはかかるということなんですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） いえ、そうではございません。開館するために機器更新費用、今、ペガサスホールにいろんな音響施設であるとか舞台設備とかいろんな機器がございまして。開館後既に20年が経過しておりますので、そういった機器の更新費用が順次必要になってくるのではないかとことも含んでおりますので、これは数年で計画的に行う予定にしておりますけれども、これはあくまでも開館するのであれば機器更新を見込む必要があるということで、閉館の場合は機器更新をする必要はないと考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） わかりました。

では、次の質問に入りたいと思います。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） それでは、教育についての私の質問ですが、特別教室、個別指導教室の設置の理由は、1、周囲の教育に悪影響を及ぼすため、2、少年院などの既存の施設に送られないケースもあるためとの報道がありました。また、児童、生徒の問題行動とその対応策を5段階に分けています。その内容は、レベル1、問題行動として反抗的言動、無断欠席、服装、頭髮違反など。それに対する対応が担任、学年教員が対応と。レベル2では軽度の暴

言や器物損壊、授業妨害などという内容になっています。その対応が保護者を交え管理職、生徒指導担当が指導と。レベル3では暴力、脅迫、無免許運転、喫煙などと。その対応につきましては管理職が警察や福祉部局と連携して校内、家庭で指導と。レベル4、レベル5となっております。今、レベル4とレベル5は割愛しましたが、学校教育法では、児童、生徒が問題行動を繰り返し教育を妨害する場合に出席を停止させることを認めていると。特別教室には専門性を持ったスタッフを置き、在籍校などとも連携しながら出席停止期間中の児童、生徒を個別に指導すると。特別指導の対象は市教委が昨年9月にまとめた問題行動の分類のうち、悪質な4と5に該当する児童、生徒。警察など関係機関と連携した上で特別指導をしていく。4と5以外の分類でも教員の指導に従わなければ特別教室での指導に切りかえることもあるという、というふうに報道されています。

大阪市でこのような問題行動を起こす児童、生徒に予算措置をして来春からこのような対応をとることになっていますが、これについての町当局の考え、どのようにお考えですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 6月に入って、報道で、議員のおっしゃるとおり、大阪市が来春から特別教室を開設するという報道がございました。これは先ほど議員もおっしゃいましたけれども、学校教育法に基づく出席停止措置ができるのですけれども、実際、大阪市もこの5年間は出席停止の実績はないと聞いております。上牧町も実績はないのですけれども、なぜこの出席停止、法的に整備されている出席停止措置が実施されていないかという、出席停止前でしたら、先ほど議員がおっしゃいましたように、学校へ出席させて、保健室なり特別な教室で先生を張りつけて指導するのですけれども、出席停止処分となりますと学校へ出席することができなくなります。保護者が責任を持ってその間子どもの指導に当たる、もちろん学校から指導的なカリキュラム等は提示してそれに基づいた教育は学校と通信をしてすることになっているのですけど、あくまでも保護者の責任において子どもを指導してもらうということになるのですけども、現実的に出席停止を命じますと、保護者といえども夫婦共稼ぎでありましたり母子家庭であったり昼間は保護者自体が家におらないというケースがほとんどでございまして、現実に出席停止を命じますと自由放題になってしまうのが現実で、この対策の1つでもあるのかなと考えております。もちろん、一番の目的はその生徒の立ち直り、それから、そういった暴力を振るう生徒から健全な生徒を引き離して安全に学校生活を送ってもらうという2面があると思いますけれども、大阪市のような大きな市であればそういう特別な施設を設けることも可能なのかもわかりませんが、現実問題といたしま

して上牧町はレベル4、5の生徒はまだ現実におりませんし、この小さな町でそこまで施設の整備というのは難しいのではないかと考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） 今、部長がおっしゃったように、特別教室をつくる意味というのですか、大阪市が、ちょっと僕もわかりにくくてなぜだろうなど。さっきも言いましたように、出席停止というのはやっていないのにですね。そこでなぜこれをつくるのかというのがよくわからないのですが、その辺はどうですか、部長の考えというんでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 先ほどもちょっと触れましたけれども、一番の目的はそういう非行を起こす生徒の立ち直りを支援する。大阪市長の記者会見によりますと、少なくとも生徒1人に先生1人以上を配置したいというようなこともおっしゃっておられました。実際に始まればどうなるかわかりませんが。一番の目的はそういった生徒の立ち直りが一番の目的だと思います。2番目が平穏な学校生活を送れていない、そういう生徒の暴力等によりまして学校生活が乱れておるわけですから授業を受けるその他の普通の一般の生徒が授業を受ける権利を守っていくというのも1つの原因、設置の、出席停止をしやすくするというのも理由の1つではないかというふうに考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） それでは、このような問題行動を起こした場合の、このように、大阪市のように5つのレベル、5段階に分けているのですけれども、上牧町ではこういった5つに分けるといような考えは持たれているんでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今のところこういうレベルには分けておりませんが、5段階、大阪市の昨年初めてこういう5段階のレベルを発表いたしまして、上牧町としても今後参考にしていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） 最後に、こういった問題行動を起こした生徒や児童がおった場合に教育委員会はどうかかわりを持つんですか。その辺を具体的に教えてほしいんですが。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まず、レベル4、レベル5になる前に他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から、児童、生徒の規範意識の向上等を目指して毅然とした粘り強い

指導を徹底するように各学校に指導しております。

まず、出席停止の前に、先ほども言いましたけども、別室での指導というのをまずやっているところでございます。もちろん、行動によりましては、大阪市はレベル4、レベル5から警察等に通報するとなっておりますけども、上牧町は早い段階から警察との連携はとっております、ささいなことも警察に報告または相談をしておるというのは現状でございます。

レベル4、レベル5の生徒は上牧町には現在おりませんというのが現状でございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○1番（康村昌史） わかりました。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、1番、康村議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） 再開します。

◇ 長 岡 照 美

○議長（服部公英） 次に、2番、長岡議員の発言を許します。

長岡議員。

（2番 長岡照美 登壇）

○2番（長岡照美） 2番、公明党、長岡照美でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きな質問項目は2項目でございます。

1項目めは聴覚障害者や高齢者の方に読み書き支援の充実についてでございます。読み書き支援については全ての人が読書、読み書きできる社会づくりを目指して文字が読み書きできなくても社会生活に困難が生じないような社会の仕組みが必要です。高齢化が進み視覚障

害者だけでなく日常生活の中で1人で文字を読んだり書いたりすることが困難な人がふえています。このため、公明党は国の地方レベルで読み書き支援の充実に取り組んでまいりました。国のレベルでは法整備を推進し改正障害者基本法に情報バリアフリー化の一環として読み書き支援サービスを国や地方自治体に求める規定が盛り込まれました。さらに、4月に施行された障害者総合支援法の実施要綱に自治体が行う支援の1つに代読や代筆が明記されました。私たちが日常生活を送る上で情報を知るための読むことと書くことは欠かせない行為です。読み書き支援についてはほとんどの市町村で行われておりません。聴覚障害者にはこれまで手話通訳者や要約筆記者の派遣などある程度行われております。視覚障害者の方についても読み書き支援をいつでも受けられる仕組みづくりが必要と考えます。代読、代筆などの読み書き支援について行政としてどのように受けとめておられるのか、次の3点につきお伺いいたします。

その1、視力障害者への代読、代筆の実情、支援について。

その2、高齢者への代読、代筆の実情、支援について。

その3、読み書き困難者が今後ふえると考えます。読み書き情報支援の必要性、代読、代筆の情報支援員の養成についてお伺いいたします。

大きな2項目めはヘルプカードの普及についてでございます。ヘルプカードは障害のある方が困ったときに周りの方に助けをお願いしたい内容をあらかじめ記入しておく携帯用カードです。障害者や難病を抱えた方が緊急時や災害時などの困ったときに提示して周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。この動きは自閉症の子どもがいる1人の母親からの小さな声から始まりました。その母親が路上で私には自閉症の子どもがいます。この子どもがやがて1人で社会参加できるようになったときに災害や事故に遭遇しても周囲の人が手を差し伸べてくれるような東京都をつくってほしいとの訴えからです。手にはその母親が手づくりで作成したヘルプカードがありました。そこには家族の連絡先や自閉症への支援方法が書かれてありました。1人の母親の願いから多くの障害者への災害時の支援策が前進し、今では、東京をはじめ全国の自治体に広がりつつあります。ヘルプカードは身体障害者だけでなく高齢者また外見からは判断が難しい内部障害者、精神、知的障害、聴覚、視覚障害、難病、発達障害などの方々が対象になると思われれます。災害時、緊急の場合、パニック、発作等、日常でも手助けを必要とするときなど、そのニーズは高いと考えます。上牧町でもヘルプカード作成、普及を進めていただきたいと思います。そこで3点についてお伺いいたします。

その1、障害者や高齢者への日常的な福祉支援について。

その2、ヘルプカードの周知について。

その3、ヘルプカードの導入についてでございます。

質問項目は以上でございます。再質問につきましては質問者席から行わせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 目の不自由な方の中には視覚障害者だけではなく年齢を重ねれば目が不自由というか見にくくなるのは当然のことだと言えます。ただ、高齢者の問題でもあります。上牧町でも65歳以上の高齢者の状況また視覚障害者の状況などをまず教えていただきまして、1、視力障害への代読、代筆の実情、支援について、また、2、高齢者への代読、代筆の実情、支援についてお伺いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） まず最初に障害者の実情についてお答えしたいと思います。

上牧町の障害者の実情といたしましては、身体障害者手帳をお持ちの方が全員で1,185名おられます。そのうち今言われる視覚障害者の方は94人。あとは、聴覚、音声、肢体不自由、内部障害などの障害の種類がございます。それと、精神の方で言いますと、精神手帳をお持ちの方が143人おられます。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 失礼しました。65歳以上の人口で現在6,391人おられます。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） この6,391人の割合というか、高齢者は何%。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 失礼しました。27.5%でございます。

○2番（長岡照美） では、次、実情と支援についてお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 実情と支援でございますが、平成25年4月に障害者総合支援法の施行がございました。その中に意思疎通支援事業において、代筆、代読の支援事業が今回盛り込まれております。

それで、本町では自立支援の方で視力障害者の方の支援として外出支援、居宅支援を実施しております。これはガイド、ヘルパー事業というかそういうふうな自立支援の中で行っております。それと、移動時及びそれに伴う今申し上げましたような外出時、居宅支援事業に

において必要な視覚的情報を支援しております。また、役場からいろんな手紙とか通知とかを送らせてもらったときにはいつでもお電話とかをいただきましたら職員が自宅へ訪問するなり役場に来られたときにはその方が代筆してくれという要望がございましたら、その都度臨機応変に対応は現在行っているところでございます。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今の分は視力障害者の方の支援の実情ということですか。高齢者の方への目が見にくいという方の支援、実情はどのようになっておりますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今申し上げたとおり、高齢者に対してもいろんな通知を役場から送らせていただきます。その都度お電話をいただきましたら、わかりにくいところは訪問なり来庁していただくなりして、そういう説明とか、また代筆についてもわからなかったら訪問させていただくとか役場の方で説明して書かせていただくというサービスのものは以前から行っております。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、窓口、行政からの封書等の取り扱いについてのお話だったと思います。

ただ、視覚障害者の方であるとか、また目が少し見えにくくなった高齢者の方などは図書館を利用されたりとかその他行政の窓口でというそういう場合があるかと思いますが、ボランティアであるとかその辺は、上牧町ではボランティアグループが支援しているとかまたそういう団体があるとかそういうことは把握はされておられませんか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） その部分は今ちょっと把握しておりませんが、先ほど申し上げました4月に代読、代筆の事業を自立支援法の中で行われるようになりましたので、これからそういう養成をしてまいりまして、支援員をなるべく多くふやして、また高齢者の方へもそういった方を支援できるようなボランティアの養成もこれから行っていきたいという考えを持っております。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、視覚障害者また高齢者に対しての行政サービス等をお伺いさせていただきました。

今上がっている方以外にやはり読み書き支援の潜在的なニーズがあるということで、目が

不自由な人への読み書き支援の普及啓発に取り組んでおりますNPO法人の大活字文化普及協会が主催する、昨年、シンポジウムの中で、北海道函館市のNPO法人が2011年から行っている読み書きサービス、代読、代筆についての報告がありました。その中に視覚障害者や視力が低下した高齢者から通帳や手紙の代読、契約書類の代筆支援など1,000件を超す利用者があった点を踏まえ、読み書き支援の潜在的なニーズの高さを訴えられております。私自身も実際に年金の書類が届いた住民さんから内容がわからない、見にくいので見てほしいとの相談をお受けしたことがございます。今、上牧町の人口、65歳以上の方が6,391人、27.5%、4人に1人以上が65歳の高齢者ということですが、字が小さくて見えないとか、また、読んでほしい、かわりに書いてほしいという、そういう声が日常生活の中で多くなってくるのではないかと思います。ただ、先ほどおっしゃったのは、行政からの書類であったりそういうものかと思えます。ただ、一般に自分が趣味としているものを読んでほしいとか、自分に来た手紙であるとか、そういうのに関しては行政の窓口で読んでもらうというのは無理なことかと思えますので、ぜひそういう読み書き支援に潜在的なニーズがあるということをまず知っていただきたいかなと、このように思います。

それともう1点、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では多くの住民が避難所生活を送る中で、掲示板に張られた各種のお知らせ等がみずから読めなかったりとか、また、周囲に読んでくれる人がいなかったために、食事や医療品などの救援物資の配給を受け取れなかった高齢者や障害者がいたことが明らかになっております。読み書き情報支援の必要性が顕在化しております。その中で、東京の品川区では読み書き支援サービスを地域福祉計画の中で明確に取り組みされております。上牧町においても地域福祉計画の中にしっかりと読み書き支援等のお取り組みについてを書いていただきたい、このように思いますがいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） もちろん、障害者自立支援法の改正で代筆、代読という事業が入っておりますので、上牧町の地域福祉計画を作成するときにはそういった法律に照らし合わせましてそういった内容も盛り込んでいきたいと思っております。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 次の項目なのですが、視覚障害者の方だけでなく読み書きが困難な高齢者がふえると考えております。読み書き情報支援の必要性や代読、代筆、情報支援員の養成についてお伺いしたいと思います。

まず、今、読み書き情報の支援の必要性のお話をさせていただきましたが、そのためには読み書き、代筆、代読なのですが、情報支援員の養成が重要になってまいります。読み書き支援情報員といいますのは、ご存じかと思いますが、高齢者や障害者などで日常生活や学習、趣味の場などにおいて、読み書きに不自由のある方に読み書きのお手伝いをするを目的とする活動でございます。ただ、読み書きサービスについては一定の専門技術も必要ということでございます。特に、代読の場合は文字を読み上げるだけでなく、写真やイラストの説明、情報を整理する技術が求められております。また、守秘義務というのもこの中にございます。NPO法人の大活字文化普及協会では専門の支援員などのスタッフを養成する講座を開いております。そこには自治体の職員や介護従事者の方であるとかボランティア等の方が参加して講習会を開いているということでございます。まだまだ支援員というものは足りない状況だと聞いておりますので、ぜひ読み書き支援の、情報支援の必要性を住民の皆様に周知していただくようお願いしたいですがいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今おっしゃるように、読み書きするのは大事なことだと思いますので、周知に関しましてはこれからいろんなところで周知を図りたいと思います。また、養成員につきましては、今現在ほとんどそういう養成員、奈良県でもそんなにないと思いますし、今考えておりますのは、子どもの読み書き、読み聞かせということで何グループかボランティア、NPOがございまして、その方ともご相談もしたいなという考えもございまして。それでいろんな情報を得ながら、代筆、代読支援の事業も考えていきたいなと思っております。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、部長の方から支援員の養成を積極的に行っていく等のお話だったかと思っております。やはり、上牧町でも積極的に支援員の養成を行っていただいて上牧町にお住まいの高齢者の方や障害者の方が本当に読み書きに困らないサービスをお願いしたいと、このように思っております。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） よく考えながら進めていきたいと思っております。

○2番（長岡照美） ありがとうございます。

それでは、次をお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 次のヘルプカードの普及についてでございますが、まず最初、（１）の障害者、高齢者の方への日常的な福祉支援についてでございます。

ヘルプカードは特に視覚障害者や内部障害者、知的障害者など一見障害者とわからない方が周囲の自己の障害への理解を、助けを求めるツールとして有効なものと考えております。ヘルプカード自体はカードにいろんな情報を書くようなカードでございます。それを持っていただいた方に周りの方が手助けする者がいなくてはどうしようもないと思いますので、今、奈良県で去年の８月から、奈良県の事業として支えあい県民参加推進事業ということでまほろば「あいサポート運動」というのができております。この運動というのは、奈良県で障害のなしにかかわらず誰もが暮らしやすい共生社会を実現するためにまほろば「あいサポート運動」を推進していくということで、まずは障害者の方、いろんな障害がありますけども、視覚障害とか聴覚とか肢体不自由、内部障害、重度心身障害、知的障害とかいろんな障害がございます。これをまず皆さんに知っていただいて、障害者というのはこういう方ですよという理解をまずは研修などで広めていくということで、まずはあいサポーターのリーダーを研修、養成いたしまして、事業内容としてみましては、そのサポーターが各地区に出向きまして研修などを行いあいサポーターをふやしていくという運動でございます。それで、市町村も企業も皆去年から何社か取り組みが始まっております。上牧町といたしましても、まずは10月に民生委員さんに県から要請いたしまして、あいサポート運動の研修に来ていただきまして理解を深めていき、その中で職員もあいサポーターのリーダーの研修とか民生委員さんにもリーダー研修などをいろいろ受けていただきまして、そういった障害者または高齢者の手助けになるような運動を県とともに進めていきたいなというふうに思っているのが今現在の状況でございます。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、サポーターについてのお話をお聞かせ願ったと思います。

このヘルプ、これは日常的な福祉支援、ヘルプカードの導入について今回お伺いしたいかなと思っているところでございますが、ヘルプカードというのは日ごろちょっと手助けが必要な人にちょっと手助けしたい人を結ぶカードというふうに思っております。ただ、特に災害時には困り事が、特に、障害をお持ちの方、高齢の方はふえることが想定されております。上牧町の防災計画の中にも災害時の要支援者の配慮の中に要介護、障害者、災害時要支援者一人一人の特性、適切な避難行動を実施するのに必要な支援を個別、具体的に確認し支援に努めるとあります。これはまさにヘルプカードというのが障害者の特性や具体的な支援内容、

緊急連絡先などをあらかじめカードに記入してもらって本人が持ち歩くということで、緊急、災害時に周囲からスムーズな支援が可能になるかと思えます。そういう意味で、ぜひヘルプカードの導入をしていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 導入については問題はないと思っております。そんなにヘルプカードというのは1枚のカードでございますので、それを持っていて、先ほども申しましたように、手助けする人がいなくてはならないので、それと並行して奈良県のあいサポート運動も実施していきたいなという考えでおります。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今部長がおっしゃいましたように、ヘルプカードというのは、サポートをする人とサポートをされる人の関係が一番大事かと思えます。また、地域の方へはヘルプカードを必要としている人の存在、障害者への理解を深めるという点でも有効かと思えます。ただ、今、部長もおっしゃいましたように、地域の方からは何かあったときにどう支援を、障害者の方、高齢者の方にどう支援をしたらいいかわからないと、障害のことがわからないと、困っているのではないかなと思うのだけど、どういうふうにその人に声をかけたらいいかわからないという声もあると聞いておりますので、そういう意味でしっかりとヘルプカードについての周知をしていただきたいと、このように思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 障害者の、皆さんに理解してもらうためには、何度も言いますが、あいサポート運動を進めていくことが一番いいのではないかと今考えております。それに対しまして、障害者の方に今おっしゃっているヘルプカードを持っていただいていたら、その研修の中でもこういう障害者の方はこういうヘルプカードをお持ちですよという研修の中でお知らせもしておいて、こういう方がおられたら、障害の種類によっていろいろな助け方がございますので、まずは障害者を理解していただくということが一番大事なかなと思えますので、その障害障害に応じた手助けの仕方を皆さんに学んでいただいて、ヘルプカードで障害資格を持っておられたらこういうふうな助け方とか、カードにはどういうふうな助け方をしてくださいとか載せられますので、そういった面でいろんな研修の中で周知して上牧町の皆さんがあいサポート運動の中でサポートできるような体制づくりをこれから進めていきたいなと思っております。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） ヘルプカードについては幅広く皆さんに知っていただくことによって機能しますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

それで、少しこの障害者や高齢者の方への日常的な福祉支援というところで、上牧町では救急医療キッドを障害のある方や要望される方に無料で配付されていると思います。これの、今、ご利用状況やその点わかりましたらお伺ひしたいんですが。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（高田健一） 緊急キッドですけども、今現在、民生委員さんの協力を得て、ひとり暮らし、高齢世帯の方に配付をお願いしております。今現在一応450名の方には配付しております。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 以前聞いたときより皆さんに周知していただいて、450名の方が今、その目的は、緊急時、消防車、救急車が来たときに自分の名前であるとか病歴とかを書いた筒のものを冷蔵庫に入れておくという、そういうものかと思います。救急キッドの分でおひとり暮らしの方に今配られているということをお伺ひして少し安心はしたのですが、私、ことしの本当に寒い時期に住民さんより夜遅くにお電話をいただきました。その方は近所のひとり暮らしの高齢者のお家の前にパトカーがずっととまっている、おひとり暮らしだし何かあったのではないかと心配しているんだということでお電話をいただきました。私、すぐに駆けつけまして、警察官の方にどうなっているのですか、どういう状況ですかということをお伺ひさせていただきましたら、泥棒が2人鍵を閉めてうちの中にいる、自分は警察が逮捕しにくるから表で待っているということでコートを着て夕方からずっと表にいらっしゃったそうなんです。ただ、泥棒がいてるということで、警察官の方は何度かそのおうちにいつてるそうなんです。その症状を見られてやはりちょっと症状が重くなっていますねということで、すぐに私、民生委員さんの方に連絡をとらせていただきました。夜のおそい中に本当にすぐに駆けつけてくださって対応を一緒にさせていただいたのですが、そのときに思ったのが、鍵もなかったのに鍵をあけてもらう業者に来てもらって、あけて警察が中に入って泥棒はいませんよということで確認をして、すぐにその方のお身内の方に連絡をとりたいうことだったのですが、連絡先がわからないという状況になったんです。そういうときに本当に緊急の救急キッドがあればすぐに連絡をとれて、皆さん駆けつけてくださった方が安心されたのになということですのでごく残念に思ったんです。それで、今回このように聞かせていただきました。また、しっかり周知していただいて、本当に対象になる方には持っていた

いてご利用、ご活用いただくようによろしくお願ひしたいと思います。その点お願ひいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今の緊急キッドですけども、家が閉まってしまったら一応冷蔵庫の中に入れておいてくれということで指導させていただいております。それですので今言われるような痴呆の方に対しては、今、長岡議員がおっしゃっていますヘルプカードというのを携帯していただくのが一番いいかなという考えもございますし、民生委員さんにご連絡いただいたということなので、民生委員さんはそれから後はそういうひとり暮らしとか高齢者、今までから見守り運動をされておりますので、特にそういう方に対しては今後気をつけて見ていただけたらと思いますし、ヘルプカードというのは簡単なカードですので、何とか広報紙に印刷して切り取り線を入れてこれを切って使ってくださいというような簡単な方法も極端ですけどもしようと思ったらできますし、全戸配付するにも問題もないし経費もそんなにかからないと思いますので、いろいろ検討していきたいと思っております。

○議長（服部公英） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 本当に全戸配付、今おっしゃっていただきました。それぐらいの勢いで、両方福祉支援というツールをしっかりと使っていただいて住民の皆さんの安全を守っていただきたい、このように思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、2番、長岡議員の一般質問を終わります。



◇木内利雄

○議長（服部公英） 次に、8番、木内議員の発言を許します。

木内議員。

（8番 木内利雄 登壇）

○8番（木内利雄） 8番、木内利雄でございます。通告書に従い順次質問をさせていただきます。

質問事項は次のとおりであります。

1点目がまちづくりについて。このことに関しましては、3点にわたりお伺ひいたします。

次に、2点目は学校教育について。

3点目は、入湯税についてそれぞれお伺いいたします。

が、質問内容に入らせていただく前に、集団的自衛権について一言触れさせていただきたいと思います。

政府はこれまで一貫して憲法第9条のもとにおける自衛権の行使は、我が国に対する窮迫不正の侵害、武力攻撃があり、これを排除するために他の適当な手段がない場合に必要最小限度の範囲のものに限って許容されるものであって、我が国が直接武力攻撃を受けていない場合に問題になる集団的自衛権の行使はその範囲を超えるものとして憲法上許されないとしていたところであります。

ところが、政府は集団的自衛権の行使容認等に向けて2013年12月に国家安全保障会議いわゆる日本版NSCを創設した上、従来の政府解釈の自衛権行使要件の緩和につながりかねない国家安全保障戦略、平成26年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を閣議決定しました。そして、自衛隊法や周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律いわゆる周辺事態法、そして国際連合平和維持活動に対する協力に関する法律いわゆるPKO協力法等の個別法を改正しようとしています。また、政府は集団的自衛権の行使に関する憲法解釈の変更を閣議決定等によって行う方針を示し、現在進めているものであります。

政府は、安倍晋三首相の私的懇談会である安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告を受け、憲法解釈を変更する閣議決定をまさに行おうとしているところであります。このような憲法の基本原理にかかわる変更を国民の意思を直接問う手続を経ることもなく、内閣の判断によって行うことはまさに集団的自衛権の行使に限定を付して認めるものだとしても、憲法を最高法規として国務大臣等の公務員に憲法尊重擁護義務を課して権力に縛りかけた立憲主義という近代憲法の存在理由を根本から否定するものであります。

立憲主義は全ての人々が個人として尊重されるために、憲法が国家権力を制限して人権を保障するというものであり、近代自由主義国家が共有するものであって、その趣旨は個人尊重と人権保障にある。したがって、立憲主義の否定はこれらの価値を否定することにつながりかねない。到底容認することができないものであります。

よって、政府が憲法解釈の変更によって集団的自衛権の行使を容認しようとすることに對し反対するものであります。

以上、集団自衛権について一言触れさせていただきました。

それでは、質問の内容に入らせていただきます。

まずは、まちづくりについてであります。このことについては、3点にわたりお伺いいたします。

その1点目は、上牧町大字上牧3439-30、通称履物団地内の公園に加工石材が多数配置されています。よって、まずは配置された経緯、工事概要についてお伺いいたします。

次に、2点目は、上牧町歌、町の歌、上牧の町歌及び上牧音頭についてお伺いいたします。

このことについては、学校を含めた町の諸行事等では歌ったり使用したりしているのか否かをまずお伺いいたします。

次に、まちづくりについての3点目です。地域医療、介護総合確保推進法が給付縮小と負担増につながる推進法だと全野党が反対する中で、6月18日に成立いたしました。社会保障制度改革の実施スケジュールを定めたプログラム法の内容を具体化する第一弾となる法律で、介護保険や医療提供体制を見直すということが根底にあります。同法に関しては種々の報道で市町村の戸惑いや懸念の声が多数聞かれているところであります。

具体的には、北海道のある市の担当者は、今は予防給付を使うことで何とか自宅で暮らしている人も多い。万一サービスが低下して利用者が重度化したり施設に入る人がふえたりすればかえって介護費用が膨らんでしまう。そうならない対策を考えなければと、利用者が重度化するなどの懸念を示しておられます。

そこで、同法律に対する本町当局の感想、見解をまずお伺いいたします。

次に、学校教育に関してです。

このことにつきましては、タブレット端末導入と反転授業についてお伺いいたします。

反転授業とは自宅でタブレット端末の動画を見て予習、そして学校で復習や応用問題、またグループ学習で理解を深めるというものであります。つまり、従来は学校で一斉に授業を受け自宅で復習というものでありましたが、それを反転させたものです。ICT、情報通信技術が発達し、パソコンやタブレット端末が普及する中で生まれた新しい授業形態といえます。まだ導入している学校は少ないようですが、近くでは近大付属高校が導入しておりますし、有名な先進地は佐賀県武雄市などがあります。

導入している学校では一定の成果報告、報道がされています。よって、本町の町立学校への導入を求めるものでありますが、町当局の見解を伺います。

次に、入湯税についてお伺いいたします。

このことにつきましては、過去幾度か質問をさせていただいております。また、直近では

2012年、平成24年第4回定例会でも一般質問で取り上げさせていただきました。その折に私から、伊丹市、尼崎市の税条例では入湯税の税率は入湯客1人1日について宿泊を伴う場合は150円、前項以外の場合、つまり宿泊を伴わない場合は75円と明記されていることを申し上げ、本町も伊丹市、尼崎市のように入湯税が徴収できるように条例改正を求めたところであります。

以上に対する理事者側答弁は、現在副町長、当時の田中総務部長は次のように答弁されました。伊丹市と尼崎市については入湯税に対する目的の考え方そして用途や両市の条例についてはまだ調査しておりませんので、その中で課税が可能なのかどうか、そして対応が可能なのか種々検討いたしますとありました。よって、調査検討されたと思いますので、それらについて答弁を求めるものであります。

質問内容は以上でございます。再質問は質問席で行わせていただきます。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） お尋ねのまず1点目のまちづくりについての①でございます。

この公園につきましては、名称が履物団地2号公園と現在なっております。この公園につきましては、当時、開発行為によりまして平成10年11月に履物団地組合から用地の移管を受けております。移管を受けたこの土地が更地であったことから、平成11年に公園整備という形で工事を行っております。工事の内容でございますが、石材物の設置、植栽工事、照明設備等の工事を行ったということでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） 壇上で申し上げた工事概要で契約の相手会社並びに契約金額等々についても答弁いただきます。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 先ほど申しました工事概要の中で、石材物工事、植栽工事、これにつきまして公園整備工事といたしましてタイコー石産株式会社に発注しております。金額が1,207万5,000円でございます。もう1つ、照明工事といたしまして田中電気工事に発注しております。金額が92万4,000円でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） 本当に目立たないところの公園なんですよね。これは13年、14年ぐらい前の話で私も記憶がほとんどないのですけども、ある日、数年前なのですけれども、通っておって何でこんなところにこんなに立派というか周りから浮いているような石、石材がある

のかなというふうに数年前に思いました。で、今回質問させていただいたのですけどね。これは約1,300万、電気工事とともにかかるとるのですが、費用対効果についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 施設が公園等でございますので、対価と申しますか単純に費用対効果は難しいとは思いますが、当時、この公園整備工事を実施いたしましたところ、担当に聞きますと、でき上がった当時は米山台の方々がよく利用されていたというふうには聞いております。ただ、現在、その公園の部分につきまして利用はどうかと申されますと、調査もしておりませんが、さほどの利用というものはないのかなというふうには考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） 本当に利用価値というか利用されている方は私は皆無に近いなど。私は365日24時間見張っていたわけではないのでね。しかし、せんだっても見にいきましたし、時々前を通るときに見ているのですが、全く利用されておらない。この公園について今、理事者側、十数名か20名程度お座りになっているが、この公園の所在を知っている方、ちょっと手を挙げてくれませんか。

知っている方もおるわけやな。知らない方もいらっしゃる。

私も、できたのはこれはこれでいいんですよ。しょうがない。私たちも、私、この当時、99年ですから当時、議長やったかなと思うのですけども、予算としては議会を通過しているわけですから、おまえらの責任やないかみたいなこともあるので、それはそれで私どもも承知しておりますんで。現場から見たら不つり合いな石材なんですよ。だから、どこがいいかわかりません。学校のどこかへ持って行ってせっかくの石材の利用価値を上げてあげるとか、桜ヶ丘の幼稚園の横にある大きな公園のところへ置くとか、これは一例ですよ、役場の正面玄関のどこかに置くとか、これは今の履物団地のあそこでは全く不つり合い。語弊があるかもわかりませんが、掃きだめに鶴。ですから、これはぜひともそういった意味でせっかく上牧町として買うただけでも、不つり合いなところへ置いとったのでは、せっかく1,300万もかけて、石だけで1,300万ではないわけですけど、もったいないし、利用価値をもっと考えてあげれば石も喜ぶのではないかなと思っとるんですが、いかがですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） その石等につきましても、公園ということでございますので、地元自治会の意見も聞きまして検討したいと思っております。ただ、石等に、移動に関する費用等

もございますので十分検討させていただきたいと思います。

それと、今、ご質問の趣旨としましては、町有資産と申しますか今は公園の石等、仮に他の公園なり設置場所等、町有地、町の資産についても述べていただきましたが、今後はそういうふうな形で町有資産についてより有効利用が図れるような形で検証もし研究もさせていただきたいと、このように考えます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） しっかり私が述べたことを踏まえて検討されるように申し上げたい。

ついでやというか、申し上げておきたいのですが、無駄というか浅はかやというか、費用対効果を考えていないというか、執行されたのがあと2つ申し上げておきますけど、健民グラウンドの入り口のペガサスのモニュメント、町長、わかりますよね。今言うている健民グラウンドの入り口のところにあるペガサスのモニュメント、理事者側で知っているわという人、手を挙手いただけませんか。

ありがとうございます。知らない人もいてはる。私がいった当時、まだこれは覚えているのですが、そんな小こいもの、屋外に置いたら目立ちませんよと、4畳半の家に、部屋に置いたらそりゃむちゃくちゃ目立ちますよ。あんな屋外のだだっ広いところへあんな小こいものを置いて目立ちませんよと大分と言うたんです。このことは明確に覚えています。全くの無駄、それで壊れかけたらまた撤去費用がかかる。

答弁は要りませんからしっかりと、町長も副町長も担当部長も、このことはしっかりと肝に銘じとっていただきたい。

それからもう1点、上牧町1丁目のバス停のロータリーの近所、バス停のロータリーのところにある駐輪場、三角形みたいなロータリーになつとところ。あそこも言ったんですよ。明確に、私。誰がそんなところに自転車を置くねんと。いや、もう100台、200台ぐらい置きまんねんと言うた当時の誰部長や、誰、御所に住んでいる、部長がおっしゃったんや。それから数年たっても10台とかそこらでしすやん。今、二、三十台になっていますけど、駐輪場。あのスペースは結構あるのですけども、一周ずっとあるでしょう。その3分の1ぐらいは花を植えてくれているんです。3分の2は雑草だらけです。ここは結構目立つところですし、駐輪場でもし屋根が可能であれば屋根を設置してあげるとか、町長のキャッチフレーズ、平成26年度の上牧町はこのモットーでいきますよとかいうメッセージを、あそここのところへ塔みたいなのを立てて、看板を立てて毎年更新していく。町は、今年度はこのモットーでいきますよと。そういった利用価値を空き地に見つけ出していただきたいなというふう

に思っておるところでございますので、そのほかにもいろいろあろうかと思いますが、狭い行政面積ですから有効な利用をしていただきたいなというふうに思います。

それでは、この件、これで。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 上牧町歌と音頭の件でございますけれども、これにつきましては、上牧町歌、音頭については、体育祭またペガサスフェスタの開催時に多くの町民が集うイベント等にて活用しているところが今の現状でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） もう一度アンケートをとらせてください。上牧町歌の歌詞を頭の1行でも知っているという人、挙手いただけませんか。

もう無理して挙げんでよろしいです。結構です。ありがとうございます。

私も全く知りません。例規集の冒頭のところに166ページから上牧町町歌、町の歌及び上牧音頭の歌詞とか楽譜とかを書いてあるのですが、この位置づけを、本当に条例に、例規集に載せてあるということであれば、もう少し小学校とか中学校とかで1番ぐらいはそらで歌えるようにするべきかなと。私は別にこんなのはなくてもどうでもよろしいねんで。ただ、町歌として条例に載せとるわけですから1番ぐらいは。私、高校を卒業してから約50年、半世紀たちますけど、まだ高校の校歌は歌えます。こら辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今ご提案をいただいております部分はそのとおりかと思えます。やはり、町歌、音頭という形の部分で平成元年には制定しておりますので、この部分については、住民さんに十分わかっていただくという部分は必要かなと思っております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） こんなのを言うたら中村泰士さんに怒られるかもわからんのでね。町歌の方は、作曲が中村泰士さんみたいですから、怒られるかもわからんけども、余りわーっと歌えるようなものではないかなと思っているんで、余りごり押ししたら町民が引きますから、引かないように浸透ができたならよろしいかなと。学校の方はどうなんですかね。小学校、中学校で。やはり郷土愛を持っていただこうと思ったら、町歌をそらで歌えるぐらいいいかなと思っとるんですが。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今現在、学校で町民音頭とか町歌の授業等で歌っているという報告

はないですし、多分何も取り入れていない現状であると思います。今、木内議員の質問を受けまして、例えば給食の休み時間等に流すと、今後検討していきたいと思います。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） 私、何もこれをやれやれと言っているのではないですよ。あるから、少しぐらい住民に知っていただいた方がよろしいのではないかという、私は程度ですんでね。そこら辺は住民の皆さんが引くような行動はやらないように。そうだけでも広めておくところは郷土愛という面ではよろしいのではないかなと思うので、このことについては、よく周りの人とご相談をしながら対処いただきますように求めておきたいと思います。

以上です。

次をお願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 続きまして、今回の法律の改正の感想と町の見解でございますけれども、正直に言います、今回の改正は大変多くのことを3年後にやらなくてはいけない改正になりました。

それで、改正内容についてですが、予防給付の一部が町の地域支援事業に移ることになりました。このことは、市町村の力量で高齢者が生き生きと暮らすためのサービスをつくることができると思いますが、サービスを充実するためにはこれからいろいろとやっていかなければならないことがたくさんあると思います。

まず、要支援者の訪問介護、通所介護のサービスを今後どのように行っていくかによっては要支援者のQOLの低下や健康の状態が悪くなることなどを考えてやらないといけないなと思います。介護者の実情にあったサービスの取り組みが今後大切だなと思っています。

それと、地域包括ケアシステムの構築についても、要介護状態になっても住みなれた地域で暮らせるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体となったものとしていかなければならないと思いますが、構築に向けては、今後一番の問題は医療との連携が大切だなと思っています。また、ボランティアの発掘、養成、組織化も取り組み、地域支援事業をふやして新しい地域づくりの水準を図り、生活介護、介護予防の充実を図らなければ、上牧町としても他町とサービスの格差が出ると思いますので、町としては高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるように、今後システムづくりに努力していきたいなと思っています。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） 私、先ほど壇上で申し上げたとおり、給付の縮小と負担増につながる悪

法だというふうに私は思っております。ざっくばらんに申し上げれば、弱者にとってむちゃくちゃな法律やなというふうに思っております。そういう前提で後の発言を続けるわけですが、成立したわけですから、これはもうそれに対応していかなければならない。これは平成29年度からこの法をやらざるを得んわけですよ。それはそういう理解でよろしいですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） そのとおりでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） まずお聞きしておくのは、この法が成立しました。しかしながら、この法の成立前から、要支援1、要支援2等の方々が法の施行後も同様のいわゆる介護事業所のプロのサービスを受けられるのかどうか。

もう1点は、この法が成立した後に認定を受けた方、この方は家族もしくは本人が要望すれば今申し上げた介護事業所のプロのサービスを受けられるのかどうか。

この2点をまずお伺いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今現在受けておられる方は、今、法律改正になりましたので、全て新しい総合事業のサービスの方へ移行しなくてはなりません。先ほど言いました29年度までには全員の方を市町村の介護予防生活支援事業の方へ移します。それで訪問介護と通所介護は移りますけども、今言われましたように事業所のプロの介護というところで、市町村の事業の中で新しくそういうプロの介護を受けられるか受けられないかということは、今後、法律がまだ通りましたので、国から介護の金額の設定とかあとどういうふうなやり方が、省令、政令とか詳しい基準についてはまだこれから来るということになっておりますので、今現在では29年度末までにはそういう事業を全部移して、もちろん今の中では介護事業所による訪問介護とか通所介護サービスも今は国が考えてきていただいておりますけども、何というか、単価というか介護の給付費がどれぐらいに落ちるのかによって介護事業所もいろんな事業所が考えられてくると思いますし、これから3年間のうちに介護事業所もそういった国の基準に対応したプロのサービスも用意してくれるのではないかなということなので今考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） 私、今申し上げたとおり、こんなのはとんでもない悪法やというふうに申し上げたところですが、その考え方は変わりませんが、しかし、成立しましたから、上牧

町としてもそれに対処しなければならない。逆に考えれば、後ほど、あと、次の点で述べます学校教育のタブレットの端末導入のところでも一緒なのですが、考え方によれば一味違うきらりと光るまちづくりに利用するべきやと思うんです。僕は悪法だと思っているんですよ、この法案は、法は。しかし、もう成立したのだからしょうがないから、これをきちっと生かして、奈良県また日本全国とは違う手の入れようで、上牧町がこの部分できらりと光る施策をしっかりとやるべきだと思いますが、具体論は結構ですが、町長で。ここら辺の心構えというか、等はいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今、福祉部長の方から説明があったわけでございますが、これから詳細については出てくるというところでございますので、私、まだ、正直申しまして詳しく理解はいたしておりませんので、ただ、今、木内議員がおっしゃっておられるように、上牧町として違うところを、私も、福祉全般にわたってそうでございますが、しっかりとした施策をやっていききたいというふうに考えておりますので、今、そういうご意見をいただきましたので、しっかりと全庁上げて検討をこれからしていきたいというふうに思います。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） 何遍も申し上げるけど、悪法であっても何でもしょうがないから、通ってしまったわけですから、今、町長からも答弁があったように、私からも申し上げたようにしっかりとした取り組みをすれば、上牧町はその部分についてはしっかりとやっているから上牧町に転宅しよう、転入しようとか、また、ここで長く住もうとかいう考え方になるかと思っておりますので、担当課長、部長にはしっかりとお取り組みいただくように申し上げ、この件は結構でございます。

では、次、学校教育について。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 木内議員からタブレット端末と反転授業について、既に一定の成果が報告されておると。反転授業等について上牧町で導入したらどうかというご質問でございます。

私も勉強不足で申しわけなかったのですが、木内議員の一般質問を見て初めて反転授業について勉強した次第でございます。確かに、見ていますと、導入した学校については非常に成績も上がっているという成果が報告されております。理由につきましては、先ほど木内議員がおっしゃったように、授業をする前に家庭で、タブレット等で家庭内で授業を先に

予習しておく。それから本来の授業時間にそれを踏まえて学習のグループで学習したり、あるいは知識を覚えるのではなくて知識を使う。使うことによって、ただ詰め込むのではなくて実際に使うことによって教育力を上げていく、そういう成果が報告されておりました。

ただ、いいことばかりではなくて、導入に当たっては非常に高いハードルもあるのかなと思います。上牧町に導入するに当たりまして、勉強したところでは、十分な情報、幅広い地域帯のインターネット回線が整備される必要があるとか、あるいは反転授業に、家庭で予習をしてくるものですから、家庭、大学生とか高校生であれば自分の責任で予習はしてくると思いますけども、小学校、中学校にこの授業形態を導入するに当たっては、家庭環境、保護者の指導が必要であると。100人おったら100人とも予習をしてくるかどうか、これはちょっと疑問な点が多い。予習をしてこなかった場合、明るく日の授業で全くついていけない、そういう懸念も指摘されておりました。

それから、3つ目といたしましては、授業をする学校の先生が果たしてどの程度ついていけるのか。学校の先生にも一定の研修等が必要かなと。そのような指摘がございました。

今後、非常に成果が上がっているという報告がございまして、上牧町教育委員会といたしましても調査研究していきたいと、このように考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） ここに、佐賀県武雄市、先ほど壇上で申し上げたところなんですけど、ここで、長所として一人一人が自分のペースで学べること、また知識を応用する課題に取り組んだり受け身ではない活動ができること。そうですね。のみ込みの早い子もいれば私みたいなのみ込みが悪い生徒もいるわけですから、これですと家で気の済むまで何回も聞くことができる。これは大きな長所ではないかと思えますね。また、杉並なんかでも、東京の杉並区も取り入れているようですが、教員や家庭の協力を得ながら落ちこぼれをつくらない教育を目指していると、このことによってですね。

ただ、課題もあって、教材の魅力を高めることが鍵だということは動画をつくる側が能力を上げなければならない等々が載っておるんですね。ただ、教育界の知識者の間では、10年後にはこの方式が本命になるだろうというふうに、山内祐平東京大学大学院情報学助教授という人は10年後にはこれがもう本流になるというふうにおっしゃっておられるところがございます。

議会もタブレット端末を導入するというところで、聞くところによると、9月から試験運用をされるみたいでございまして。もうそういう時代なんですね。だから、今の子はそんなの、

私どもみたいにタブレットとかパソコンに拒絶反応を起こす子なんか皆無に近いです。そういった意味で、ずっと入りやすいのではないかなというふうに思っております。このことは本当に真剣に、先進地に行って、出張とか視察とかで行って真剣に研究し、また導入を真剣に考えていただきたい。

これは、山梨大学がこの間テレビ放送をしていました。早稲田もやっている。こういった大学でもやっておって、この間の山梨のテレビではこれを導入してから今まで生徒が大体50点あたりが一番大きい、50点程度がたくさん的人数があったのですが、今それが、80点が一番大きいグループになっておると。もう二、三十点上がとるんですよね。山梨大学の報告ですよ。だから、今申し上げたように、しっかりと先進地の視察、またこういったものに関して研究をして、いつときも早く上牧町に導入してやられるように望んでおきたい。教育長の見解をお伺いします。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（浅井正溢） 現在おっしゃっておられるような端末導入というかそういう反転授業というもの、私も勉強不足で技術的な細かな部分がイメージできない部分があるのですが、先ほど来のメリット、デメリットのいろいろな話を聞かせていただいて、今後、デメリットの部分が、先ほど部長が申しましたデメリットの部分を克服していくことが現実的に可能であるならばそういう方向で将来を見据えて頑張っていきたいと思えます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） 教育長、もう1点だけお聞きしたいのですが、先進地への視察並びに、これに対してしっかりとお取り組みをされることをここでお約束いただけますか。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（浅井正溢） 頑張らせていただきます。

○8番（木内利雄） それでは、次をお願いします。ありがとうございます。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（田中一夫） 前と同じ内容でございます。継続して答えさせていただきます。

前に伊丹と尼崎市の事例を挙げてご意見をいただいております。その後、調査しております。現況といたしましては、尼崎市、伊丹市と含みます5市について調べてみました。全てにつきまして入湯税の課税減免の中の1,000円というものを省いて課税しております。その中で、消防施設等々にも財源を充当しているという状況がございます。

それで、通常の法の解釈につきましては、地方税法を見ても一定の理解はできるの

ですけれども、もっと深くどうなのかということを理解しないと課税等々について結論が出ないということでもいろいろ調べてみました。

当時、自治省税務局が、目的税、都市計画税、今、入湯税も同じなのですが、それについて見解を出しております。その内容を朗読させていただきます。

公共の活動に要する財源はその便益が通常国民全体いわゆる住民全体に及ぶものである限り一般の租税いわゆる税によって調達することが本来のあり方であるというふうにもまず前置きをして、目的税が必要であるという理由を次のように述べております。

行政サービスの中にはその便益が国民いわゆる住民のうち特定の集団に偏るものがある場合は、一般の税収によって賄うことは特定のサービスと享受を受ける者に対して特別の利益を与えることになり、税負担の不公平を来すおそれがあるので、一般の税収以外のもので財源を求めなさいということで目的税が成り立っていると。それを一応簡素化して言いますと、特定のサービスを享受する者に対してその受益の限度に対した課税を行い、その収入を当該サービスの費用に充当することが適当であるということでございますので、目的税を徴収した場合はそれに還元しなさいということでございます。個々にある施設を総括的に目的税で財源を求めてそれを総括的な地域の中で充当しなさいという基本的な目的税がございます。

そういう状況がありまして、基本的な理解をしているのですが、それともう1点、前にご意見をいただきました消防施設の整備に要する費用に使えるのではないかとということで、当然これは入湯税の中の導入できる項目になっております。これも、どういう経緯があつて消防施設に充当できるのかということでもいろいろ調べてみたのですが、一番のきっかけがございまして、入湯税を考えるということでその中に記載がございました。これも参考に読ませていただきます。

戦後、復興から立ち直ると人々はレジャーにも足が向くようになり、温泉地にはホテルが林立するようになりました。しかし、地元の自治体にははしご車等の消防車を購入する予算がありません。そこで、利用客から少しずつ負担してもらおうということで入湯税の中に消防施設という項目が加えられたということがございます。

それで、最終的な結論なのですが、確かに、伊丹そして尼崎、西宮、川西、宝塚、この自治体につきましては当然通常の温泉施設もございます。ビジネスホテルもございます。スーパー銭湯もございます。その中で仮に、1つの例なのですが、消防施設が全然関係ないのかと言われるとそうでもないんです。高層的なビジネス的なホテルもございますのではしご車が必要。また、地域を離れて温泉施設があればその近くに消防施設が必要というこ

とでございますので、そういう状況がある中でありましたら私も課税は可能だと思うのですが、以前から説明させていただいておりますように、当町の場合、1つの施設、1つの箇所というところがございますので、先ほど言いましたように、税の負担の公平性から言いますとそこで徴収した入湯税についてはそのサービスを受ける人たちに還元しなくてはならないという状況がございますので、伊丹、尼崎のような状況であれば当然私も町長に進言もいたしますし、部長、課長にも検討させるのですが、今の状況では少し難しいのではないかと、解釈をよほど整理しないと難しいのではないかとという見解でございますので、その辺は今後も検討してまいりますのでご理解よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） 入湯税の起源までたどっていただきまして、私も今しっかりと勉強させていただいたところでございます。恐縮でございます。

1点は、鉱泉いわゆる温泉というのは地下の資源であって、これは私の資源でもあるし皆さん方の資源でもあるんです。それを利用してスーパー銭湯等に関しては営業をなすり利益を上げているわけです。みんなの資源なんです。そのみんなの資源をホテルとかスーパー銭湯とかいったところは、地下の資源を、みんなの資源を1企業が吸い上げてそれを客に販売というか利用させて利益を上げて営業活動をなさっているんです。ですから、私は、入湯税という税をとっても、入湯税はお客さんが払うわけですから、別に企業が払うわけではないわけですが、そういった形で税を徴収してもいいのではないかなというのが1点。

もう1点は、一遍、奈良県としてこの問題はどうかというふうに、上牧町だけというのは地域性の問題で、平群はとっていない、ここはとっていない、にもかかわらず上牧町だけがというのは企業としても抵抗があるのかなと思うので、奈良県として一度ご検討をなさればよろしいのではないかなと思います、その点はいかがでしょう。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（田中一夫） 全県的な中での考え方は今はまずないということでございますが、今後そういう部分で入湯税をもっと発展的に考えますと、入湯税につきましては今まで入湯税はかからない、単純にいい湯だなということで低料金で入っていたか、スーパー銭湯についても課税についてはそろそろ考える時期であるということもいろんな検証査定の中で出ておりますので、今おっしゃった件もこれで終わりではなしに十分継続しながら検討します。

○議長（服部公英） 木内議員。

○8番（木内利雄） もうそれは結構です。

最後になりましたけど、先ほど申し上げましたとおり、高齢者の福祉に関する問題また介護に関する問題、この点、いわゆる高齢者の福祉、介護、この問題、そして先ほど触れました学校教育のレベルアップの問題、これらをもって上牧町は他の市町村と違うのだと、しっかりと光るまちづくりにしっかりと取り組みされるように申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（服部公英） 以上で、8番、木内議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（服部公英） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 2時32分

平成26年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

平成26年6月25日（水）午前10時開議

- 第 1 総務建設委員長報告について
- 第 2 議第 1号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 3 議第 2号 上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議第 3号 上牧町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第 4号 平成26年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について
- 第 6 議第 5号 上牧町庁舎耐震補強・改修工事及び太陽光パネル設置工事請負契約の締結について
- 第 7 議第 6号 上牧小学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結について
- 第 8 意見書案第4号 「海外で戦争する国」に変える集団的自衛権行使容認に反対する意見書（案）
- 第 9 文教厚生委員長報告について
- 第10 意見書案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）
- 第11 意見書案第2号 子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業までに拡充し、窓口無料化を求める意見書（案）
- 第12 意見書案第3号 さらなる年金削減の中止を求める意見書（案）
- 第13 意見書案第5号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）

本日の会議に付した事件

第1から第13まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	康村昌史	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	富木つや子
5番	石丸典子	6番	堀内英樹
7番	吉中隆昭	8番	木内利雄
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	東充洋	12番	服部公英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
教育長	浅井正溢	総務部長	池内利昭
都市環境部長	西山義憲	住民福祉部長	竹島正貴
水道部長	杵本和敏	教育部長	竹島正智
保健福祉センター館長	下間常嗣	都市環境部理事	高木雄一
総務課長	阪本正人	秘書課長	藤岡達也

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 磯部敬一 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） 皆さん、おはようございます。

広報委員会より議会だよりの写真を撮影したいとの申し出があり、許可しましたので皆様方のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎総務建設委員長報告について

○議長（服部公英） 日程第1、総務建設委員長報告について。

富木委員長、報告願います。

富木委員長。

（総務建設委員長 富木つや子 登壇）

○4番（富木つや子） 皆さん、おはようございます。総務建設委員会の報告を申し上げます。

去る6月16日の本会議において、総務建設委員会に付託されました議第1号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する条例について、議第3号 上牧町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例について、議第4号 平成26年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について、議第5号 上牧町庁舎耐震補強・改修工事及び太陽光パネル設置工事請負契約の締結について、議第6号 上牧小学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結について、意見書案第4号 「海外で戦争する国」に変える集団的自衛権の行使容認に反対する意見書（案）

について、以上7議案について、6月17日午前10時から全委員出席により、慎重審議いたしました結果を報告申し上げます。

議第1号 上牧町税条例等の一部を改正する条例については、国の税制改正に伴うもので、軽自動車税の改正が大きな比重を占めている。平成27年度から実施されるが、増収見込額の委員の質問に対し、答弁として条例の施行は27年4月1日であり、4月2日以降の新車登録分から適用される。新車登録は年間約350台を見込んでおり、税額では全体で120万円の増額が見込まれるとの軽自動車の税率改正後の状況について説明がありました。

また、東委員より地方税法改正に伴い原動機付自転車、軽自動車税の大幅な税率引き上げが含まれており、50ccの原動機付自転車は年額1,000円から2,000円に、軽自動車は年額7,200円から10,800円に引き上げられる。国内における軽自動車の普及は、新車で4割近いシェアを占めており、特に地方部や都市郊外で普及している。その背景には、長期的な所得低迷や自動車税など維持費の負担が国民に重いものとなり、価格や維持費ともに比較的安い軽自動車の需要が高くなっているのが実態である。とりわけ公共交通が衰退した地域では、一世帯で複数台数所有するなど住民の重要な移動手段であり、原動機付自転車においても公共交通機関の運行がない深夜や早朝に働く労働者の足となっている。今回の軽自動車税増税は、雇用や経済の面でも困難を抱える地方や郊外の住民ほど負担増の影響が大きくなる。

自動車業界の要望にこたえて自動車取得税を減税・廃止し、その減収のツケを軽自動車税の増税で賄うことは、国民に対して消費税に加えての二重の負担を押し付けるもので断固反対であるとの反対の討論がありました。

採決の結果、議第1号は賛成多数で可決いたしました。

議第2号、上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する条例については、関連質問として、ささゆりルームの開設から半年余り経ち、現在の利用状況と今後はもっと皆さんが活用しやすいように工夫も必要ではとの質問があり、担当者より利用状況については25年10月から使用開始したが多少のばらつきはあるが平均16~17件の使用がある。町や社会福祉協議会の事業のほかにも各種団体や個人でも使用されている。各種団体が利用する場合に町や社会福祉協議会の事業と重なっている日があり、今後精査しながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

採決の結果、議第2号は出席委員全員異議なく可決いたしました。

議第4号 平成26年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について。

歳出では、財産管理費の公用車購入費474万3,000円についての車種や活用など具体的な

説明を求める質問がありました。

町長公用車は、平成12年に購入し14年が経過していることから、修理に相当な費用がかさむことから買い換えの時期であると判断した。車種については、エスティマハイブリッド7人乗りを予定している。新しいタイプの公用車の活用については、町長だけでなく幹部職員が会議等に参加する出張の場合や視察研修等での利用を考えている。また、議会の活用についての質問では、議会の公用でも使用できるとの答弁がありました。

また、塵芥処理費では、ごみ中継施設基本計画策定業務委託料464万4,000円について、ごみ処理基本計画の策定との関連についての質問があり、ごみ中継施設との計画とあわせて一般廃棄物処理計画の一部の見直しも含めた委託料である。中継施設の建設については町全体で取り組むとの答弁がありました。

採決の結果、議第4号は出席委員全員異議なく可決いたしました。

議第5号 上牧町庁舎耐震補強・改修工事及び太陽光パネル設置工事請負契約の締結について、議第6号 上牧小学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結については、議第5号、議第6号それぞれの請負契約についての入札経緯並びに落札金額について、町の評価の考えについて説明を求める質問があり、共に入札方法は総合評価落札方式の一般競争入札で入札金額についても共に適正な金額であるとの答弁がありました。

採決の結果、議第5号、議第6号の議案については出席委員全員異議なく可決いたしました。

議第3号 上牧町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例について、意見書案第4号 「海外で戦争する国」に変える集団的自衛権の行使容認に反対する意見書(案)については採決の結果、全員異議なく可決いたしました。

以上で、総務建設委員会の報告といたします。

○議長(服部公英) 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第2、議第1号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

東議員。

○11番(東 充洋) 上牧町税条例等の一部を改正する条例案について、反対の討論を行います。

今回の税条例等の一部を改正する条例案は、地方税法の改正に伴い原動機付自転車、軽自動車税の大幅な税率引き上げが含まれています。特徴的な例を挙げれば、50ccの原動機付自転車、年額1,000円から2,000円に、軽自動車、自家用車、年額7,200円から10,800円に引き上げられます。日本国内における軽自動車の普及状況は、新車販売台数で4割近いシェアを占めており、特に地方や都市郊外部において普及しています。その背景には、長期にわたる所得低迷の中で税を含めた自動車の維持費の負担が国民にとって重いものとなり、価格、維持費ともに比較的安価な軽自動車の需要が高くなっているのが実態であります。とりわけ公共交通が衰退した地域では、一世帯で複数台数所有するなど住民の重要な移動手段となっています。また、原動機付自転車は、公共交通機関の運行がない深夜や早朝に働く労働者の足となっています。

今回の軽自動車税、増税は雇用や経済の面でも困難を抱える地方部や郊外の住民ほど負担増の影響が大きくなります。自動車業界の要望にこたえて自動車取得税を減税、廃止し、その減収のツケを軽自動車税の増税でまかなうことは国民に対して、消費税に加えての二重の負担を押し付けるもので断固反対であると申し述べ、反対の討論といたします。

○議長(服部公英) ほかにございませんか。

(「ほかになし」という者あり)

○議長(服部公英) これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

(起立多数)

○議長（服部公英） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第3、議第2号 上牧町ささゆりルーム設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第4、議第3号 上牧町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第5、議第4号 平成26年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第6、議第5号 上牧町庁舎耐震補強・改修工事及び太陽光パネル設置工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第7、議第6号 上牧小学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎意見書案第4号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第8、意見書案第4号 「海外で戦争する国」に変える集団的自衛権の行使容認に反対する意見書(案)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

康村議員。

○1番(康村昌史) 1番、康村昌史です。

「海外で戦争する国」に変える集団的自衛権の行使容認に反対する意見書(案)について、反対の討論を行います。

現在、政府においては安全保障法整備に関する協議が行われています。その中で、集団的自衛権の行使をめぐる憲法解釈については、国民の理解を得ることが1番大事であり、政府の十分な説明や慎重な議論が必要です。これまで、政府の方針として海外で武力行使を行わないことは、国民にも国際社会の中でも定着しています。これを変えようとするのであれば、なぜ変えるのかどのように変えるのか、変えた結果、国民や同盟国のアメリカ、近隣諸国に対してどのような影響が及ぶのか慎重に議論しなければなりません。また、政府は、これまで法律を整備する中で国連平和維持活動、PKO協力法や国際援助法、武力攻撃事態法など

を議論され現在に定着しています。

今回、将来の安全保障に関して、政府として国民の生命と財産を守るためには、国としてどうあるべきか国民として見極める必要があると考えます。政府は、今後の日本周辺有事の対応や個別的自衛権に近い対応について、自国をどのように守っていくのか細部にわたる協議が重ねられている中、時間をかけて慎重に協議する必要があり現在協議の段階となっています。

このような中、今回の意見書に対しての判断、結論は出せないと思われます。また、この意見書案にあるような自衛隊がアメリカとともに世界のどこでも武力行使ができる日本を、海外で戦争する国にしようとするような意図は与党、自民党、公明党にはあるようには思われません。

以上、反対の討論といたします。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

（起立多数）

○議長（服部公英） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎文教厚生委員長報告について

○議長（服部公英） 日程第9、文教厚生委員長報告について。

辻委員長、報告願います。

辻委員長。

（文教厚生委員長 辻 誠一 登壇）

○3番（辻 誠一） 文教厚生委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月18日、文教厚生委員全員で、当委員会に付託された議案を慎重に審議しました結果を以下のとおり報告いたします。

まず、意見書案第1号「手話言語法」制定を求める意見書(案)について。

質疑、討論なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、意見書案第2号「子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業までに拡充し、窓口無料化を求める意見書(案)」について、質疑が行われました。

長岡委員より、子どもの医療費については、これまで中学校卒業まで無料にすべきと訴えてきた。子どものけがや病気は、まったなしである。窓口負担なしで安心して医療が受けられる制度が必要と考えている。財源については、県も努力すべきと考えるが、どのように考えているのかとの質疑がありました。

石丸委員より、県の案件で県議会で議論される。上牧町としてはコメントすべきものでないが、共産党議員団として道路整備など若草山のモノレールなど公共事業を抑制し、その分、福祉医療へ財源を回すよう提案をしているとの答弁がありました。また、全国どこでも子育てに係る医療負担が同じになるようにすべきで、本来は国の制度とすべきであるが、まず県からということにした。そして医療費削減から窓口立替払いをすれば、市町村の国民健康保険の国庫負担金を減じようとしているのも子育て支援に逆行するもので問題である。など追加の答弁がありました。

討論に入りましたが、討論なく、採決の結果、全員一致で本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、意見書案第3号「さらなる年金削減の中止を求める意見書(案)」について、質疑が行われ、長岡委員より公的年金は老後の生活を支える大切な財源である。長らくデフレ不況の中で、2000年度から3年間物価は下落したが、高齢者の生活に配慮して、特例的に年金額を据え置く措置がとられた。据え置き分を是正することは年金保険料を負担する世代の負担を軽減することにつながる。

マクロ経済スライドを廃止するとしているが、年金制度は信頼性と継続性を確保することが大事。マクロ経済サイドを活用して安定した持続可能な年金制度になるよう、努力すべきとの質疑がありました。

これに対し、提出者である東議員より年金問題について答弁がありました。

まず、このような年金制度が行き詰ってきたのは、これまで10年前から、ときの政府が何ら手を打ってこなかった結果である。

デフレについては、物価の下落というのが物価を測る物差しがなんであるか、明確でない。カメラや電化製品でなく、生活必需品で推しはかるべきである。ガソリンに代表される石油製品は110円から160円とかなりの高騰の現状がある。

年金が破綻しようとしている将来、マクロは永遠に続くのか？マクロはどんどん年金を引き下げていくようになると考えられる。その原因は、若い世代が我々の時にはどうなるのかという年金離れしていく現状、そしてきちっとした雇用形態が確立されていない雇用問題にも原因がある。2.5%の削減に10万人以上の反対の声がある。マクロは弱い者いじめであり、廃止し、それよりも温かく人間らしい政策を求めるものであるとの答弁がありました。

ついで、討論が行われました。

康村委員より反対の討論がありました。

医療・介護・年金等の社会保障を永続的に維持・持続するためには、年金などの給付水準等の見直しもやむを得ない、というものです。

採決の結果、賛成少数で本案は否決すべきものと決しました。

ついで、意見書案第5号 地域包括ケアシステム構築のための地域実情に応じた支援を求める意見書（案）について、質疑が行われました。

石丸委員より、質疑ではないという前提で意見が出されました。

まず、この提案書が出た時点では、まだこの法案が審議中であるのに法案成立ありきでの意見書である。成立すれば、自治体へ丸投げで自治体の予算などから自治体間の格差がでる。また、3月議会で提出、可決された意見書「介護保険見直しに関する意見書」に相反するものである。これは介護保険の給付の削減と負担増という点で、介護保険の根底から揺るがすものとして提出したものであった。3つ目に、この法案が、利用者や家族の立場に立ったものでなく法案自体が問題である、というものでした。

ついで、討論が行われ、反対の討論が石丸委員より出されました。

ことしの3月議会では、給付削減・負担増は反対という内容の「介護保険見直しに関する意見書」を可決している。また、今回の意見書は医療介護総合法による制度変更を前提としている。

賛成の討論が康村委員よりありました。

少子高齢化が進む中で、増加する一方の社会保障費を抑制しつつ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる新しいシステムの構築が必要となっている。そのため、意見書案の内容は重要なものである、というものでした。

採決の結果、賛成多数で本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（服部公英） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎意見書案第1号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第10、意見書案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎意見書案第2号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第11、意見書案第2号 子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業までに拡充し、窓口無料化を求める意見書（案）、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎意見書案第3号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第12、意見書案第3号 さらなる年金削減の中止を求める意見書(案)、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

康村議員。

○1番(康村昌史) 1番、康村昌史です。

意見書案第3号 さらなる年金削減の中止を求める意見書(案)について、反対の討論を行います。

毎年1兆円ずつ増加されている医療、介護、年金などの社会保障費を抑制しつつ今の社会保障制度を維持、持続するためには年金などの給付水準等の見直しもやむを得ないと思われま

以上、反対の討論といたします。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

さらなる年金削減の中止を求める意見書（案）について、賛成の討論を行います。

現在、税と社会保障の一体改革と称して行われているのは、医療保険、介護保険の負担増、年金の削減、病院や施設からの利用者の追い出し、そして消費税の増税です。物価が上がり生活がますます大変になったという声は高齢者だけではありません。これ以上の年金の削減は将来の不安をさらに大きくするだけでなく、消費を冷え込ませ国の経済もよくなりません。また、年金制度への信頼がさらに損なわれるものです。安倍首相がいう経済の好循環どころか悪循環です。公的年金は老後の生活保障の柱です。老後の安心を提供する制度であるべきです。

以上の理由で、この意見書案に賛成します。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、ご起立願います。

（起立少数）

○議長（服部公英） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。



◎意見書案第5号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第13、意見書案第5号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

石丸議員。

○5番(石丸典子) 5番、石丸典子です。

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書(案)の反対の討論を行います。

3つの事項を指摘いたします。

まず1つ目では、上牧町の3月議会では、給付削減、負担増は反対という内容の介護保険見直しに関する意見書を可決しています。今回のこの意見書案、地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書(案)は、議会に提案された時点では医療、介護総合法案が国会で審議中でありました。制度変更を前提とする内容で賛成できません。

2つ目には、地方自治法改正で創設されるという連携協約制度を活用と意見書案の中ではありますけれども、これは道州制と並行し進められようとするもので問題であります。

3つ目には、社会保障と税の一体改革を進めるため医療、介護、福祉制度の財源として消費税を中心に据えさせようとする内容となっている点です。

以上の点を、指摘いたしまして反対といたします。

○議長(服部公英) ほかにございませんか。

康村議員。

○1番(康村昌史) 1番、康村昌史です。

意見書案第5号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書(案)について、賛成の討論を行います。

少子高齢化が進む中で、増加するいっぽうの社会保障費を抑制しつつ高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けられる新しいケアシステムの構築が必要となっています。その新しい地域包括ケアシステムを構築するため地域の実情に応じた支援を求めるこの意見書(案)の内容は、非常に重要なものであります。

以上、賛成の討論といたします。

○議長(服部公英) ほかにございませんか。

富木議員。

○4番（富木つや子） 4番、富木つや子でございます。

地域包括ケアシステム構築のため地域の实情に応じた支援を求める意見書(案)について、賛成の討論を行います。

地域包括ケアシステムを構築するため医療介護総合確保推進法が18日、参議院本会議で成立いたしました。超高齢化社会を迎える中で、急激に増加する医療と介護の需要に的確に対応し高齢者が見慣れた地域で必要な医療、介護、生活サービスを受け、安心して暮らしている地域包括ケアシステムを整えることが柱となっています。同法には、効率的で質の高い医療の確保のため病床の機能分化を推進、医療在宅の充実など医療提供の充実、医療体制の整備に向けた消費税の増税分を活用して都道府県に新たな基金が設置されます。

一方、介護分野では、要支援のサービスでは市町村の地域支援事業の移行することで、従来では行えなかった多様な支援も可能となり、あわせて必要な方については、今までと同様に同じように介護予防の個別給付も行われることになっており、財源に関しても介護保険の中で対応されます。さらに、介護保険料の低所得者の負担軽減にも配慮をされております。

さしせまった超高齢化社会に備える待ったなし改革をあらゆる取り組みと連携しながら、総合的に進めることが最重要です。現在、自治体では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定作業を進めており、今後は同法に盛り込まれた財政支援制度などを活用し各地域の实情にあったシステムの具体化がされます。

については、社会保障、税一体改革の円滑な進行のために、消費税財源を的確に活用しながら全国の自治体のそれぞれの地域の实情に応じた公平な医療、介護、生活の総合サービスが行われ、住み慣れた地域で高齢者がいつまでも安心して暮らせるように、国の積極的な支援を強く要望して賛成の討論といたします。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

（起立多数）

○議長（服部公英） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎ 閉会の宣告

○議長（服部公英） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。



◎ 町長のあいさつ

○議長（服部公英） 閉会にあたり、招集者のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 全議案、承認、議決をいただきまして、ありがとうございます。

議決をいただきました事柄につきましては、また着実に進めて参りたいというふうに考えております。そしてもう1つ、7月からタウンミーティングを実施することといたしました。また、広報、ホームページ等で日程等については、お知らせをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、これから本格的に暑くなって参りますので、議員皆様には、体に十分ご留意をいただきまして、議員活動を邁進していただきますようお願いを申し上げたいというふうに思います。今議会、皆様方には大変、慎重にご協議をいただき、ありがとうございました。今後ともよろしくお願いを申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。

どうもありがとうございました。



○議長（服部公英） これをもちまして、平成26第2回上牧町議会定例会を閉会いたします。
どうも、皆様、ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 服 部 公 英

署 名 議 員 富 木 つや子

署 名 議 員 石 丸 典 子